

市紋章



中央に川越の「川」を置き、周囲に片仮名の「コエ」を配し、「川越」を象徴したものです。

(明治 45 年 5 月 11 日制定)

川 越 市 民 憲 章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

市の木（かし）



(昭和 57 年 10 月 15 日制定)

市の花（山吹）



市の鳥（雁^{かり}）



(平成 4 年 12 月 1 日制定)

目 次

川越市民憲章	i
目次	ii
凡例	ix
I. 概要等	1
1. 川越市の概要	1
2. 川越市保健所の概要	2
(1) 建築概要	2
(2) 設置目的	2
(3) 施設概要	2
3. 川越市総合保健センターの概要	3
(1) 建築概要	3
(2) 設置目的	3
(3) 施設概要	3
4. 事務機構（令和8年4月1日現在）	4
5. 職員配置（職種別：令和8年4月1日現在）	5
6. 事業概要（令和8年度4月1日現在）	6
(1) 事業目的と理念（川越市の保健事業）	6
(2) 保健総務課の事業概要	6
(3) 保健予防課の事業概要	7
(4) 食品・環境衛生課の事業概要	9
(5) 衛生検査課の事業概要	11
(6) 健康管理課の事業概要	12
(7) 健康づくり支援課の事業概要	14
(8) 母子保健課の事業概要	16
7. 人口動態	19
(1) 人口及び世帯数の推移	19
(2) 人口ピラミッド（令和8年4月1日現在）	20
(3) 人口動態総覧	21
(4) 母の年齢別出生率の推移	22
(5) 死亡数（死因分類）	23
(6) 死亡数（5歳階級別、令和6年）	23
(7) 令和6年川越市死因別死亡数	24
8. 医療従事者数	27
(1) 医療従事者数	27
(2) 医師・歯科医師・薬剤師（人口10万に対する医療従事者数）	27

9. 母体保護統計	28
(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数	28
II. 地域医療の推進	29
1. 地域医療従事者養成事業	29
(1) 地域保健実習の受入れ	29
2. 医事監視・指導	30
(1) 医療機関等施設数など	30
(2) 医療安全支援センター（保健総務課内）	31
(3) 救急告示医療機関関係事務	31
3. 薬事監視・指導	32
(1) 薬事関係施設数など	32
(2) 無承認無許可医薬品対策	32
(3) 家庭用品安全対策	33
(4) 献血推進	33
(5) 薬物乱用防止	33
4. 医療施設数及び病床数	34
(1) 医療施設数	34
(2) 病床数	34
5. 衛生関係免許受付件数	35
(1) 厚生労働大臣免許	35
(2) 県知事免許	35
III. 保健予防事業	37
1. 精神保健福祉	37
(1) 精神保健福祉相談	37
(2) 青年期ひきこもり事業	39
(3) 普及啓発・組織支援	40
2. 結核対策	43
(1) 定期健康診断	43
(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診	44
(3) 登録患者数（結核）	44
(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数	45
(5) 結核患者・接触者等の調査・相談	46
(6) DOTS（直接服薬確認療法）事業	46
(7) 結核予防費補助事業	48
3. 感染症対策	49
(1) 感染症発生届受理件数	49
(2) 一類、二類（結核を除く）、三類感染症の接触者健診及び本人陰性確認	50
(3) 性感染症検査・相談	50
(4) 感染症電話等相談	50

(5) 感染症予防啓発研修会の開催	51
(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談	53
IV. 食品の安全性確保	55
1. 食品衛生	55
(1) 食品関係営業施設等数（業種数）の推移	55
(2) 食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）	55
(3) 新法に基づく届出施設数（業種数）	58
(4) 食中毒発生状況	59
(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育	59
2. 食品衛生監視業務	59
(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査	60
(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導	60
(3) 食品等の収去等	64
(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導	66
(5) 食鳥処理場に対する監視指導	68
V. 生活環境の確保	69
1. 衛生的な生活環境の確保	69
(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数	69
(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数	70
(3) プール維持管理指導	70
(4) 衛生害虫等に係る相談	70
(5) 水害時消毒実施状況（箇所数）	70
2. 動物の適正な飼養管理	71
(1) 野犬捕獲・収容等	71
(2) 犬に関する苦情・相談件数	71
(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数	71
(4) 犬の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況	72
(5) 猫の引取り・収容数	72
(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業	72
(7) 猫に関する苦情・相談件数	73
(8) 負傷動物の収容	73
(9) 特定動物の飼養保管許可	74
(10) 動物取扱業の登録	74
(11) 普及・啓発	74
VI. 食品・水質・感染症等の検査	75
1. 食品等の検査	75
2. 食中毒等の検査	75
3. 水質の検査	75
4. 感染症の検査	77

5. 家庭用品等の検査	77
VII. 予防接種事業	79
1. 定期予防接種の概要	79
2. 年齢別定期予防接種者数（令和7年度）	80
3. 種類別定期予防接種者数	81
(1) ロタウイルス	81
(2) B型肝炎	82
(3) ヒブ	82
(4) 小児用肺炎球菌	82
(5) 五種混合・四種混合・三種混合・二種混合	83
(6) 二種混合	83
(7) 不活化ポリオ	84
(8) 麻しん風しん混合	84
(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原	85
(10) 水痘（水ぼうそう）	85
(11) 日本脳炎	86
(12) BCG	87
(13) HPV（子宮頸がん予防）	88
(14) 高齢者インフルエンザ	89
(15) 高齢者肺炎球菌	89
(16) 風しん第5期	89
(17) 高齢者新型コロナウイルス	89
(18) 高齢者帯状疱疹	90
4. 任意予防接種に対する費用助成	91
(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業	91
(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種	91
5. 風しん抗体検査事業	92
(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査	92
(2) 風しん第5期定期接種に係る抗体検査	92
VIII. 健康づくり支援事業	93
1. 事業概要	93
2. 運動指導事業	94
(1) 健康教室	94
(2) 健康マイレージ事業（県との共同事業）	94
(3) ラジオ体操	94
3. 栄養改善事業	95
(1) 栄養改善事業一覧	95
(2) 給食施設指導	95
(3) 栄養関係団体育成	95

(4) 食環境づくり推進事業	96
4. 歯科保健事業	98
(1) 歯科保健事業一覧	98
(2) 歯科保健事業の主なもの	98
5. 団体組織・関係団体との連携・基盤整備	99
(1) 川越市健康づくり推進協議会	99
(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議	100
6. 組織活動の支援	100
(1) 川越市保健推進員	100
(2) 川越市保健推進員協力員	102
(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき21	102
7. 健康づくりの推進	103
(1) 地区担当保健師活動	103
(2) 啓発活動の推進	103
8. 受動喫煙対策	104
(1) 受動喫煙に関する通報及び相談等の件数	104
(2) 喫煙可能室設置に係る法律及び条例に基づく届出書等の提出状況	104
(3) 啓発について	104
9. 地域・職域推進事業	105
(1) 健康づくりサポートメニュー	105
IX. 成人保健事業	107
1. 事業の概要	107
2. 健康手帳の交付者数	109
3. 健康教育	109
(1) 健康教室（講座等主なもの）	110
4. 健康相談	113
(1) 成人健康相談	114
(2) 特定保健指導	114
5. がん検診等	115
(1) 検診事業一覧	115
(2) 総合保健センター施設検診の実施状況	116
(3) 検診項目別実施状況	117
(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分	128
(5) がん患者への支援	128
6. 難病対策	129
(1) 指定難病等医療給付申請事務	129
(2) 難病患者支援事業	130
7. 石綿（アスベスト）対策	131
(1) 石綿（アスベスト）健康相談	131

(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務	131
8. 肝炎対策	132
9. 原爆被爆者対策	132
(1) 各種申請進達	132
(2) 原爆被爆者に関する相談	132
10. 骨髄移植ドナー助成費交付	132
11. アピアランスケア用品購入支援事業	133
12. 若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業	133
13. 地域支援事業	134
(1) 一般介護予防事業	134
X. 母子保健事業	137
1. 母子保健事業の概要（令和7年度）	137
2. 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）	138
(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）	138
(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）	138
(3) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）	138
3. 健康診査	139
(1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）	139
(2) 産婦健康診査	140
(3) 新生児聴覚スクリーニング検査	140
(4) 1か月児健康診査	141
(5) 4か月児健康診査（母子保健法第13条）	141
(6) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）	142
(7) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）	143
(8) 5歳児健康診査	145
(9) 妊産婦歯科健診	145
(10) 2歳児親子歯科健診	146
4. 健康教室（母子保健法第9条）	146
(1) 両親学級	146
(2) 育児教室	147
(3) 依頼の教室（育児関連講座等への協力）	148
5. こどもの食物アレルギー講演会	148
6. 健康相談（母子保健法第10条）	149
(1) 乳幼児相談	149
(2) 心理相談員による相談	149
(3) 発育発達に関する相談事業	150
7. 訪問指導	150
(1) 乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法・母子保健法）	150
(2) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問	151

(3) その他の訪問指導	151
8. 長期療養児等育児支援	153
(1) いもっこの会（ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会）	153
(2) ほっとママタイム（ふれあい親子支援事業）	153
9. 母子保健連絡調整会議	154
10. 利用者支援事業（こども家庭センター型の母子保健機能）	154
11. 産後ケア事業	155
(1) 短期入所型産後ケア事業	155
(2) 通所型・居宅訪問型産後ケア事業	155
12. 産前・産後サポート事業	155
13. 出産・子育て応援事業	156
14. 妊婦のための支援給付事業	156
15. 母子公費負担医療	157
16. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	158
17. 不妊・不育症支援事業	158
(1) 川越市不妊専門相談センター	158
(2) 川越市早期不妊検査費助成事業	158
(3) 川越市不育症検査費助成事業	159
(4) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業	159
奥付	160

凡 例

本書は、一部を除き、令和7年度における川越市保健所の事業及び実績をまとめたものである。表章記号の意味は、特段の記載があるものを除き、下記による。

統計表中、単位未満の値は四捨五入としたため、内訳を合計したものが合計の数値と一致しない場合がある。また、値が「令和元年」又は「令和元年度」の実績を示す場合、表側又は表頭の表章は「1」とした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施を中止、又は規模を縮小した事業等がある。そのため、実績値は計画とは大きく異なっている場合がある。

0 (れい)	単位未満
… (三点リーダ)	資料なし
— (ダッシュ)	皆無
＼ (斜線)	定義上または制度上ありえないもの
〔 ダッシュ及び斜線については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等を含む。 〕	
x (エックス)	発表をさしひかえるもの
△ (三角) 又は — (マイナス)	減少

I 概要等

I 概要等

1 川越市の概要

本市は、東京都心から北西に 30 km、埼玉県中央部からやや南部、武蔵野台地の東北端に位置している。

地形は、西から東に向けて緩やかに傾斜しているが全体的に平坦で、概ね中央部が市街地、北東部が水田地帯、南西部が畑地帯に分けられ、南部には武蔵野の雑木林が多く残されている。

東京都心への通勤圏にあり、ベッドタウンとして集合住宅の建設や大規模な住宅団地の造成が継続しており、自然の面影を残しつつ都市化が進んでいる。

また、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、郊外における稲作・畑作の農業、**小江戸川越**と称される歴史と文化を資源とした観光など充実した都市機能を持ち、県中央部の中核都市として発展している。

本市は大正 11 年に埼玉県で最初の市制を施行、当時 3 万 1 千人であった人口は、昭和 30 年の大合併（隣接する 9 か村）により 10 万人を超え、その後も昭和 40 年代から 50 年代に急激な人口増があり、平成 27 年には 35 万人を超えている。

本市もまた少子高齢化の傾向にあり、第四次川越市総合計画（平成 28 年 3 月策定）の人口推計によると、今後は人口が徐々に減少していくものと見込まれている。少子化対策及び高齢化対策は重要課題となっている。

平成 15 年 4 月 1 日に埼玉県で初めての中核市となる。中核市移行に伴い、これまで県と市で分担して行ってきた保健予防、食品衛生、環境衛生、健康づくり等の保健サービスを本市で一体的に行えるようになった。

■本市の位置と面積

位	置	東経 139° 29′ : 北緯 35° 55′ （世界測地系による）
		海拔 18.5 m
面	積	109.13 km ² （東西 16.27 km 南北 13.81 km）

■人口統計（令和 8 年 4 月 1 日現在）

世 帯 数	172,420 世帯
人 口	352,637 人（男 175,106 人、女 177,529 人、不詳 2 人）
人 口 密 度	3,231 人／km ²
65 歳以上人口	95,781 人
高 齢 化 率	27.16 %（小数点以下第 3 位を四捨五入）

I 概要等

2 川越市保健所の概要

(1) 建築概要

敷地面積	3,854.58 m ²	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	1,029.91 m ²	
延床面積	3,072.42 m ²	
	1階	1,021.42 m ²
	2階	1,029.91 m ²
	3階	992.50 m ²
	地階	28.59 m ²
駐車場	61台	
駐輪場	約15台	
竣工	平成16年3月	
開設	平成16年4月1日	

} 川越市総合保健センターとの
連絡通路を含む。

(2) 設置目的

川越市保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として、また、市民の健康づくりの拠点である総合保健センターと一体となり、保健・医療・福祉の連携拠点として設置した施設である。

(3) 施設概要

1階は保健総務課、保健予防課、食品・環境衛生課及び衛生検査課の事務室を配置し保健衛生業務を行う窓口となっている。また、相談室を配置し、精神障害者及びその家族等のための相談等を受付けている。

2階はグループ活動室、教育研修室、診察室、母子相談室等を配置した階である。エイズ等の性感染症相談、検査、こどもの発育、発達の相談等を実施している。

3階は検査室、分析室を配置した階である。飲用水等の水質検査や食品検査、感染症の検査等を実施している。

3 川越市総合保健センターの概要

(1) 建築概要

敷地面積	8,063.01 m ²	
構造・階数	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	2,053.96 m ²	
延床面積	4,345.89 m ²	
	1階	1,813.18 m ²
	2階	1,488.30 m ²
	3階	990.79 m ²
	地階	53.62 m ²
	} 川越市ふれあい 歯科診療所を含む。	
駐車場	78台（うち身障者用等9台）	
駐輪場	約40台	
竣工	平成11年3月	
開設	平成11年4月1日	

(2) 設置目的

川越市総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した施設である。

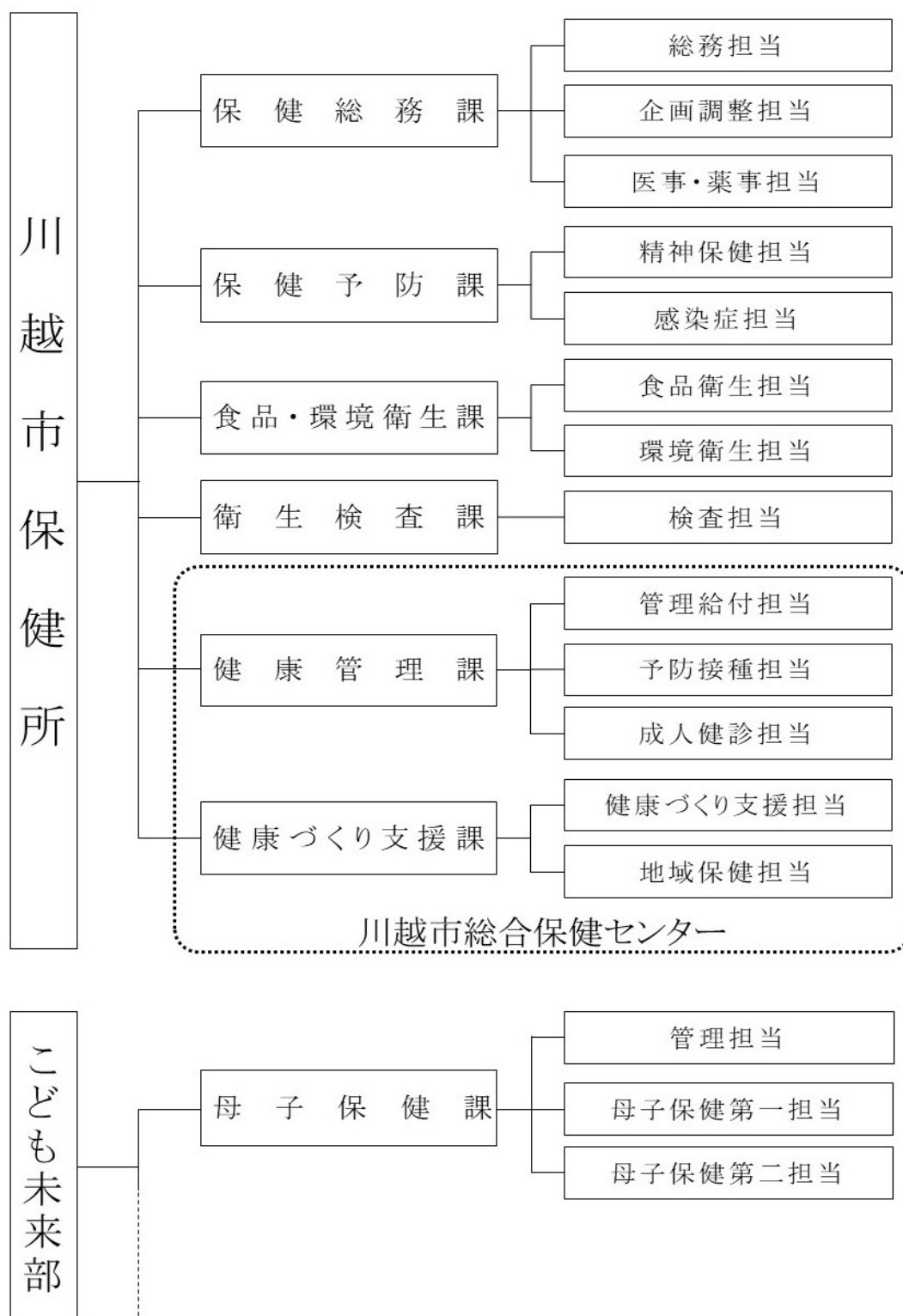
(3) 施設概要

1階は健康管理課のうち管理給付担当及び予防接種担当の事務室、健康づくり支援課の事務室並びに健康増進事業を実施する施設（部屋）を配置した階である。また、健康増進室等の施設を活用し、健康増進に関する事業を実施している。なお、こども未来部母子保健課の事務室も配置している。

2階は健康管理課のうち成人健診担当の事務室、がん検診等のための問診室、胃レントゲン室、胸部レントゲン室、歯科検診室等の設備を配置した階である。健康増進法等に基づく各種検診を実施している。

3階は健康教育、乳幼児健診等の各種事業を実施する施設を配置した階である。多目的室、研修室、会議室、栄養指導室等を活用し、市民の健康づくりを推進する各種事業を実施している。

4 事務機構（令和8年4月1日現在）



（注）健康づくり支援課で行っていた母子保健事業は令和6年4月1日からこども未来部母子保健課に移管した。

（注）当該機構図は、「川越市行政機構図」を基に作成しているため、保健センター内に所在がある母子保健課は枠外となっている。

5 職員配置（職種別：令和8年4月1日現在）

単位：人

課・担当名	職 種												
	医師	保健師	看護師	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士	臨床検査技師	診療放射線技師	精神保健福祉士	薬剤師	獣医師	事務職	総計
川越市保健所	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
保健総務課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
総務担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
企画調整担当	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
医事・薬事担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	2	6
小計	—	2	—	—	—	—	—	—	—	4	—	8	14
保健予防課	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
精神保健担当	—	6	—	—	—	—	—	—	3	—	—	1	10
感染症担当	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	9
小計	—	14	—	—	—	—	—	—	3	—	—	4	21
食品・環境衛生課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2
食品衛生担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	1	8
環境衛生担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	1	7
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	8	2	17
衛生検査課	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
検査担当	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	4
小計	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—	1	7
川越市総合保健センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康管理課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
管理給付担当	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	6
予防接種担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5
成人健診担当	—	3	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	7
小計	—	5	—	—	—	—	—	2	—	—	—	12	19
健康づくり支援課	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
健康づくり支援担当	—	3	—	3	—	1	—	—	—	—	—	3	10
地域保健担当	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
小計	—	13	—	3	—	1	—	—	—	—	—	3	20
合計	2	35	—	3	—	1	3	2	3	14	8	30	101
こども未来部													
母子保健課	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
管理担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5
母子保健第一担当	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
母子保健第二担当	—	9	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	11
小計	—	20	—	—	2	—	—	—	—	—	—	5	27
総計	2	55	—	3	2	1	3	2	3	14	8	35	128

(注) 全ての課において、会計年度任用職員、任期付職員等を含まない。

I 概要等

6 事業概要（令和8年4月1日現在）

(1) 事業目的と理念（川越市の保健事業）

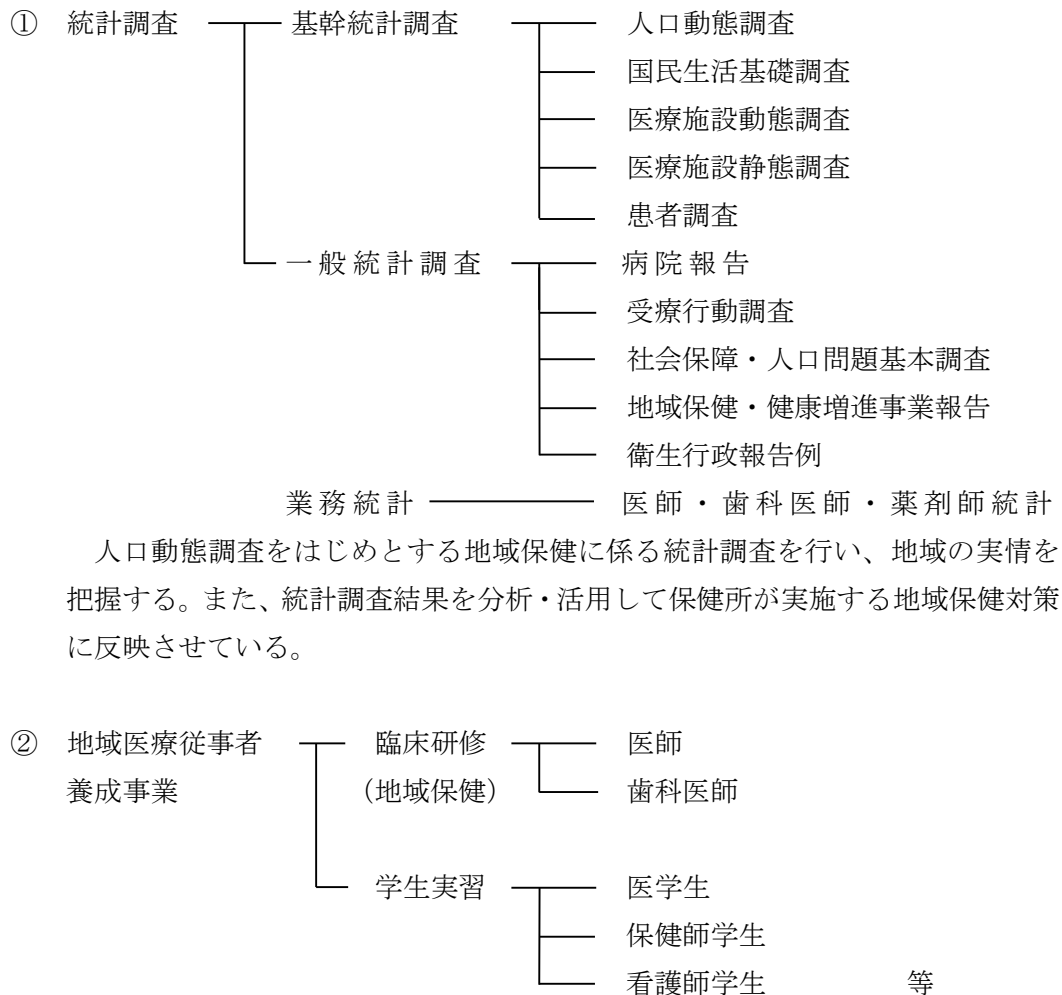
〔事業目的〕

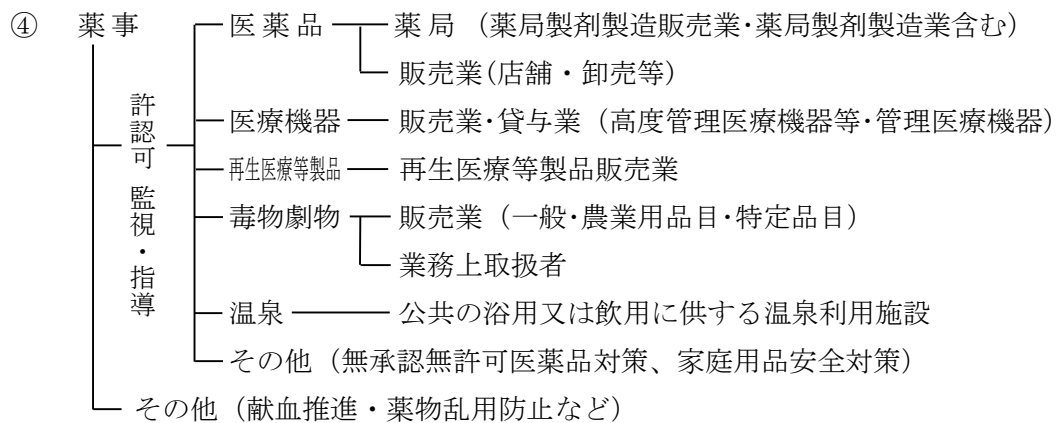
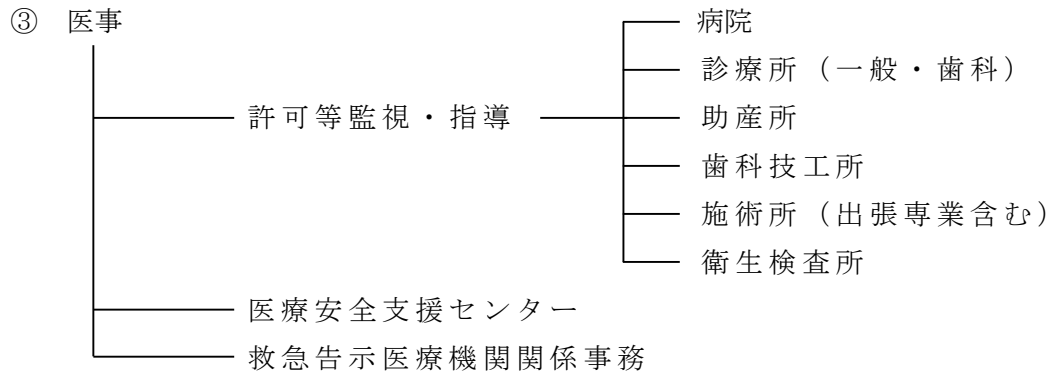
市民の安全な暮らしを確保し、市民個人の視点を重視した地域保健サービスを提供することによって、市民一人ひとりの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

〔理念〕

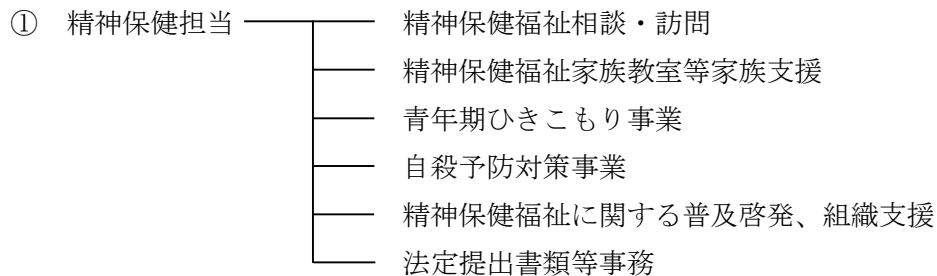
- ・対人保健サービスを充実させ、きめ細かい保健サービスを提供する。
- ・食品衛生や環境衛生等の対物保健サービスを実施し、市民の安全で快適な生活環境の確保を図る。
- ・保健・医療・福祉部門との連携強化を図る。

(2) 保健総務課の事業概要





(3) 保健予防課の事業概要

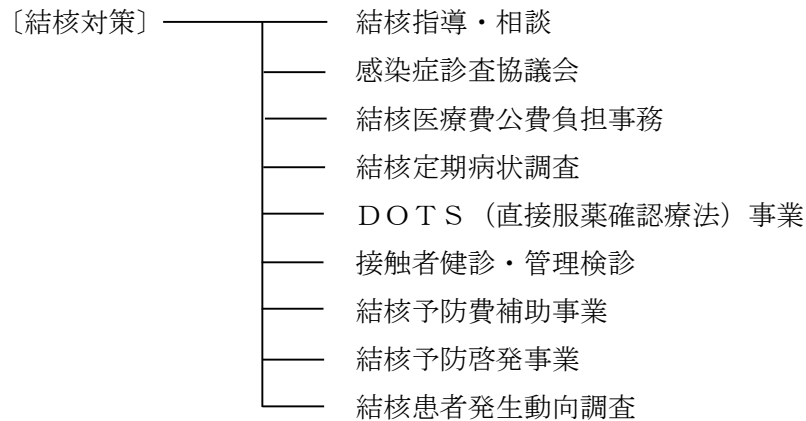


精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、疾病と障害をあわせもつ精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の早期治療の促進、地域社会での自立と社会参加の促進を目的に、相談支援や正しい知識の啓発の事業を実施している。

また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を包括的に推進している。

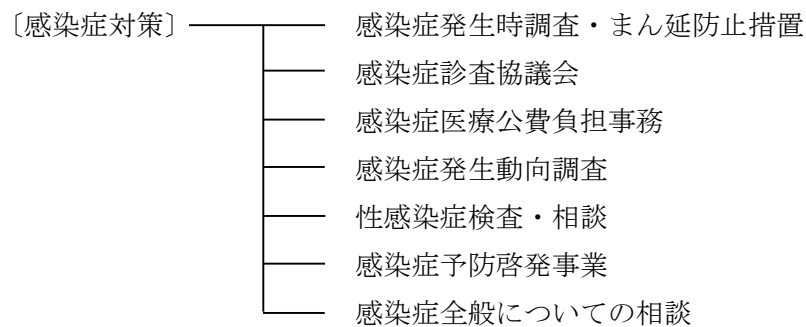
I 概要等

② 感染症担当



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者の登録管理、接触者に対する健診を行い、適正な結核医療を提供し、結核のまん延防止を図る。

結核患者の発生動向等の実情に即した対策を実施し、結核予防の普及啓発及び結核り患率の減少を図る。



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時における調査を行い、まん延防止措置を行う。

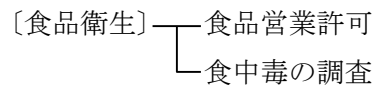
感染症患者の発生状況を把握して、その流行を予測し、啓発を含めた予防措置を講じる。

エイズ等の性感染症に関する検査・相談事業により、正しい知識の普及啓発を行い、性感染症のまん延防止を図る。



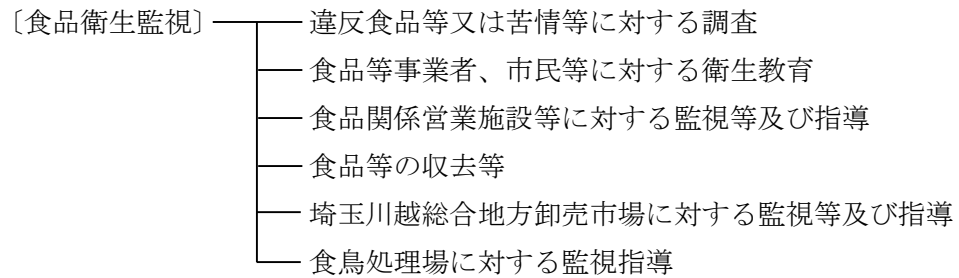
(4) 食品・環境衛生課の事業概要

① 食品衛生担当



食品衛生法等に基づき、食品等事業者の許可又は届出の受理を行う。

また、食中毒発生時に調査等を行い、被害の拡大防止及び再発防止を図る。



食品等事業者、市民等に対し、講習会等を実施し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

食品関係営業施設等の衛生管理向上、食中毒予防等を目的として、監視等及び指導を実施する。

市内で製造、販売等される食品等について、食中毒発生の防止及び不良食品等の流通防止を目的として、食品衛生法に基づく収去等を実施し、食品等の安全性確保に努める。

食品等の流通拠点である市場の監視等及び指導を実施し、食品等における衛生上の危害を未然に防止する。

食鳥処理場に対する構造設備、衛生管理等についての監視指導を実施する。

I 概要等

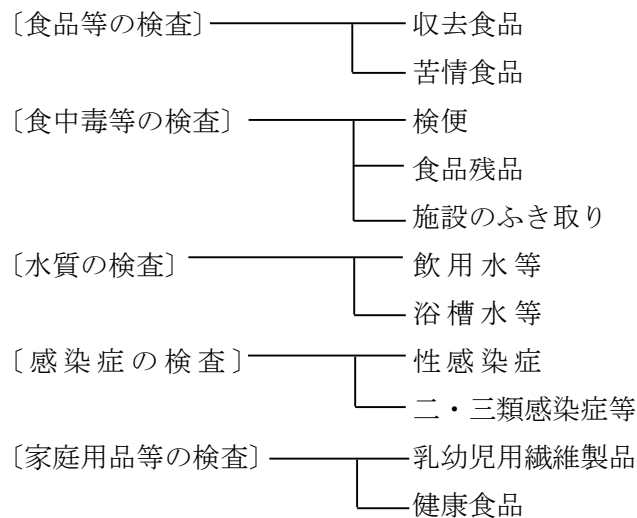
② 環境衛生担当

〔生活環境衛生〕

- 理容所、美容所、クリーニング所の開設に係る届出の受付及び確認検査、監視、指導
- 旅館業、公衆浴場、興行場の営業許可及び届出の受付、監視、指導
- 墓地等の経営許可及び届出の受付、監視、指導
- 特定建築物の届出の受付及び監視、指導
- 建築物衛生法に基づく事業登録の申請受付及び届出の受付、監視、指導
- 専用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導、並びに簡易専用水道の維持管理に関すること
- 自家用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導
- 遊泳用プールの届出の受付、監視、指導
- 住居衛生に関する相談の受付
- 衛生害虫に関する相談の受付
- 水害時の消毒の実施

〔動物の管理・指導〕

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録等事務
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の適正飼養の普及・啓発
- 野犬の捕獲、収容
- 飼えなくなった犬猫の収容
- 負傷動物（家庭動物）の収容
- 動物取扱業の登録、監視、指導
- 特定動物の飼養許可、監視、指導

(5) 衛生検査課の事業概要

食品衛生法等に基づき、食品の検査及び食中毒の原因究明のための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

水道法や飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲用水等の検査を行う。

川越市公衆浴場法施行条例に基づき、浴槽水を衛生的に保守するための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱に基づき、性感染症予防啓発にかかる血液検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、二・三類感染症等発生時に患者または接触者に対する微生物等検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児用繊維製品の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

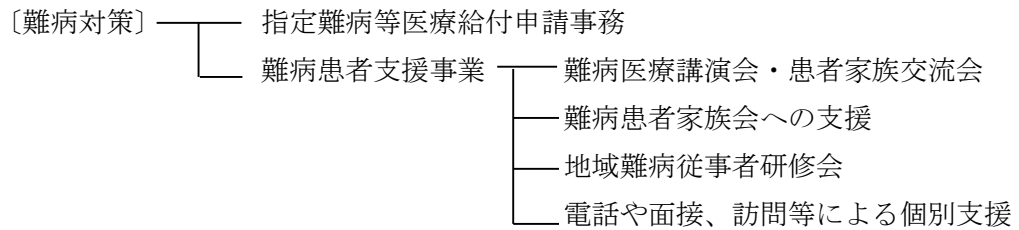
健康食品の医薬品成分含有の有無の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

I 概要等

(6) 健康管理課の事業概要

① 難病対策事業

1) 難病対策事業



難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者が病気を受容し、必要なサービスを最大限に活用し、質の高い療養生活が送れるように、関係機関と連携を図りながら支援している。

2) 肝炎対策

肝炎治療医療費助成の申請事務

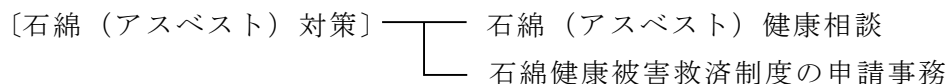
B型およびC型ウイルス性肝炎疾患に対する保険適用のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療を受けた際の、自己負担分の医療費等の一部を助成する制度の申請を受け付け、埼玉県への進達事務を行う。

3) 原爆被爆者対策

原爆被爆者に関する申請の事務

原爆被爆者及び被爆者二世に係わる各種申請の受け付け及び埼玉県への進達事務を行う。

4) 石綿（アスベスト）対策



石綿（アスベスト）に係る健康被害に対する健康相談窓口となり、助言や専門医療機関の紹介等を行う。

5) 骨髄移植ドナー助成費交付

（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞を提供した方に対し、助成費の交付を行う。

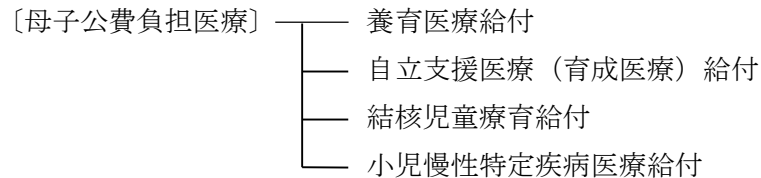
6) アピアランスケア用品購入支援事業

がんの治療に伴う外見の変化を補うためのアピアランスケア用品を購入した方に対し、購入費用の一部助成を行う。

7) 若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業

末期と診断された若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常を送れるよう、在宅サービス利用料等の一部助成を行う。

② 母子公費負担医療事業



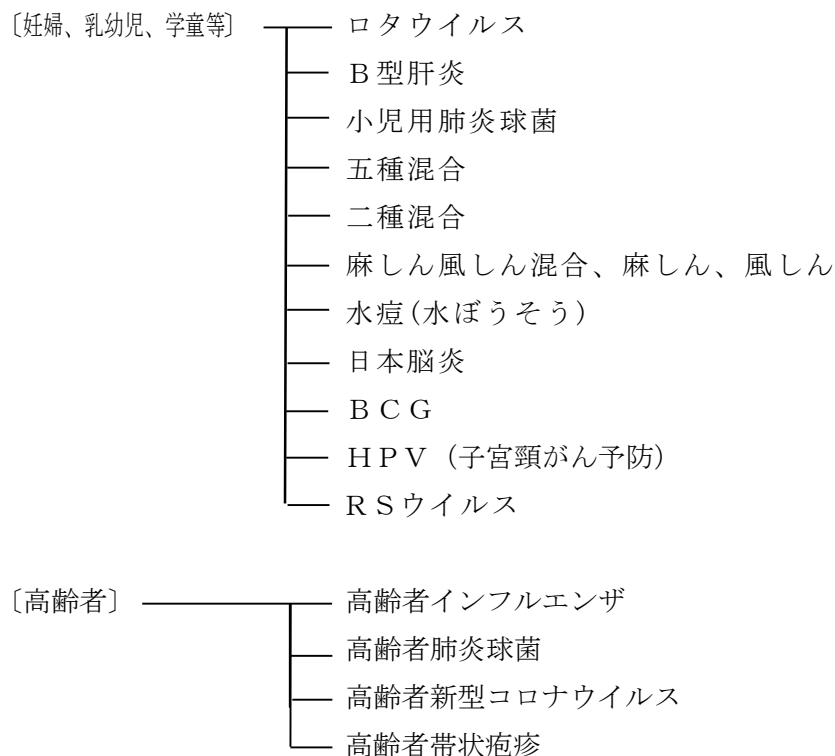
③ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

自立に困難を伴う児童等において、地域支援の充実により自立促進を図るため、講演会や交流会を行う。

④ 予防接種事業

1) 予防接種事業

予防接種法に基づき、以下に示す予防接種を実施する。また、任意接種のうち高齢者肺炎球菌ワクチン接種及び妊娠を希望する女性等の風しん予防接種等の費用の助成を行う。

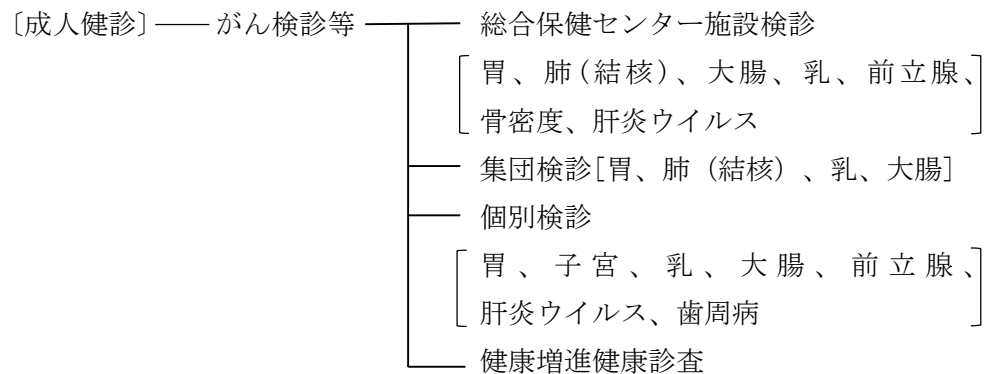


2) 風しん抗体検査事業

妊娠を希望する女性とそのパートナー等に対し、風しん抗体検査を行う。

I 概要等

⑤ 成人健診



総合保健センター施設検診では健康増進法等に基づく成人を対象とした各種がん検診、骨密度検診等をセットにした検診を実施している。

⑥ 健康手帳の交付

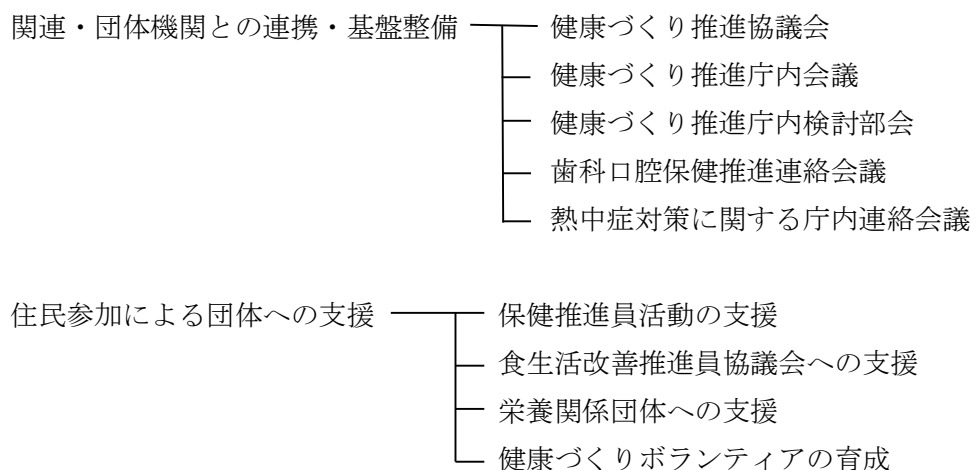
健康診査、その他の健康の保持に必要な事項を記録し健康管理と適切な医療の確保に資するための手帳の交付を行う。

(7) 健康づくり支援課の事業概要

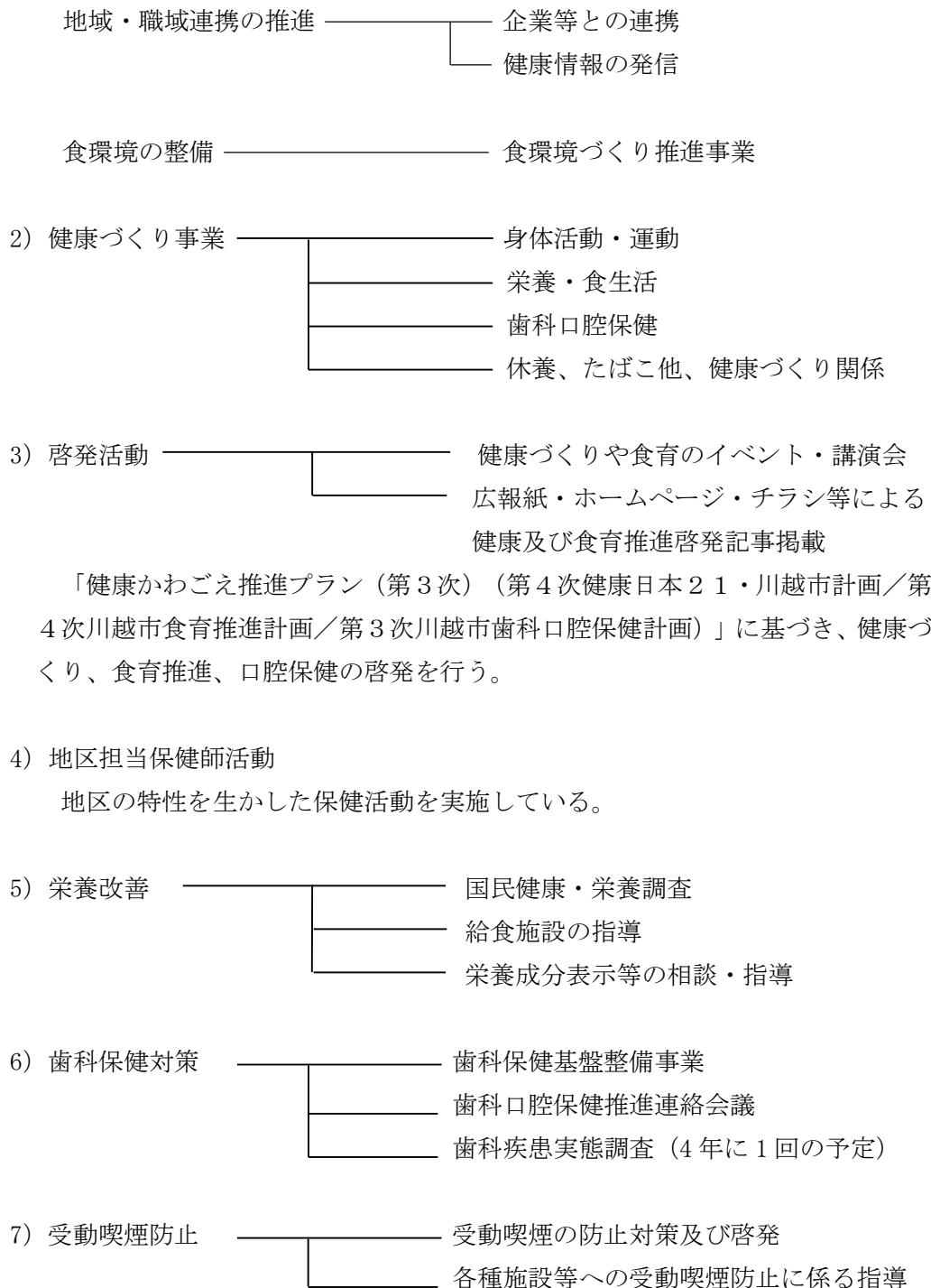
令和7年3月に策定した「健康かわごえ推進プラン（第3次）（第4次健康日本21・川越市計画／第4次川越市食育推進計画／第3次川越市歯科口腔保健計画）」に基づき健康寿命の延伸を目指し、市民の健康づくりの意識の高揚、効果的な実践行動を支援するため各種事業を実施している。

① 健康づくり支援事業

1) 健康づくりの基盤整備

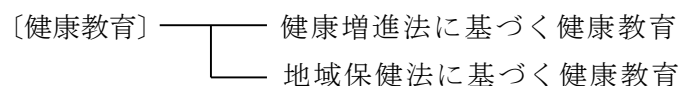


健康づくり支援活動を各種団体等と連携を保ち、推進を図る。



② 成人保健事業

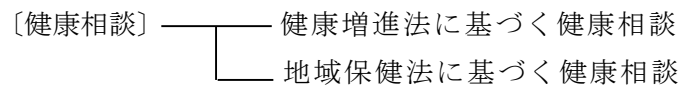
1) 健康教育



健康増進法及び地域保健法に基づき、成人を対象に心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識の普及啓発を行う。

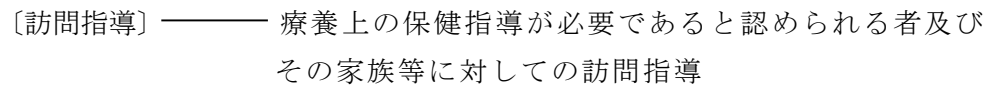
I 概要等

2) 健康相談



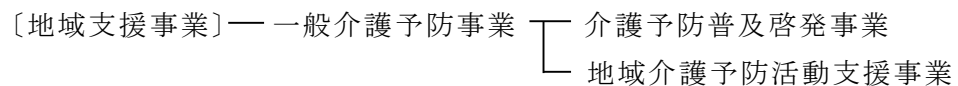
健康増進法及び地域保健法に基づき、成人を対象に心身の健康に関し助言を行う。

3) 訪問指導



健康増進法に基づき、要指導者等に対し保健師等が訪問指導を行う。

4) 地域支援事業



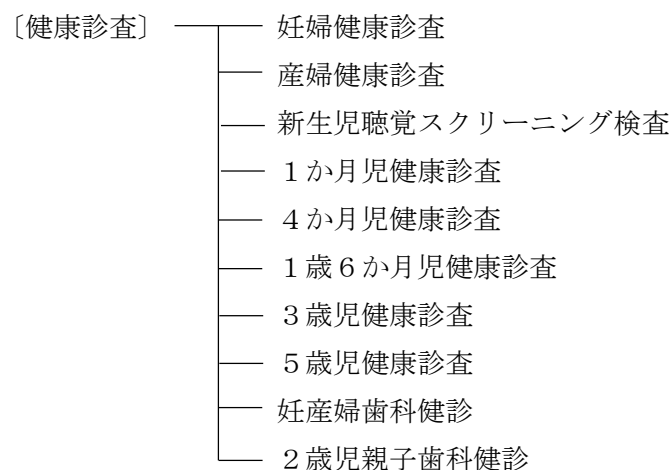
高齢者が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(8) 母子保健課の事業概要

1) 母子健康手帳の交付

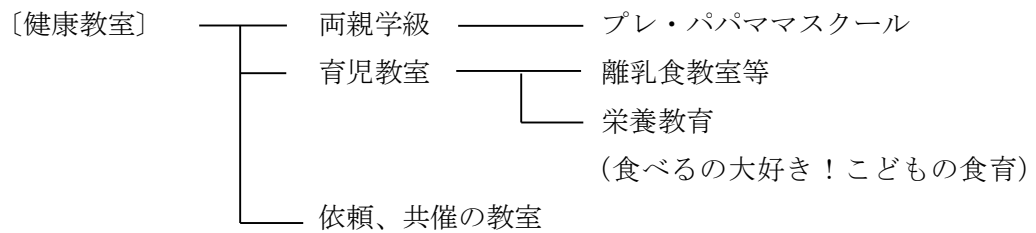
母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付している。

2) 健康診査



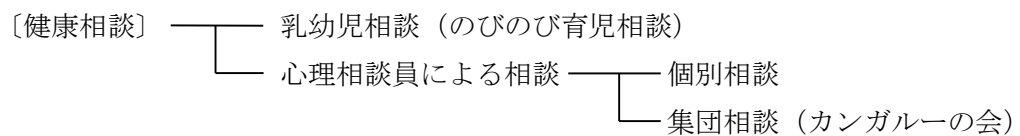
母子の健康診査については、母子保健法に基づく妊産婦健診及び新生児聴覚スクリーニング検査、1 か月児、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、5 歳児を対象とした健診を実施している。また、妊産婦、2 歳児とその保護者を対象とした歯科健診事業を実施している。

3) 健康教室



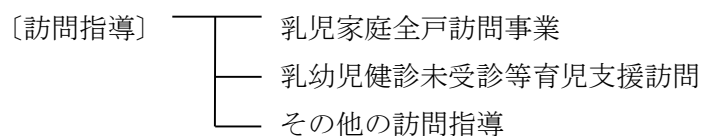
母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、指導を行う。

4) 健康相談



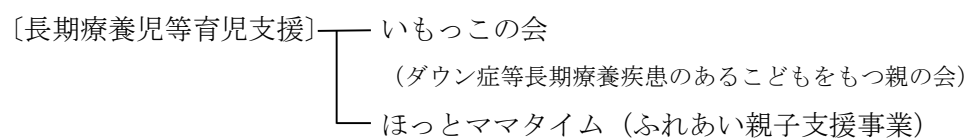
母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、相談に応じ必要な助言を行う。

5) 訪問指導



母子保健法、児童福祉法に基づき、母子の訪問指導を行う。

6) 長期療養児等育児支援



子育て支援のため、長期療養児等育児支援をする。

7) 母子保健連絡調整会議

川越市内の母子関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立する。

8) 利用者支援事業（こども家庭センター型の母子保健機能）

子ども・子育て支援法、川越市こども家庭センター型利用者支援事業実施要綱（令和6年4月1日施行）に基づき、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師、助産師、看護師等が相談に応じる。

I 概要等

9) 産後ケア事業

a. 短期入所型産後ケア事業

母子保健法、川越市短期入所型産後ケア事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、出産後 1 年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

b. 通所型・居宅訪問型産後ケア事業

母子保健法、川越市通所型・居宅訪問型産後ケア事業実施要綱（令和 3 年 10 月 1 日施行）に基づき、出産後 1 年以内の母子に対して医療機関等への通所もしくは、自宅への訪問により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

10) 産前・産後サポート事業

川越市産前・産後サポート事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を実施する。

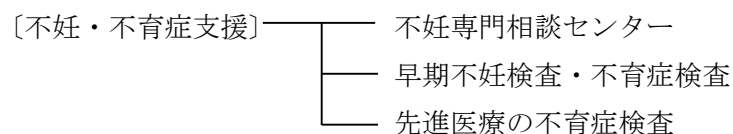
11) 妊婦等包括相談支援事業

児童福祉法、川越市妊婦等包括相談支援事業実施要綱（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づき、妊婦等に対して、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせながら、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施する。

12) 妊婦のための支援給付

子ども・子育て支援法に基づき、妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊娠した者に対して妊婦支援給付金を給付する。

13) 不妊・不育症支援



7 人口動態

(1) 人口及び世帯数の推移

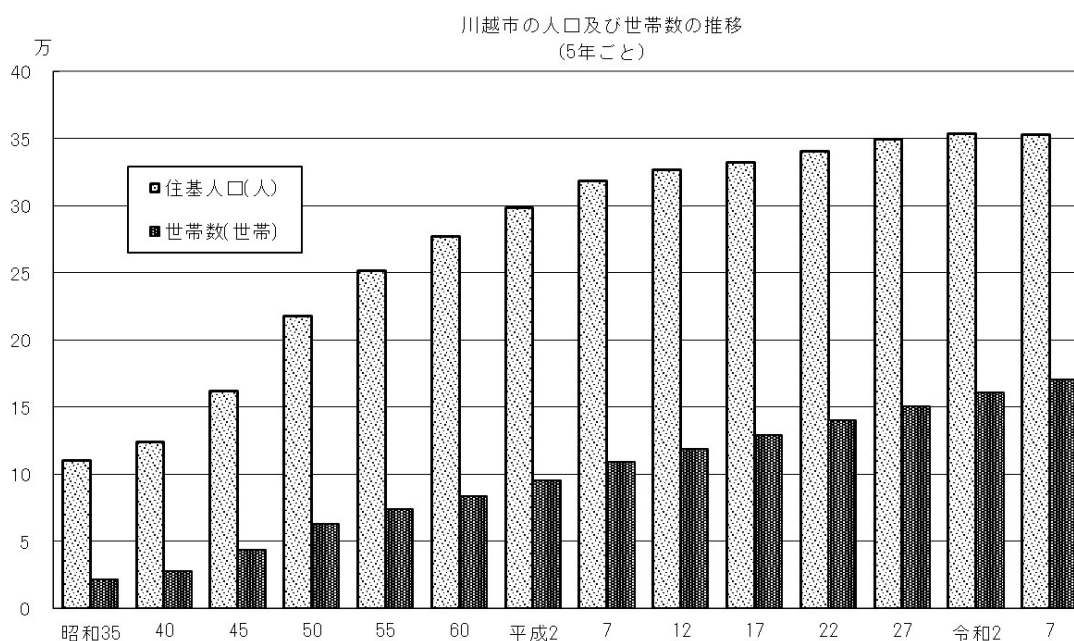
各年4月1日現在

年 \ 区 分	住基人口	性 別		世帯数	人口密度 (人/㎢)	高齢化率 (%)
		男	女			
大正11年(12月市制施行)	26,695	13,030	13,665	5,696	2,003	…
昭和14年(田面沢村合併)	38,768	19,023	19,745	7,645	2,258	…
〃 25年	52,820	25,735	27,085	10,765	3,005	…
〃 30年(9か村合併)	104,839	51,402	53,437	19,799	953	…
〃 35年(4月1日現在)	110,228	54,227	56,001	21,233	1,002	…
〃 40年(〃)	124,030	62,011	62,019	27,679	1,124	…
〃 45年(〃)	161,900	81,928	79,972	43,213	1,484	…
〃 50年(〃)	217,812	110,475	107,337	63,066	1,996	…
〃 55年(〃)	251,678	127,253	124,425	74,039	2,307	…
〃 60年(〃)	277,345	140,021	137,324	83,812	2,542	…
平成 2年(〃)	298,311	151,008	147,303	95,418	2,732	…
〃 7年(〃)	318,341	160,995	157,346	109,011	2,916	…
〃 12年(〃)	326,773	164,933	161,840	118,907	2,997	12.35
〃 17年(〃)	332,247	167,341	164,906	129,055	3,004	16.01
〃 22年(〃)	340,529	171,235	169,294	139,821	3,120	20.51
〃 27年(〃)	349,388	175,186	174,202	150,395	3,202	24.49
令和 2年(〃)	353,456	176,711	176,745	160,831	3,239	26.70
〃 7年(〃)	352,673	175,373	177,300	170,294	3,232	27.12
〃 8年(〃)	352,637	175,106	177,529	172,420	3,231	27.16

出典：川越市住民基本台帳

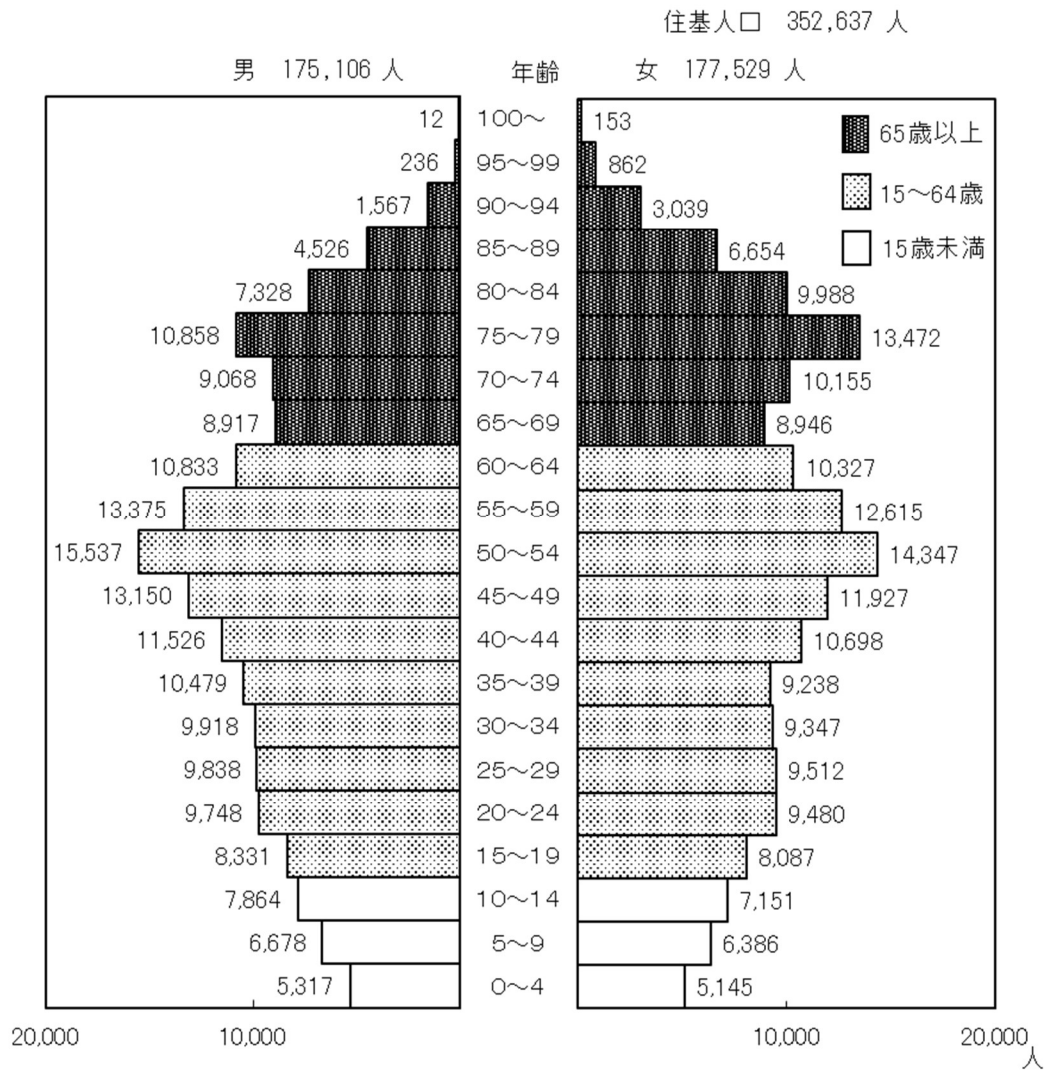
※ 平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳人口には、日本人だけでなく外国人についても含まれることになった。また、人口密度の算出において、分母に用いる市域の面積は当該年時点のものをを用い、計測精度向上に伴う遡及修正は行っていない。

※ 令和 8 年統計は、性別不詳 2 人を含むため、住基人口と性別内訳の合計が一致していない。



I 概要等

(2) 人口ピラミッド（令和8年4月1日現在）



出典：川越市住民基本台帳

(3) 人口動態総覧

単位： 数は人(ただし婚姻及び離婚は件)

率(合計特殊出生率を除く)は千分率

年	人口 (注1)	区 分	出生	合 計 特 殊 出生率 (注2)	死亡	乳児 死亡	新生児 死亡	自然 増加	死産	自然	人工	周産期 死亡	婚 姻	離 婚
2	323,232	数	2,314		3,380	2	1	△1,066	53	22	31	8	1,369	470
		率	7.2	1.55	10.5	0.9	0.4	△3.3	22.4	9.3	13.1	3.4	4.2	1.5
3	354,970	数	2,130		3,610	1	1	△1,480	62	25	37	8	1,317	522
		率	6.0	1.13	10.2	0.5	0.5	△4.2	28.3	11.4	16.9	3.7	3.7	1.5
4	354,827	数	2,066		3,944	1	-	△1,878	44	17	27	7	1,343	508
		率	5.8	1.10	11.1	0.5	-	△5.3	20.9	8.1	12.8	3.4	3.8	1.4
5	354,205	数	2,005		3,973	2	-	△1968	44	20	24	8	1,310	495
		率	5.7	1.07	11.2	1.0	-	△5.6	21.5	9.8	11.7	4.0	3.7	1.4
6	354,526	数	1,818		4,166	3	1	△2348	49	23	26	8	1,340	503
		率	5.1	0.97	11.8	1.7	0.6	△6.6	26.2	12.3	13.9	4.4	3.8	1.4

(注1) 合計特殊出生率を除く諸率の算出に用いた人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課「各年 10 月 1 日現在推計人口(総人口)」である。推計人口は直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡数(自然増減)、転入・転出者数(社会増減)等を加減して算出したもので、住民基本台帳人口とは異なるのが通例である。(直近の国勢調査年は令和2年)

(注2) 合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課による「各年 1 月 1 日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」である。そのため国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較できないことに注意が必要である。(直近の国勢調査年は令和2年)

(注3) 集計は暦年により、事件数は厚生労働省人口動態統計の値を用いた。

<諸率の定義>

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増加率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率(自然死産率・人工死産率)} = \frac{\text{死産(自然・人工)数}}{\text{出産(出生+死産)数}} \times 1,000$$

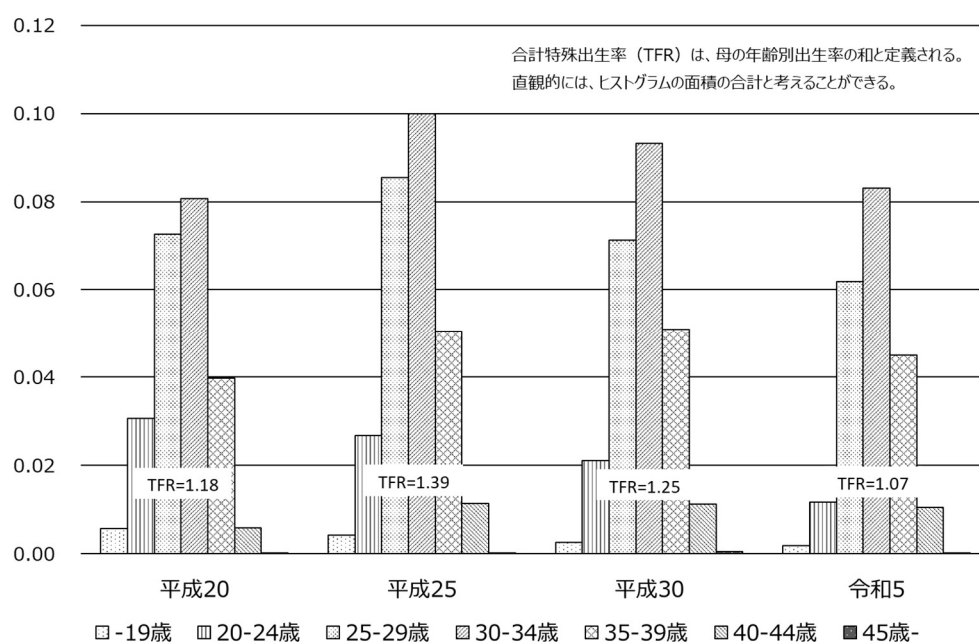
$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{乳児(新生児・早期新生児)死亡率}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{後期(妊娠満22週以後)死産数+早期新生児死亡数}}{\text{出産数(出生数+後期死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出)}$$

I 概要等

(4) 母の年齢別出生率の推移



(参 考)

合計特殊出生率には二つの種類があり、本書に示したのは期間合計特殊出生率である。

期 間 合 計 特 殊 出 生 率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。本書では5歳階級別の出生数及び女性人口で算出し、5倍したものを合計している。算出に用いた15歳～19歳、及び45歳～49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

コ ー ホ ー ト 合 計 特 殊 出 生 率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコホート合計特殊出生率であるが、この値は、その世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

(5) 死亡数（死因分類）

単位：人

年		計	悪 性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患（高血 圧性を除く）	脳血管 疾 患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事 故	自殺	その他
2	川越市	3,380	973	54	36	547	241	237	42	72	284	66	51	777
	埼玉県	70,758	20,463	702	431	10,857	4,929	4,607	878	1,398	5,842	1,528	1,159	17,964
3	川越市	3,610	1,066	36	42	587	296	237	32	78	324	67	54	791
	埼玉県	75,164	20,576	730	407	11,510	5,188	4,778	866	1,476	6,896	1,560	1,088	20,089
4	川越市	3,944	1,008	44	58	660	288	224	37	83	375	101	78	988
	埼玉県	82,221	20,635	830	528	12,525	5,199	4,640	902	1,498	8,444	1,874	1,253	23,893
5	川越市	3,973	1,016	44	62	623	269	212	36	87	420	79	66	1,059
	埼玉県	83,597	21,009	798	500	12,641	4,992	4,933	980	1,495	9,338	1,881	1,294	23,736
6	川越市	4,166	1,016	47	59	647	259	245	43	73	506	93	54	1,124
	埼玉県	86,383	21,104	840	541	12,035	5,108	5,174	951	1,416	10,507	1,918	1,194	25,595

出典：厚生労働省人口動態統計

(6) 死亡数（5 歳階級別、令和 6 年）

単位：人

	計	0歳	1～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳
計	4,166	3	-	-	4	4	7	9	6	11	13	44	73	104	96	131	332	576	856	885	655	286	71	-
男	2,256	2	-	-	3	3	6	7	5	7	6	24	48	76	69	86	215	381	501	446	275	87	9	-
女	1,910	1	-	-	1	1	1	2	1	4	7	20	25	28	27	45	117	195	355	439	380	199	62	-

出典：厚生労働省人口動態統計

I 概要等

(7) 令和6年 川越市死因別死亡数

コード	死 因	男	女	計
計		2,256	1,910	4,166
01000	感染症及び寄生虫症	27	19	46
01100	腸管感染症	2	1	3
01200	結核	3	2	5
01201	呼吸器結核	3	2	5
01202	その他の結核	－	－	－
01300	敗血症	14	8	22
01400	ウイルス性肝炎	－	3	3
01401	B型ウイルス性肝炎	－	－	－
01402	C型ウイルス性肝炎	－	3	3
01403	その他のウイルス性肝炎	－	－	－
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	－	－	－
01600	その他の感染症及び寄生虫症	8	5	13
02000	新生物＜腫瘍＞	614	437	1,051
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	592	424	1,016
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	18	2	20
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	17	3	20
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	72	27	99
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	66	51	117
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	27	11	38
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	26	13	39
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	15	22	37
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	52	49	101
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	2	－	2
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	135	62	197
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	4	3	7
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	1	49	50
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	－	32	32
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	－	18	18
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	49	－	49
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	15	19	34
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	2	1	3
02118	悪性リンパ腫	16	19	35
02119	白血病	14	4	18
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	10	4	14
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	51	35	86
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	22	13	35
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	2	2	4
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	20	11	31
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	7	6	13
03100	貧血	3	5	8
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4	1	5
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	40	31	71
04100	糖尿病	28	19	47
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	12	12	24

コード	死 因	男	女	計
05000	精神及び行動の障害	32	41	73
05100	血管性及び詳細不明の認知症	28	33	61
05200	その他の精神及び行動の障害	4	8	12
06000	神経系の疾患	66	63	129
06100	髄膜炎	－	－	－
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	3	1	4
06300	パーキンソン病	13	19	32
06400	アルツハイマー病	26	25	51
06500	その他の神経系の疾患	24	18	42
07000	眼及び付属器の疾患	－	－	－
08000	耳及び乳様突起の疾患	－	－	－
09000	循環器系の疾患	538	503	1,041
09100	高血圧性疾患	28	31	59
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	19	21	40
09102	その他の高血圧性疾患	9	10	19
09200	心疾患（高血圧性を除く）	340	307	647
09201	慢性リウマチ性心疾患	2	3	5
09202	急性心筋梗塞	44	35	79
09203	その他の虚血性心疾患	114	73	187
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	9	14	23
09205	心筋症	6	1	7
09206	不整脈及び伝導障害	37	29	66
09207	心不全	124	148	272
09208	その他の心疾患	4	4	8
09300	脳血管疾患	136	123	259
09301	くも膜下出血	8	8	16
09302	脳内出血	48	34	82
09303	脳梗塞	75	77	152
09304	その他の脳血管疾患	5	4	9
09400	大動脈瘤及び解離	24	29	53
09500	その他の循環器系の疾患	10	13	23
10000	呼吸器系の疾患	376	192	568
10100	インフルエンザ	3	4	7
10200	肺炎	158	87	245
10300	急性気管支炎	－	－	－
10400	慢性閉塞性肺疾患	40	5	45
10500	喘息	－	2	2
10600	その他の呼吸器系の疾患	175	94	269
10601	誤嚥性肺炎	100	61	161
10602	間質性肺疾患	53	19	72
10603	その他の呼吸器系の疾患	22	14	36
11000	消化器系の疾患	75	57	132
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	5	5	10
11200	ヘルニア及び腸閉塞	7	5	12
11300	肝疾患	31	12	43
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	13	9	22
11302	その他の肝疾患	18	3	21
11400	その他の消化器系の疾患	32	35	67

I 概要等

コード	死 因	男	女	計
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	4	13	17
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	16	19	35
14000	腎尿路生殖器系の疾患	65	65	130
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	4	8	12
14200	腎不全	42	31	73
14201	急性腎不全	3	4	7
14202	慢性腎臓病	38	21	59
14203	詳細不明の腎不全	1	6	7
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	19	26	45
15000	妊娠、分娩及び産じょく		－	－
16000	周産期に発生した病態	1	1	2
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	－	－	－
16200	出産外傷	－	－	－
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	－	－	－
16400	周産期に特異的な感染症	1	－	1
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	－	－	－
16600	その他の周産期に発生した病態	－	1	1
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	3	－	3
17100	神経系の先天奇形	－	－	－
17200	循環器系の先天奇形	3	－	3
17201	心臓の先天奇形	2	－	2
17202	その他の循環器系の先天奇形	1	－	1
17300	消化器系の先天奇形	－	－	－
17400	その他の先天奇形及び変形	－	－	－
17500	染色体異常、他に分類されないもの	－	－	－
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	242	374	616
18100	老衰	170	336	506
18200	乳幼児突然死症候群	－	－	－
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	72	38	110
20000	傷病及び死亡の外因	101	68	169
20100	不慮の事故	51	42	93
20101	交通事故	6	2	8
20102	転倒・転落・墜落	12	11	23
20103	不慮の溺死及び溺水	3	4	7
20104	不慮の窒息	9	17	26
20105	煙、火及び火炎への曝露	2	1	3
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	－	－	－
20107	その他の不慮の事故	19	7	26
20200	自殺	38	16	54
20300	他殺	－	－	－
20400	その他の外因	12	10	22
22000	特殊目的用コード	49	21	70
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	－	－	－
22200	その他の特殊目的用コード	49	21	70
22201	新型コロナウイルス感染症	49	21	70
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	－	－	－
22203	その他特殊目的用コード(22201及び22202を除く)	－	－	－

出典：厚生労働省人口動態統計

8 医療従事者数

(1) 医療従事者数

各年 12 月 31 日現在

年	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
30	874	277	755	85	154	3,198	768	284	56
2	920	298	758	90	167	3,398	704	289	52
4	944	254	928	84	137	3,267	576	147	21
6	1,017	258	954	-	-	-	-	-	-

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計、埼玉県医療従事者届集計

(ともに隔年での統計)

※ 医師及び歯科医師の従事者数は、市内の医療施設の従事者

※ 薬剤師の従事者数は、市内の薬局・医療施設の従事者

※ その他の職種の従事者数は、市内で該当免許に係る業務に従事している者

※ 届出による(令和4年の届出から電子システムによる届出が可能となった)

※ 令和6年保健師～歯科技工士実績については本冊子作成時点で未公表

(2) 医師・歯科医師・薬剤師(人口10万に対する医療従事者数)

令和6年12月31日現在

	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師
川越市	282.0	70.7	215.4
埼玉県	189.1	69.2	200.8
全国	267.4	81.0	210.6

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計(隔年での統計)

※ 医師及び歯科医師は医療施設従事者数、薬剤師は薬局及び医療施設従事者数

※ 従業地ベース

I 概要等

9 母体保護統計

(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数

各年度末現在 単位：件

年度 年齢	5	6	7							計	構成比
	計	計	7週以前	8～11週	12～15週	16～19週	20～21週	不詳			
20歳未満	6	14	12	6	－	－	－	－	18	10.5%	
20～24歳	27	30	7	14	1	2	1	－	25	14.5%	
25～29歳	23	24	14	6	3	1	3	－	27	15.7%	
30～34歳	29	28	13	5	5	4	8	－	35	20.3%	
35～39歳	36	31	21	12	1	3	8	－	45	26.2%	
40～44歳	18	16	9	8	2	－	1	－	20	11.6%	
45～49歳	2	2	－	1	－	－	1	－	2	1.2%	
50歳以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
不詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
計	141	145	76	52	12	10	22	－	172	100.0%	

※ 市内医療機関からの報告を集計したもの（市外居住者を含む。）

Ⅱ 地域医療の推進

保健総務課

Ⅱ 地域医療の推進

1 地域医療従事者養成事業

(1) 地域保健実習の受入れ

医師や保健師学生等の地域保健実習の受入れ及び指導を行っている。

① 医師・歯科医師臨床研修受入れ状況

(実人員)

年度 職種	3	4	5	6	7
医師	-	1	1	-	-
歯科医師	2	3	3	4	4
計	2	4	4	4	4

② 学生の実習受入れ状況

(実人員)

年度 対象学生	3	4	5	6	7
医学生	-	2	-	-	1
保健師学生	12	14	18	19	19
助産師学生	-	-	-	4	4
看護師学生	-	-	7	47	45
栄養士学生	4	7	7	6	7
計	16	23	32	76	76

Ⅱ 地域医療の推進

2 医事監視・指導

(1) 医療機関等施設数など

① 病院等

施設数は年度末現在

施設種別	年度	施設数	立入検査 件数	新規開設 立入検査	構造設備の (変更) 使用検査
病 院	3	26	27	—	6
	4	24	25	—	4
	5	24	25	—	3
	6	24	24	—	4
	7	25	25	—	7
一 般 診 療 所	3	215	8	21	3
	4	220	8	11	1
	5	227	7	17	1
	6	223	6	12	—
	7	227	2	12	1
歯 科 診 療 所	3	186	1	7	—
	4	184	1	3	—
	5	183	1	5	—
	6	181	2	8	—
	7	178	1	7	—
助 産 所	3	7	—	1	—
	4	9	—	—	—
	5	9	—	—	—
	6	9	—	—	—
	7	10	—	—	—
衛 生 検 査 所	3	5	5	—	—
	4	5	3	—	—
	5	5	2	—	—
	6	6	3	1	1
	7	6	3	—	3

② その他の施設等

年度末現在

施設等種別	年度	施設等数
歯 科 技 工 所	3	62
	4	62
	5	61
	6	59
	7	59
施 術 所	3	356
	4	365
	5	364
	6	366
	7	373
出張専門施術者	3	173
	4	176
	5	178
	6	184
	7	189

(2) 医療安全支援センター（保健総務課内）

医療法の規定に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。

年度	健康・病気に関すること	医療の内容等に関すること	医療機関における対応・接遇に関すること	医療費（診療報酬）等に関すること	医療機関の案内に関すること	その他	合計
3	3	23	80	8	8	28	150
4	3	31	83	11	6	42	176
5	2	37	118	8	11	18	194
6	9	60	109	16	18	71	283
7	18	50	92	20	36	99	315

(3) 救急告示医療機関関係事務

救急業務に関する協力医療機関の申出を受け付け、埼玉県への送付事務を行い、救急医療体制の整備を推進している。

救急医療機関

池袋病院
 帯津三敬病院
 康正会病院
 埼玉医科大学総合医療センター
 赤心堂病院
 本川越病院
 三井病院
 南古谷病院
 武蔵野総合病院
 しらさき川越クリニック

 川越救急クリニック

（令和8年4月現在。10病院、1診療所）

II 地域医療の推進

3 薬事監視・指導

(1) 薬事関係施設数など

施設数は年度末現在

年度 種別・業態等			3		4		5		6		7	
			施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数
医薬品	薬局		155	29	157	41	164	36	167	56	169	55
	店舗販売業		68	20	68	23	71	17	70	21	72	22
	卸売販売業		51	6	47	29	42	13	42	13	41	6
医療機器	高度管理医療機器等	販売業	202	32	201	75	213	52	218	66	219	59
		貸与業	96	12	99	39	101	27	107	31	106	23
	管理医療機器	販売業	497	33	505	34	524	28	535	43	540	34
		貸与業	49	33	50	34	52	28	53	41	54	34
再生医療等製品販売業			5	1	5	7	5	3	5	1	5	1
毒物劇物	一般販売業		100	18	99	43	98	22	95	23	93	12
	農業用品目販売業		11	2	9	5	9	1	8	1	8	1
	特定品目販売業		4	1	4	—	3	—	3	0	3	0
	業務上取扱者		1	—	1	1	1	1	1	1	1	1
温泉	利用施設		6 (41)	— (—)	6 (41)	— (—)	6 (41)	— (—)	6 (41)	— (—)	6 (41)	— (—)

※ 温泉の利用施設の（ ）内は、許可施設（浴槽）の数

(2) 無承認無許可医薬品対策

健康食品等を試買し、医薬品成分の含有について検査している。

無承認無許可医薬品試買検査

年度	区 分	検 査 項 目 名	検体数	検査項目数	検出数
3	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	痩身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
4	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	痩身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
5	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	痩身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
6	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	痩身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
7	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	痩身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—

(3) 家庭用品安全対策

家庭用品を試買し、有害物質の含有について検査している。

家庭用品試買検査

年度	品 目	検査項目	検体数	基準超過数
3	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
4	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
5	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
6	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
7	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—

(4) 献血推進

市民への献血思想の普及に努めるとともに、埼玉県などとの連携を図りながら埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援している。

移動採血車による献血状況

年度	目標数（人）	献血者数（人）	達成率（％）
3	3,744	2,150	57.4
4	3,486	2,691	77.2
5	3,110	2,317	74.5
6	2,769	2,327	84.0
7	2,924	2,415	82.6

(5) 薬物乱用防止

薬物乱用防止の啓発広報やイベント会場での啓発活動を行うほか、埼玉県坂戸保健所管内薬物乱用防止指導員協議会に参画して管内保健所（坂戸保健所・川越市保健所）合同で街頭キャンペーンを行うなど、薬物乱用防止の啓発に努めている。

Ⅱ 地域医療の推進

4 医療施設数及び病床数

(1) 医療施設数

年度	区分	病院	一般診療所	歯科診療所	計
3	川越市	26	213	185	424
	県	343	4,470	3,550	8,363
	国	8,205	104,292	67,899	180,396
4	川越市	24	219	185	428
	県	342	4,495	3,542	8,379
	国	8,156	105,182	67,755	181,093
5	川越市	24	223	184	431
	県	342	4,530	3,510	8,382
	国	8,122	104,894	66,818	179,834
6	川越市	24	225	182	431
	県	339	4,592	3,507	8,438
	国	8,060	105,207	66,378	179,645
7	川越市	25	223	181	429
	県	...	...	...	...
	国	...	...	...	...

※市は、12月31日現在（市保健所調べ）

※県・国は、10月1日現在（医療施設調査より）

(2) 病床数

年度	区分	病 院				一 般 診療所	計
		一般	療養	その他	小計		
3	川越市	2,365	919	1,067	4,351	140	4,491
	県	37,810	11,078	13,969	62,857	2,540	65,397
	国	886,056	284,662	329,339	1,500,057	83,668	1,583,725
4	川越市	2,332	919	1,067	4,318	140	4,458
	県	37,849	11,095	13,946	62,890	2,418	65,308
	国	886,663	278,694	327,600	1,492,957	80,436	1,573,393
5	川越市	2,302	885	1,065	4,252	140	4,392
	県	38,093	11,043	13,811	62,947	2,351	65,298
	国	882,862	273,745	324,576	1,481,183	75,780	1,556,963
6	川越市	2,302	885	1,064	4,251	130	4,381
	県	38,545	10,870	13,368	62,783	2,311	65,094
	国	879,728	268,521	321,596	1,469,845	72,451	1,542,296
7	川越市	2,342	885	1,013	4,240	109	4,349
	県	...	...	...	...	...	...
	国	...	...	...	...	...	...

※歯科診療所を除く（川越市内には病床を設けた歯科診療所はない。）。

※市は、12月31日現在（市保健所調べ）

※県・国は、10月1日現在（医療施設調査より）

※「その他」は、精神病床、結核病床又は感染症病床を指す。

5 衛生関係免許受付件数

(1) 厚生労働大臣免許

単位：件

年度 免許の種類	5	6	7				
	計	計	新規	書換 〔名簿訂正 のみを含む〕	再交付	抹消 (消除)	計
医 師	33	37	21	15	2	－	38
歯科医師	5	18	1	3	1	－	5
薬 剤 師	60	55	25	23	4	－	52
管理栄養士	22	35	29	24	－	－	53
保健師	29	30	9	8	1	－	18
助産師	17	31	3	3	－	－	6
看護師	302	342	156	89	9	－	254
診療放射線技師	16	10	10	3	－	－	13
臨床検査技師	28	28	28	10	－	－	38
衛生検査技師	2	－		－	－	－	－
理学療法士	55	67	43	16	－	－	59
作業療法士	28	21	26	10	－	－	36
視能訓練士	4	1	3	2	－	－	5
計	601	675	354	206	17	－	577

(2) 県知事免許

単位：件

年度 免許の種類	5	6	7				
	計	計	新規	書換 〔名簿訂正 のみを含む〕	再交付	抹消 (消除)	計
調理師	69	64	51	13	13	－	77
製菓衛生師	4	7	6	2	1	－	9
クリーニング師	2	1	3	－	－		3
准看護師(除他県)	79	85	58	8	4	1	71
他県准看護師	2	5		7	－	－	7
栄養士	44	40	22	23	7	－	52
登録販売者	57	52	44	8	1	－	53
計	257	254	184	61	26	1	272

Ⅱ 地域医療の推進

Ⅲ 保健予防事業

保健予防課

Ⅲ 保健予防事業

1 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、疾病と障害をあわせもつ精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の早期治療の促進、地域社会での自立と社会参加の促進を目的に、相談支援や正しい知識の啓発の事業を実施している。

(1) 精神保健福祉相談

① 精神保健福祉専門相談

内 容 精神科医がこころの健康に関する相談を受け、問題解決に向け、方向性をアドバイスする。(毎月1回相談日を設定)

対 象 市民、関係機関

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 (回)	7	6	10	6	9
延 来 所 者 数 (人)	16	13	20	9	16

② 訪問指導

内 容 精神保健福祉士・保健師が家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスする。

対 象 市民

単位：人

年 度	3	4	5	6	7
実 人 数	202	180	222	161	126
延 人 数	782	675	830	635	571

③ 精神保健福祉相談

内 容 精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けてアドバイスする。

対 象 市民

単位：人

年 度	3	4	5	6	7
相談者延人数	5,631	4,082	4,923	4,526	4,463
訪問相談 ※	782	675	830	635	571
面接相談	515	336	397	440	443
電話相談	4,314	3,048	3,675	3,408	3,427
メール相談	20	23	21	43	22

※ ②訪問指導 延人数の再掲

Ⅲ 保健予防事業

④ うつに関する相談

内 容 うつに関する相談を受けることで、うつ病の予防及び治療継続や回復への支援を図る。原則月2回開催

対 象 市民

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	15	8	12	8	12
延 来 所 者 数（人）	23	9	16	17	20

⑤ アルコールに関する相談

内 容 アルコールが自殺を引き寄せることからアルコール関連問題の相談を受けることで、アルコール依存症の予防、治療継続や回復への支援を図る。原則月1回開催

対 象 市民

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	5	9	5	3	8
延 来 所 者 数（人）	9	12	7	6	11

⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請や通報の状況

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
法第22条	—	—	—	—	—
法第23条	83	55	48	37	70
法第24条	6	7	11	5	10

※ 埼玉県坂戸保健所が実施する措置診察への協力

(2) 青年期ひきこもり事業**① ひきこもり親の会**

内 容 ひきこもりの家族をもつ親たちが、ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び、家族同士の意見を交換する中で自助機能を高め問題解決を図る。原則隔月開催

対 象 ひきこもりの当事者を抱える家族

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 (回)	1	6	6	6	5
延参加者数(家族)	7	18	22	21	17
延参加者数(人)	7	19	23	22	17

② ひきこもり公開講座

内 容 ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を図る。

対 象 市民

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 (回)	—	1	1	1	1
延参加者数(人)		30	27	67	37

Ⅲ 保健予防事業

(3) 普及啓発・組織支援

① 普及啓発

内 容 精神保健福祉や自殺対策に関する正しい理解と知識の普及を図る。

令和7年度

内容	部数	対象
広報川越5月号に『ひとりで悩んでいませんか?』の特集記事を掲載	—	市民
広報川越3月号に『3月は自殺対策強化月間』の記事を掲載	—	市民
『川越市民のしおり』に自殺の相談窓口を掲載	—	市民
鉄道3社による「命の大切さを伝える」鉄道ポスター展	—	川越駅・本川越駅利用者
鉄道3社・埼玉いのちの電話による「命の大切さを伝える」鉄道街頭キャンペーンにて啓発カード入りティッシュ配布	3,000部	川越駅・本川越駅利用者
相談窓口リーフレット配布	1,200部	庁内関係各課、市民センター、学校等
相談窓口周知用マグネットシートの公用車への掲示	121部	庁内関係各課

メンタルヘルス講演会

年 度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	—	1	1	1	1
延参加者数(人)		20	44	227	60

ゲートキーパー養成研修

年 度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	1	1	2	3	3
延参加者数(人)	16	17	69	148	102

② 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）の事業

内 容 駅における自殺防止キャンペーン

令和7年度は、JR川越駅、東武東上線川越駅及び西武新宿線本川越駅等で、9月10日～30日にポスター展を実施。また、3月10日に駅改札、出入口周辺で啓発カード入りティッシュ配布を実施。

③ 出前講座

内 容 精神保健福祉や自殺対策に関する講座を行い、人材養成及び普及啓発を行う。

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	1	—	4	4	4
延参加者数（人）	23		111	100	107

※ 令和4年度は依頼なしのため未実施

④ 精神保健福祉関係機関研修

内 容 地域保健に携わる関係職員が精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と、連携の強化を図る。

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	1	1	1	1	1
延参加者数（人）	9	16	27	36	33

※ 令和3年度及び令和4年度は、⑤精神保健福祉連絡会議と同時開催

⑤ 精神保健福祉連絡会議

内 容 法改正と現状を踏まえ、連絡会議を通じて精神科病院と地域援助事業者、行政機関との連携を強化し、地域課題に対して問題意識を高め、地域づくりのネットワーク構築を図る。

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	1	1	1	1	1
延参加者数（人）	9	16	25	44	31

※ 令和3年度及び令和4年度は、④精神保健福祉関係機関研修と同時開催

Ⅲ 保健予防事業

⑥ 精神保健福祉家族教室（統合失調症編）

内 容 統合失調症を抱える家族に必要な知識や情報を提供し、家族同士の悩みをわかちあう機会とする。3回1クールで年1クール実施

対 象 市内在住で主に統合失調症を抱える家族

会 場 川越市保健所

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数（回）	—	1	3	3	3
延参加者数（人）		38	83	76	80

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により1回1クールで実施

2 結核対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、結核患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。

また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、結核患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

(1) 定期健康診断

感染症法第 53 条の 2 に基づく健康診断の報告数

令和7年度 単位：人

		事業者	学校長	施設の長		市町村長	
				刑事施設	社会福祉施設	65歳以上	その他
健康診断受診者数		11,846	7,737	502	1,187	946	—
間接撮影者数		1,375	1,668	—	174	—	—
直接撮影者数		10,471	6,069	502	1,013	946	—
かくたん検査者数		22	1	1	1	163	—
Q F T検査者数		—	—	—	—	—	—
被 発 見 者 数	結核患者	—	—	—	—	—	—
	潜在性結核感染者	—	—	—	—	—	—
	結核発病のおそれがあると診断された者	—	—	—	—	—	—

Ⅲ 保健予防事業

(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診

感染症法第 17 条に基づく結核患者の家族、同居者及び結核患者の接触者に対する健康診断並びに感染症法第 53 条の 13 に基づく治療が終了した結核患者に対する管理検診

年 度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	17	15	15	11	11
来所人数（人）	36	37	29	33	31
受診券使用（件）	4	2	5	2	2

令和7年度 単位：人

	受診 者数	ツベル クリン 反 応	間接 撮影	直接 撮影	喀痰 検査	判 定 結 果					QFT 検査
						正常	要医療	予防内服	経過観察	その他	
管 理 検 診（本人）	14	—	—	14	—	14	—	—	—	—	—
家 族	3	—	—	3	—	1	—	2	—	—	21
家 族 以 外 （ 事 業 所 等 ）	13	—	—	13	—	8	—	5	—	—	268
計	30	—	—	30	—	23	—	7	—	—	289

(3) 登録患者数（結核）

① 年齢階級別新規登録結核患者

令和7年 単位：人

	活 動 性 結 核								潜 在 性 結核感染症
	総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活 動 性	
		喀痰塗抹陽性				そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌 陰 性 ・ そ の 他		
		総 数	初回治療	再治療					
総 数	28	22	12	11	1	6	4	6	17
男	19	15	9	8	1	4	2	4	13
女	9	7	3	3	—	2	2	2	4
0～4 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19	1	1	1	1	—	—	—	—	1
20～29	8	6	3	2	1	2	1	2	4
30～39	3	3	—	—	—	1	2	—	3
40～49	3	3	—	—	—	2	1	—	1
50～59	—	—	—	—	—	—	—	—	2
60～69	3	3	2	2	—	1	—	—	3
70歳以上	10	6	6	6	—	—	—	4	3
年齢不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80歳以上（再掲）	7	4	4	4	—	—	—	3	—

② 病類による登録時患者分類（結核）

令和7年 単位：人

総数	肺結核	気管支結核	結核咽頭・喉核	粟粒結核	結核性胸膜炎	結核性膿胸	結核性リンパ管炎	結核性リンパ節炎	結核性髄膜炎	腸結核	脊椎結核	結核性骨・関節炎	腎・尿路結核	性器結核	皮膚結核	眼の結核	耳の結核	結核性腹膜炎	結核性心膜炎	その他の臓器結核
28	23	—	—	1	5	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2

※ 重複計上あり

③ 年末時患者登録数・受療状況（結核）

令和7年12月31日現在 単位：人

	総数	活 動 性 結 核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症	
		総数	肺 結 核 活 動 性						肺外結核活動性				
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他						
			総数	初回治療	再治療			治療中				観察中	
総 数	65	11	9	5	5	—	3	1	2	31	23	8	8
男	37	7	6	3	3	—	2	1	1	16	14	5	6
女	28	4	3	2	2	—	1	—	1	15	9	3	2
入 院 中	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
外来治療中	14	7	6	2	2	—	3	1	1	—	7	6	—
治 療 な し	44	—	—	—	—	—	—	—	—	31	13	—	8
不 明	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 に基づく申請のあったものについて感染症診査協議会（非公開）を開催し、感染症患者の適正な治療と公費負担制度の適用について診査する。

① 感染症診査協議会

年 度	3	4	5	6	7
開催回数	23	23	24	24	24
37 条の 2（通院）診査件数	58	61	71	84	61
37 条（入院）診査件数	50	44	34	40	37

② 結核医療公費負担件数

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
37 条の 2（通院）支払	343	309	421	425	473
37 条（入院）支払	57	46	43	45	40

Ⅲ 保健予防事業

(5) 結核患者・接触者等の調査・相談

結核患者に対しては療養支援を実施し、家族等に対しては検診の案内等継続的に相談を受ける。

① 結核患者、接触者に対する調査・相談

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
面接による調査・相談	24	30	57	77	67
電話・メール等による相談	468	705	729	684	907

② 結核患者の病状管理

結核患者の病状管理のために、医師・結核患者本人への文書等による調査を実施する。

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
医師への定期病状調査	—	1	—	—	—
患者本人への体調確認調査	96	82	86	80	79

(6) DOTS（直接服薬確認療法）事業

感染症法第53条の14に基づき、結核患者本人や結核患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、結核患者の治療完了率の向上を図る。

① DOTS対象者総数：40人

感染症法第37条の2該当：32人

感染症法第37条該当：8人

年齢別・性別

令和7年度

年 齢 別	性 別 (人)	
年 齢	男	女
1歳未満	—	—
1～9	—	—
10 代	1	1
20 代	7	4
30 代	3	3
40 代	3	—
50 代	1	1
60 代	4	—
70 代	3	3
80 代	3	1
90 代	2	—
計	27	13

② 治療中断についてのリスク評価（重複計上）

令和7年度

リ ス ク 項 目	人数（人）	40人中の割合（％）
1. 喀痰塗抹陽性（登録時）	8	20 %
2. 再発	2	5 %
3. 薬剤耐性あり	4	10 %
4. 抗結核薬の副作用あり	8	20 %
5. 合併症あり	16	40 %
6. 抗結核薬（P Z A）の投与なし	23	58 %
7. アルコール問題あり	6	15 %
8. 治療中断歴あり	2	5 %
9. 精神・記憶・認知の障害あり	7	18 %
10. 高齢者（80歳以上）	7	18 %
11. 外国人	17	43 %
12. 住所不定者	—	—
13. 服薬支援者なし	16	40 %
14. 服薬継続に影響する経済的問題あり	4	10 %
15. 通院継続に影響する問題あり	6	15 %
16. 院内D O T Sの実施なし・37条の2含む	19	48 %

③ D O T S事業訪問等実施集計

令和7年度 単位：件

導入訪問	来所面接	定期訪問	調整訪問	通院時における面接D O T S	T E L D O T S	メー ル D O T S	F A X や手紙等によるD O T S	関係機関との調整
24	35	127	1	16	278	60	1	48

※ 導入訪問は、問題確認等のため担当保健師と2人で訪問

※ 関係機関との調整とは、例えばケアマネージャーとの連絡等

Ⅲ 保健予防事業

④ コホート検討会結果

治療期間終了の結核患者について、治療成績や支援方法について評価を行う。

令和7年度対象人数 54 人

単位：人

治	癒	4
治	療	完
了		42
転	出	5
治	療	中
断		1
転	症	除
外		－
そ	の	他
		1
死	亡	1

(結核死亡 1人 、結核外死亡 0人)

(7) 結核予防費補助事業

感染症法に基づき私立学校等が行う結核定期健康診断に対し補助を行うことにより健診の受診率の向上を図る。

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
高 等 学 校	7	7	7	6	7
大 学	4	4	4	4	4
専 修 学 校	3	3	3	2	4
各 種 学 校	－	1	－	－	1
軽 費 老 人 ホ ー ム	1	1	1	1	1
特別養護老人ホーム	－	－	4	2	4

3 感染症対策

感染症法に基づき、感染症予防のための各種事業を行い、感染の拡大を防止し、市民の健康保持を図るとともに、感染症患者に対して適切な医療の提供を図る。

(1) 感染症発生届受理件数

新型インフルエンザ等、一類、二類（結核を除く）、三類、四類、五類感染症 （全数把握分）発生状況

令和7年度 単位：件

感 染 症 類 型	疾 患 名	件 数
新型インフルエンザ等 感 染 症	—	—
一 類 感 染 症	—	—
二 類 感 染 症	—	—
三 類 感 染 症	腸管出血性大腸菌感染症	5
四類感染症	オウム病	1
	チクングニア熱	1
	デング熱	1
	レジオネラ症	6
	レプトスピラ症	1
五類感染症（全数把握分）	アメーバ赤痢	1
	急性脳炎	56
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	8
	梅毒	26
	播種性クリプトコックス症	1
	破傷風	1
	百日咳	138
	麻しん	3

※ 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日から指定感染症に指定され、その後、令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、発生届による陽性者の全数把握は終了した。

Ⅲ 保健予防事業

(2) 一類、二類（結核を除く）、三類感染症の接触者健診及び本人陰性確認

令和7年度 単位：件

感染症類型	件数	疾患名等	陽性者数
一類感染症	—		—
二類感染症	—		—
三類感染症	28	腸管出血性大腸菌感染症(接触者及び本人陰性確認)	3

(3) 性感染症検査・相談

① 検査・相談回数及び合計人数

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
H I V ・ 梅 毒 即 日 検 査 ・ 相 談 回 数	6	4	9	9	9
性 感 染 症 検 査 ・ 相 談 （ 午 後 ） 回 数	8	4	12	10	10
性 感 染 症 検 査 ・ 相 談 （ 夜 間 ） 回 数	8	4	12	10	10
性 感 染 症 相 談 ・ 結 果 返 し 回 数	8	4	12	10	10
来 所 相 談 合 計 人 数	178	115	294	241	293

※令和7年度より、H I V即日検査に梅毒の検査項目を追加し、H I V ・ 梅毒即日検査に名称を変更。

※性感染症相談（結果返し）は、定例の他に受検者の日程に合わせて随時対応している。

② 検査別件数

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
H I V ・ 梅 毒 即 日 検 査	27	35	68	55	112
H I V 検 査	145	80	216	182	179
梅 毒 検 査	147	80	224	184	290
ク ラ ミ ジ ア 抗 体 検 査	143	80	218	180	177
C 型 肝 炎 抗 体 検 査	134	79	207	175	176
B 型 肝 炎 抗 原 検 査	141	79	212	178	177

※令和7年度より、H I V即日検査に梅毒の検査項目を追加。

(4) 感染症電話等相談

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
感 染 症 全 般 相 談	16,652	35,854	2,515	1,539	2,131
性 感 染 症 相 談	94	456	141	82	47
計	16,746	36,310	2,656	1,621	2,178

(5) 感染症予防啓発研修会の開催

① 感染症予防啓発のための研修会

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 主 催 ）	—	4	2	2	3
実 施 回 数 （ 共 催 ）				2	1
実 施 回 数 （ 依 頼 対 応 ）	14	21	25	23	24

i 研修会（主催）

令和7年度

開催日時	研 修 名 ・ 講 師	対象者	参加人数
10月16日	医療機関関係者感染症予防研修会 公益財団法人結核予防会 結核研究所対策支援部 企画・医学科長 平尾晋氏	医療機関関係者	31
11月21日	福祉施設等における感染症予防研修会 埼玉医科大学総合医療センター 感染制御室 感染管理認定看護師 中田賢志氏	市内及び坂戸・東松山 保健所管内の福祉施設 関係者	43
2月16日	教育施設等における感染症予防研修会 埼玉石心会病院 感染制御科科长 川村隆之氏 成幸日本語学校 浅井久味氏	市内及び坂戸・東松山 保健所管内の日本語教 育機関等の関係者	24

ii 研修会（共催）

坂戸保健所との共催

令和7年度

開催日時	研 修 名 ・ 講 師	対象者	参加人数
11月5日	川越比企保健医療圏の施設向け感染症対策研修会 丸木記念福祉メディカルセンター 感染管理認定看護師 松本千秋氏	市内及び坂戸・東松山 保健所管内の福祉 施設関係者	22

Ⅲ 保健予防事業

iii 研修会（依頼対応）

令和7年度

開催日時	研 修 名 ・ 講 師	対 象 者	参加人数
7月1日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	131
7月4日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	118
7月8日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	138
7月8日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	111
7月10日	高齢者施設における感染対策について	市内福祉施設 施設職員	12
9月4日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	180
9月11日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	118
9月19日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	132
10月31日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	182
11月18日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	191
12月1日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	213
12月2日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内高等学校 生徒・教職員・保護者	120
12月2日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	149
12月4日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	180
12月4日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	80
12月15日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	124
12月18日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	164
12月18日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内高等学校 生徒・教職員	864
12月19日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	123
1月20日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内高等学校 生徒・教職員・保護者	65
1月27日	性感染症予防について 愛和病院 産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	119
1月30日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	162
2月5日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	188
3月5日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員・保護者	48

(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
健 康 被 害 受 理	—	—	—	—	—
電 話 相 談	—	—	—	—	—

Ⅲ 保健予防事業

IV 食品の安全性確保

食品・環境衛生課

IV 食品の安全性確保

1 食品衛生

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業については、食品衛生法又は食品衛生に関する条例（埼玉県条例。以下同じ。）の規定による許可を要する（埼玉県条例の規定による許可は、令和3年6月1日付けで廃止となった。）。

川越市保健所では、食品等の衛生的安全性確保のため、営業許可申請時に施設の改善指導及び衛生教育を行うほか、管内食品衛生協会の育成指導を強化し、施設、食品等における自主管理の推進を行っている。

(1) 食品関係営業施設等数（業種数）の推移

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
食品営業許可を要する業種数	3,858	3,787	3,769	3,749	3,695
法によるもの	3,858	3,787	3,769	3,749	3,695
条例によるもの	-				
許可を要しない業種数	1,782	1,947	2,087	2,230	2,402
計	5,640	5,734	5,856	5,979	6,097

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）

食品衛生法の規定に基づき、以下の業種について、次のとおり許可した。なお、令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正に伴い、旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下「旧法」という。）及び改正食品衛生法（以下「新法」という。）に基づく営業許可に区分される。

IV 食品の安全性確保

① 旧法に基づく許可施設数（業種数）

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	更新許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	537				434
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	134				93
飲食店営業／仕出し・弁当屋	11				13
飲食店営業／旅館	2				5
飲食店営業／その他	390				323
菓子製造業	81				68
乳処理業	-				-
特別牛乳搾取処理業	-				-
乳製品製造業	-				-
集乳業	-				-
魚介類販売業	10				10
魚介類競り売り営業	-				-
魚肉練り製品製造業	-				-
食品の冷凍又は冷蔵業	7				1
缶詰又は瓶詰食品製造業	-				-
喫茶店営業	28				28
あん類製造業	-				-
アイスクリーム類製造業	-				2
乳類販売業	-				-
食肉処理業	2				4
食肉販売業	11				9
食肉製品製造業	2				2
乳酸菌飲料製造業	-				-
食用油脂製造業	1				-
マーガリン又はショートニング製造業	-				-
みそ製造業	1				-
しょうゆ製造業	1				-
ソース類製造業	-				-
酒類製造業	1				2
豆腐製造業	1				-
納豆製造業	1				1
麺類製造業	6				1
そうざい製造業	6				4
添加物製造業（法）	-				1
清涼飲料水製造業	1				-
食品の放射線照射業	-				-
冰雪製造業	1				-
冰雪販売業	-				-
計	698				567

② 新法に基づく許可施設数（業種数）

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	継続許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	2,442	503	2	505	66
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	454	127	-	127	13
飲食店営業／仕出し・弁当屋	39	9	-	9	2
飲食店営業／旅館	5	-	-	-	-
飲食店営業／その他	1,944	367	2	369	51
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	23	5	-	5	1
食肉販売業	58	12	-	12	3
魚介類販売業	54	14	-	14	6
魚介類競り売り営業	1	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	8	1	-	1	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	273	61	-	61	4
アイスクリーム類製造業	3	3	-	3	-
乳製品製造業	4	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	6	1	-	1	-
水産製品製造業	13	1	-	1	-
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
酒類製造業	2	2	-	2	-
豆腐製造業	5	-	-	-	-
納豆製造業	1	1	-	1	-
麺類製造業	21	4	-	4	-
そうざい製造業	50	2	-	2	1
複合型そうざい製造業	1	1	-	1	-
冷凍食品製造業	5	1	-	1	-
複合型冷凍食品製造業	1	-	-	-	-
漬物製造業	7	-	-	-	-
密封包装食品製造業	4	-	-	-	-
食品の小分け業	5	1	-	1	-
添加物製造業	7	-	-	-	-
計	2,997	613	2	615	81

IV 食品の安全性確保

(3) 新法に基づく届出施設数（業種数）

令和３年６月１日施行の食品衛生法の一部改正により、「営業許可」及び「届出対象外営業」に該当しない営業について、営業届出が規定された。これに伴い、川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出については、令和３年６月１日付けで廃止となった。

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規届出	廃業
魚介類販売業	135	-	1
食肉販売業	173	-	5
乳類販売業	390	9	7
冰雪販売業	1	-	-
コップ式自動販売機	427	80	-
弁当販売業	11	1	1
野菜果物販売業	76	8	-
米穀類販売業	29	3	1
通信販売・訪問販売による販売業	1	-	-
コンビニエンスストア	67	3	3
百貨店、総合スーパー	82	7	3
自動販売機による販売業	136	13	7
その他の食料・飲料販売業	511	59	21
添加物製造・加工業	1	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	3	-	-
コーヒー製造・加工業	42	10	2
農産保存食料品製造・加工業	13	3	-
調味料製造・加工業	18	2	-
糖類製造・加工業	-	-	-
精穀・製粉業	8	1	-
製茶業	12	3	1
海藻製造・加工業	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	61	6	-
行商	62	24	1
集団給食施設	128	17	3
器具、容器包装の製造・加工業	10	-	-
露天、仮設店舗等	1	-	-
その他	4	2	1
計	2,402	251	57

(4) 食中毒発生状況

令和7年度の食中毒発生状況は2件であった。

原因施設に対しては、営業停止等の行政処分、施設の消毒、従事者に対する衛生教育等を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めた。

川越市保健所では、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図るため、飲食店、食品製造施設等に対する監視指導を行うほか、市内に流通する食品等の収去等を行い、食中毒発生防止に努めている。

令和7年度

発生日	摂食者数（人）	患者数（人）	原因食品	病因物質	原因施設	措置
4月17日	1	1	不明	アニサキス	不明	-
12月20日	24	21	不明	ノロウイルス	飲食店	営業停止3日間

(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育

食品等事業者、市民等に対し、講習会の実施、食中毒予防キャンペーンを通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めている。

年度	3		4		5		6		7	
	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
従事者	4	209	8	333	10	341	6	490	5	475
消費者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	2,000	2	270	4	437	7	1,060	5	842
計	5	2,209	10	603	14	778	13	1,550	10	1,317

2 食品衛生監視業務

近年の食品製造及び加工技術の高度化、食品流通の広域化及び国際化、食品の多様化等に対処するため、計画的かつ効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導を推進し、各食品等事業者における自主管理体制の推進を基本とした監視、臨検、収去等（以下「監視等」という。）を実施している。

食品衛生監視業務概況

単位：件、検体

年 度			3	4	5	6	7
監 視 等	監視等業種数		665	1,024	1,066	1,122	1,153
	無許可営業発見業種数		7	2	2	1	3
	違反施設発見数		7	19	5	5	2
	違反食品等発見数		-	-	-	-	-
収 去 等	収去等検体数		150	189	185	184	195
	不適数	試験検査不適数	1	-	-	-	-
		表示不適数	-	-	5	3	9
		その他	-	-	-	-	-
		計	1	-	5	3	9
行政処分（食中毒処分を含む）			-	2	1	1	1

IV 食品の安全性確保

(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査

違反食品等の発見若しくは通報又は苦情等があった場合は、原因究明を図りながら、改善の指導を行っている。

また、必要に応じて、食品等の回収、廃棄、営業停止等の措置をとり、被害の拡大防止及び再発防止に努めている。

① 違反食品

令和7年度

措置日	食品分類	違反内容	原因施設	措置
-	-	-	-	-

※食品衛生法に違反し、処分したものはなし。

② 苦情（施設、食品等）等の件数

令和7年度
単位：件

	表示	異物	有症苦情	消費(賞味) 期限切れ	異味・異臭 腐敗・変敗	その他	合計
市内施設	13	32	73	4	7	74	203
市外施設	-	1	19	-	-	1	21
検査数	-	1	3	-	-	-	4

(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導

食品関係営業施設等に対する監視等及び指導を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めている。

① 旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	131	258	182	157	113
菓子製造業	64	65	40	35	11
乳処 理 業	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	2	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	123	111	23	14	10
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	7	8	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	5	10	7	2	3
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	35	35	38	32	29
あ ん 類 製 造 業	21	13	3	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	1	1	1	-	-
乳 類 販 売 業	14	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	19	16	8	1	4
食 肉 販 売 業	41	30	9	10	6
食 肉 製 品 製 造 業	3	5	2	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	1	1
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	-	-	-	-	-
し ょ う ゆ 製 造 業	2	-	1	-	1
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	-	1	2	1	-
豆 腐 製 造 業	-	1	-	-	-
納 豆 製 造 業	1	1	-	-	-
麵 類 製 造 業	4	4	8	-	3
そ う ざ い 製 造 業	11	7	11	2	3
添 加 物 製 造 業 (法)	1	2	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	2	-	1	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-
計	487	573	336	256	185

IV 食品の安全性確保

② 新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	5	68	159	245	330
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	2	3
食肉販売業	1	6	20	35	34
魚介類販売業	7	36	108	118	132
魚介類競り売り営業	-	2	8	7	3
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	1	1	7	5
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子の製造業	3	21	43	41	44
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	2	2	3
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	1	3	2
水産製品製造業	-	-	-	4	5
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	1	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	1	3	4	4	3
そうざい製造業	-	2	9	15	11
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	1
冷凍食品製造業	-	-	-	1	1
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	1	3	2
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
計	17	139	356	488	579

③ 食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-				
こんにやく類製造業	-				
つけ物製造業	-				
魚介類加工業	-				
食料品販売業	49				
小計	49				
行商／計	-				
魚介類	-				
食料品	-				
豆腐	-				
計	49				

④ 川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
給食施設／計	3				
給食施設／学校	1				
給食施設／病院・診療所	-				
給食施設／事業所	2				
給食施設／その他	-				
食品、容器包装等製造業	-				
計	3				

⑤ 新法に基づく届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	3	7	8	8	13
食肉販売業	18	34	32	27	36
乳類販売業	20	44	36	42	41
冰雪販売業	-	-	-	-	-
コップ式自動販売機	11	9	15	28	15
弁当販売業	-	-	-	1	-
野菜果物販売業	20	89	90	91	93
米穀類販売業	5	-	-	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-
コンビニエンスストア	-	2	2	1	5
百貨店、総合スーパー	7	23	62	52	46
自動販売機による販売業	-	2	6	4	7
その他の食料・飲料販売業	16	71	94	85	105
添加物製造・加工業	-	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業	1	-	-	3	1
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
調味料製造・加工業	-	1	-	1	1
糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
精穀・製粉業	1	-	-	-	-
製茶業	-	-	-	-	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	6	6	5	4	5
行商	-	-	-	-	-
集団給食施設	1	23	24	30	21
器具、容器包装の製造・加工業	-	-	-	-	-
露天、仮設店舗等	-	-	-	-	-
その他	-	1	-	1	-
計	109	312	374	378	389

Ⅳ 食品の安全性確保

(3) 食品等の収去等

市内で製造、販売等される食品等について、収去等を実施している。

食品分類 検査項目		項目数	魚介類等		冷凍食品				魚介類加工品				肉・卵類及びその加工品										乳製品											
			魚類	貝類	その他の水生動物	無添加	凍結前加熱	凍結前未加熱	生食用冷凍鮮魚介類	その他の冷凍食品	魚肉練り製品	魚肉ハム・ソーセージ製品	そうざい製品	その他の魚介類加工品	獣肉鶏類の内臓	獣肉及び鯨肉製品	卵乾燥食肉製品	乾加熟食肉製品	特定加熱食肉製品	加熱食肉製品	その他の食肉製品	その他の肉卵類加工品	牛乳	生乳	部分脱脂乳	加工乳（乳脂肪3%未満）	加工乳（乳脂肪3%以上）	発酵乳飲料	乳酸菌飲料	バター・チーズ・クリーム	その他の乳製品			
検査項目			195	20	1	-	-	-	-	-	10	5	-	5	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	
項目数			4420	302	3	-	-	-	-	-	124	-	30	-	170	-	-	18	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	5	-	
食品添加物	甘味料	56	-	-	-	-	-	-	-	-	10	5	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	着色料	324	-	-	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保存料	218	-	-	-	-	-	-	-	-	30	15	-	-	-	-	-	6	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	糊料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	漂白剤	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	発色剤	7	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酸化防止剤	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	防かび剤	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	品質保持剤	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
微生物検査	細菌数	67	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群	50	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
	E . c o l i	42	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳酸菌数	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
	その他の細菌検査	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
	真菌類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病原細菌	117	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	恒温試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の微生物検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染物	酸化・過酸化物質	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重金属	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	抗生物質	26	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合成抗菌剤	367	232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	抗寄生虫剤	26	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ホルモン剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動物用医薬品	39	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	残留農薬	2936	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	PCB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射能	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有機スズ化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カビ毒	アフラトキシン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他のカビ毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貝毒	麻痺性貝毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	下痢性貝毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の貝毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺伝子組換え食品	大豆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジャガイモ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	パパイヤ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トウモロコシ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	乳等理化学試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	異物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然有毒物	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鮮度検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水分活性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蛍光染料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	キノコ鑑定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の化学物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) () は不適数(表示不適等は含まず)

IV 食品の安全性確保

令和7年度

單位：檢體.項目

[illegible]

IV 食品の安全性確保

(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導

食品の流通拠点である埼玉川越総合地方卸売市場については、早朝から開始される取引前に市場内を巡回し、食品等の衛生管理に関する監視指導、食品等の表示の点検、有毒有害魚介類、有毒植物等の発見を行い、必要に応じ、回収、廃棄等の措置を講じている。

また、仲卸業者等の店頭に並べられている取引後の食品等における衛生管理、表示等についても、監視指導を実施し、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図っている。

また、市場内に流通する鮮魚介類、野菜、加工食品等の収去等を実施している。

① 市場内の旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

年度		単位：件				
営業の種類		3	4	5	6	7
		監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲 食 店 営 業		12	7	3	-	-
菓 子 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 処 理 業		-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		92	78	9	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		4	4	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		-	-	-	-	-
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業		-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業		25	21	23	24	24
あ ん 類 製 造 業		-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業		4	-	-	-	-
食 肉 処 理 業		9	8	-	-	-
食 肉 販 売 業		24	15	1	-	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		-	-	-	-	-
し ょ う ゆ 製 造 業		-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業		-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業		-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業		-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業 (法)		-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業		-	-	-	-	-
計		170	133	36	24	24

② 市場内の新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	-	3	12	9	10
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	-	3
食肉販売業	-	2	11	15	19
魚介類販売業	6	29	90	91	110
魚介類競り売り営業	-	1	3	2	1
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	-	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	-	-
そうざい製造業	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
計	6	35	116	117	143

③ 市場内の食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-				
こんにやく類製造業	-				
つけ物製造業	-				
魚介類加工業	-				
食料品販売業	28				
小計	28				
行商／計	-				
魚介類	-				
食料品	-				
豆腐	-				
計	28				

IV 食品の安全性確保

④ 市場内の新法に基づく届出施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	-	-	1	-	-
食肉販売業	13	20	21	18	20
乳類販売業	7	10	11	9	10
冰雪販売業	-	-	-	-	-
コップ式自動販売機	5	6	6	8	9
弁当販売業	-	-	-	-	-
野菜果物販売業	9	65	74	72	80
米穀類販売業	-	-	-	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-
コンビニエンスストア	-	-	-	-	-
百貨店、総合スーパー	-	-	-	-	-
自動販売機による販売業	-	-	-	-	-
その他の食料・飲料販売業	12	37	46	45	51
添加物製造・加工業	-	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業	-	-	-	-	-
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
調味料製造・加工業	-	-	-	-	-
糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
精穀・製粉業	-	-	-	-	-
製茶業	-	-	-	-	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
行商	-	-	-	-	-
集団給食施設	-	-	-	-	-
器具、容器包装の製造・加工業	-	-	-	-	-
露天、仮設店舗等	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	46	138	159	152	170

(5) 食鳥処理場に対する監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥の異常の有無の確認、廃棄等の措置、食鳥処理場に対する施設基準、衛生管理等についての監視指導を実施している。

年度	3	4	5	6	7
大規模食鳥処理場数（件）	-	-	-	-	-
認定小規模食鳥処理場数（件）	4	3	3	3	3
監視指導件数（件）	4	3	3	3	3
処理羽数（羽）	128,424	115,952	121,745	113,427	101,276
適合羽数（羽）	126,306	115,235	121,261	112,909	101,027
適合羽数／処理羽数（％）	98.4	99.4	99.6	99.5	99.8

V 生活環境の確保

食品・環境衛生課

V 生活環境の確保

1 衛生的な生活環境の確保

(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数

単位：施設・件、回

施設の内訳 年度	3			4			5			6			7		
	施設 数	・許可 登録・届 出	監視 指導回 数	施設 数	・許可 登録・届 出	監視 指導回 数	施設 数	・許可 登録・届 出	監視 指導回 数	施設 数	・許可 登録・届 出	監視 指導回 数	施設 数	・許可 登録・届 出	監視 指導回 数
墓地	650	-	-	650	-	-	650	1	4	650	-	3	650	-	4
納骨堂	7	-	-	7	-	-	7	-	-	8	1	2	8	-	-
火葬場	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
特定建築物	79	1	-	80	1	-	81	1	-	81	-	-	82	1	-
【登録業】															
清掃業	18	5	5	18	6	6	18	3	3	17	1	1	15	-	-
空気環境測定業	1	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
飲料水水質検査業	2	-	-	2	-	-	2	1	1	2	1	1	2	-	-
飲料水貯水槽清掃業	21	1	1	20	4	4	18	5	5	18	6	6	19	2	2
ねずみ昆虫等防除業	3	1	1	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
総合管理業	9	3	3	9	-	-	7	-	-	9	4	4	9	2	2
空気調和用ダクト清掃業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排水管清掃業	5	-	-	5	1	1	5	-	-	5	-	-	4	1	1
専用水道	31	1	1	33	1	6	33	1	1	33	2	6	28	1	2
簡易専用水道	-	-	2	-	-	9	-	-	12	-	-	7	-	-	10
自家用水道	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
小規模受水槽水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【化製場等】															
化製場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畜舎、家きん舎施設	23	2	-	24	1	1	24	-	-	24	-	-	27	3	3

※ 令和4年度以降の専用水道施設数は、市内にある国所管施設を含む数。

※ 簡易専用水道、小規模受水槽水道については届出等の制度がないため、施設数等は把握していない。

V 生活環境の確保

(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数

単位：施設. 件. 回

施設の内訳 年度		3			4			5			6			7		
		施設数	新規届出 又は許可数	監視指導回数	施設数	新規届出 又は許可数	監視指導回数	施設数	新規届出 又は許可数	監視指導回数	施設数	新規届出 又は許可数	監視指導回数	施設数	新規届出 又は許可数	監視指導回数
理容所		222	-	4	218	3	7	217	3	22	216	4	25	213	1	27
美容所		667	53	68	669	42	65	673	40	92	675	34	89	696	38	82
グ ク リ ー ン	計	160	2	10	158	1	32	156	3	34	140	2	26	138	1	7
	一般	59	-	5	58	-	7	59	1	4	58	-	11	55	-	2
	取次	94	2	5	92	-	24	89	2	30	74	2	14	74	1	5
	特定	7	-	-	8	1	1	8	-	-	8	-	1	9	-	-
興行場		6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
公衆浴場	計	24	2	7	25	2	13	26	1	22	27	1	21	25	-	23
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	24	2	7	25	2	13	26	1	22	27	1	21	25	-	23
旅館業		51	3	14	51	-	4	53	2	19	56	4	16	63	8	14

(3) プール維持管理指導

「川越市プールの安全安心要綱」に基づき、施設及び水質の維持・管理の状況について監視を行い、その基準に適合しないものに対して必要な指導又は勧告をし、プールの整備改善を図っている。

単位：施設. 面. 回. 件

年 度	3			4			5			6			7		
区 分	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営
施設数	10	4	6	11	5	6	11	5	6	11	5	6	11	5	6
プールの数	24	17	7	25	18	7	25	18	7	25	18	7	25	18	7
監視指導回数	1	1	-	6	5	1	9	5	4	10	4	6	11	6	5
勧告等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 衛生害虫等に係る相談

近年、住宅環境の変化に伴い、室内外等に発生した虫の鑑別及び駆除方法などの相談が増加している。

単位：件

年度	種類	計	ネズミ	ダニ類	ゴキブリ	シロアリ	蜂類	不快害虫	その他
3		201	18	1	2	1	161	11	7
4		197	21	1	1	2	141	21	10
5		191	29	-	1	1	149	10	1
6		228	33	3	-	5	166	17	4
7		222	38	1	-	5	155	20	3

(5) 水害時消毒実施状況（箇所数）

単位：箇所

年 度	3	4	5	6	7
実 施 件 数	-	25	-	133	1

2 動物の適正な飼養管理

(1) 野犬捕獲・収容等

近年、放し飼いの犬の取締りや捕獲、所有者の判明しない犬の苦情、その他近隣の住民から「鳴き声がうるさい」「悪臭・不潔」といった飼養管理上の苦情も多くなっている。これらの多様化する住民の行政需要に対応するため、動物の適正な飼養管理指導等の推進により事故防止対策を図っている。

収容状況 単位：頭

年 度	収容犬数 (頭)	収容犬の内訳		
		捕獲 犬数	所有者 放棄数	薬物使用に よるもの
3	33	33	-	-
4	22	15	7	-
5	29	23	6	-
6	17	14	3	-
7	9	8	1	-

処分状況 単位：頭

年 度	処分数 (頭)	処分の内訳			
		致死処分数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数
3	33	-	25	-	8
4	21	-	10	-	11
5	28	-	15	1	12
6	16	1	4	-	11
7	10	-	6	1	3

※ 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、収容犬数と合致しない場合がある。

(2) 犬に関する苦情・相談件数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
苦情・相談の内訳					
捕 獲 依 頼	18	16	20	16	8
犬 の 引 取 り 依 頼	33	25	28	26	23
放 飼 い の 取 締 り 依 頼	9	6	15	9	15
咬 傷 事 故 関 係	15	15	5	17	25
家 畜 ・ 農 作 物 の 被 害	-	-	-	-	-
糞 尿 関 係	14	9	6	16	16
鳴 き 声 関 係	26	37	45	33	37
そ の 他	16	11	20	40	34
計	131	119	139	157	158

(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
問い合わせの内訳					
行 方 不 明 の 犬 の 照 会	39	27	16	41	24
迷 い 犬 保 護 の 照 会	15	6	10	8	14

V 生活環境の確保

(4) 犬の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

項目 年度	年度末 登録頭数(頭)	新規 登録頭数(頭)	狂犬病予防注射頭数(頭)			咬傷事故 発生件数(件)
			計	集合	個別	
3	15,440	1,311	12,000	2,426	9,574	13
4	15,473	1,328	12,034	2,386	9,648	12
5	15,595	1,361	11,944	2,366	9,578	13
6	15,914	1,683	12,549	2,312	10,237	17
7	16,093	1,577	12,412	2,201	10,211	19

(5) 猫の引取り・収容数

飼えなくなった猫の引取りの受付及び所有者不明猫の収容を行っている。また、引取時には、必要に応じ繁殖制限に関する指導を行っている。

収容状況 単位：頭				処分状況 単位：頭					
年度	収容猫数 (頭)	内 訳		年度	処分数 (頭)	内 訳			
		所有権 放棄数	所有者 不明猫			致死処分数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数
3	64	25	39	3	60	－	2	9	49
4	43	11	32	4	40	－	1	11	28
5	35	5	30	5	37	－	－	12	25
6	36	－	36	6	36	－	2	9	25
7	14	1	13	7	13	－	2	5	6

※ 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、収容猫数と合致しない場合がある。

(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良い生活環境の促進を図っている。

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
交 付 数	65	60	7	12	12

(7) 猫に関する苦情・相談件数

猫の飼い方に関する相談等又は不適正な飼養管理に対する指導を行っている。

単位：件

年度 苦情・相談の内訳	3	4	5	6	7
飼 養 管 理 関 係	8	6	5	12	4
繁 殖 抑 制	20	14	10	7	6
疾 病 及 び そ の 他 の 予 防	-	2	-	-	-
譲 り 受 け 希 望	42	24	25	20	13
死 亡 し た 猫 の 処 理	7	2	1	-	-
捕 獲 依 頼	2	5	4	10	16
飼 養 放 棄 猫 の 引 取 り	12	10	15	16	15
迷 い 猫 相 談	101	93	92	83	95
野 良 猫 相 談	32	8	3	17	25
捨 て 猫 相 談	-	-	-	1	1
糞 尿 に 関 す る 苦 情	43	16	36	25	20
鳴 き 声 に 関 す る 苦 情	5	1	1	-	1
悪 臭 に 関 す る 苦 情	3	10	8	4	1
人 獣 共 通 感 染 症	-	-	-	-	-
多 頭 飼 育 に 関 す る 苦 情	14	8	6	7	1
そ の 他	39	1	-	16	19
計	328	200	206	218	217

(8) 負傷動物の収容

路上等で負傷している家庭動物（野生動物を除く）の収容を行っている。

単位：頭

年 度	収容総数	犬	猫	その他
3	38	1	37	-
4	27	-	27	-
5	30	-	30	-
6	26	1	25	-
7	14	1	13	-

V 生活環境の確保

(9) 特定動物の飼養保管許可

特定動物の飼養保管を許可制にすることにより、適正な飼養保管及び危害の防止を図っている。

年度	施設数	種類
3	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
4	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
5	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
6	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
7	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター

(10) 動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するため、適正な飼養・保管について指導を行っている。

年度	施設数	業 種 内 訳(件)						計
		販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	譲受飼養	
3	130	56	84	10	22	8	－	180
4	130	56	81	7	21	9	－	174
5	129	55	82	8	22	11	－	178
6	129	54	83	9	22	13	－	181
7	136	56	91	10	22	16	1	196

(11) 普及・啓発

動物の適正飼養の普及啓発を目的として、講習会等を行っている。

単位：回・人

事業名 \ 年度		3	4	5	6	7	対象者
犬のしつけ方講座	回 数	－	1	1	1	1	一般市民
	延参加人数	－	21	39	40	35	
犬猫の飼い方講座	回 数	－	1	1	1	1	一般市民
	延参加人数	－	25	33	29	30	

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 3 年度は講座の開催を中止した。

Ⅵ 食品・水質・感染症等の検査

衛生検査課

VI 食品・水質・感染症等の検査

1 食品等の検査

単位：検体. 項目

年度 区分			3	4	5	6	7
収 去 検 査	理 化 学 検 査	検 体 数	88	137	134	133	108
		項 目 数	3, 566	3, 852	3, 805	4, 096	4, 132
	微 生 物 検 査	検 体 数	85	74	74	74	107
		項 目 数	238	189	192	190	288
苦 情 検 査		検 体 数	2	-	-	-	1
		項 目 数	2	-	-	-	1

(注) 一部の検査は外部機関に委託。

2 食中毒等の検査

単位：検体. 項目

区分 \ 年度			3	4	5	6	7
検 体 数			4	42	48	21	75
項 目 数			44	169	278	120	522

3 水質の検査

単位：検体. 項目

区分 \ 年度			3	4	5	6	7
飲 用 水 等	検 体 数		82	89	101	81	90
	項 目 数		994	1,122	1,249	1,018	1,129
プ ー ル 水 ・ 雑 用 水	検 体 数		20	24	23	12	16
	項 目 数		62	77	71	24	28
浴 槽 水 等	検 体 数		20	17	31	14	8
	項 目 数		20	17	31	14	8

(注) プール水の検査は令和5年度まで実施。

VI 食品・水質・感染症等の検査

飲用水等水質検査数及び結果

単位：検体

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
上水道	適	22	18	21	16	13
	不適	1	1	1	－	－
	判定不能※	－	－	－	－	－
	計	23	19	22	16	13
専用水道	適	－	－	－	－	－
	不適	－	－	－	－	－
	判定不能※	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－
簡易専用水道	適	2	4	2	1	2
	不適	－	1	－	－	－
	判定不能※	－	－	－	－	－
	計	2	5	2	1	2
その他の水道	適	8	4	9	7	9
	不適	－	－	1	－	－
	判定不能※	－	－	－	－	－
	計	8	4	10	7	9
井水	適	37	48	49	46	49
	不適	7	12	16	10	16
	判定不能※	5	1	2	1	1
	計	49	61	67	57	66
計	適	69	74	81	70	73
	不適	8	14	18	10	16
	判定不能※	5	1	2	1	1
	計	82	89	101	81	90

※ 残留塩素異常高値（1.5mg/L 以上）の場合は味の検査は行わず「判定不能」として
る。

4 感染症の検査

単位：検体、項目

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
H I V ・ 梅毒 検 査	検 体 数	27	35	68	55	112
	項 目 数	27	35	68	55	336
結 核 検 査	検 体 数	122	121	234	508	289
	項 目 数	122	121	234	508	289
三 類 感 染 症 等	検 体 数	7,574	2,468	684	458	230
	項 目 数	7,577	2,479	684	475	3,176

(注) 梅毒検査は令和 7 年度から実施。

5 家庭用品等の検査

単位：検体、項目

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
乳幼児用繊維製品	検 体 数	12	12	12	12	12
	項 目 数	12	12	12	12	12
健 康 食 品	検 体 数	13	13	13	13	13
	項 目 数	48	48	48	48	48

(注) 表 1 から 5 に掲げた検体、項目数は年度内に受付した数である。

VI 食品・水質・感染症等の検査

VII 予防接種事業

健康管理課

Ⅶ 予防接種事業

1 定期予防接種の概要

予防接種は、各種の感染症に対し免疫をつくることにより、感染予防・発病防止・症状の軽減・疾病のまん延防止などを目的としている。予防接種法第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種を定期予防接種という。

種類	対象年齢	接種回数等	接種方法
ロタウイルス	1価（ロタリックス）生後6週0日～24週0日 ※標準的な接種は生後2月～	2回（1回目の接種は生後14週6日後まで）	個別接種
	5価（ロタテック）生後6週0日～32週0日 ※標準的な接種は生後2月～	3回（1回目の接種は生後14週6日後まで）	個別接種
B型肝炎	1歳に至るまで ※標準的な接種は生後2月～9月	3回	個別接種
小児用肺炎球菌	生後2月～60月に至るまで ※接種開始年齢によって接種回数が異なる	〔生後2月～7月に至るまでに開始〕 4回 〔生後7月～12月に至るまでに開始〕 3回 〔生後12月～24月に至るまでに開始〕 2回 〔生後24月～60月に至るまでに開始〕 1回	個別接種
五種混合（第1期）	生後2月～90月に至るまで	〔第1期初回〕 3回 〔第1期追加〕 1回	個別接種
二種混合（第2期）	11歳以上13歳未満	五種混合、四種混合、三種混合、二種混合の第1期完了者に1回	個別接種
麻しん風しん混合（第1期） （第2期） （第5期）	（第1期）生後12月～24月に至るまで ※令和4年4月2日～令和5年4月1日生の者について、令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加 （第2期）5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間 ※平成30年4月2日～平成31年4月1日生の者について、令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加 （第5期）昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、平成26年4月以降、令和6年度末までに抗体検査を実施し、抗体が無いことが確認できた者は令和7年4月1日～令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加	〔第1期〕 1回 〔第2期〕 1回 〔第5期〕 1回（抗体が無い場合に限り） ※麻しん、風しんの単抗原ワクチンでの接種も可能。 ※麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由に接種対象期間内にワクチンの接種ができなかった者に対し、接種対象期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日まで延長	個別接種
水痘（水ぼうそう）	生後12月～36月に至るまで	2回	個別接種
日本脳炎（第1期）	生後6月～90月に至るまで ※標準的な接種は3歳から ※対象年齢緩和：平成7年4月2日～平成19年4月1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満となった	〔第1期初回〕 2回 〔第1期追加〕 1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせていたが、平成22年4月1日から順次再開 接種方法については見合わせ対象の者に対する特例あり	個別接種
日本脳炎（第2期）	9歳以上13歳未満 ※対象年齢緩和：平成7年4月2日～平成19年4月1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満となった	日本脳炎の第1期完了者に1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせていたが、平成25年4月1日から再開 見合わせ対象の者に対する特例あり	個別接種
B C G	1歳に至るまで ※標準的な接種は生後5月～8月	1回	個別接種
H P V（子宮頸がん予防）	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※標準的な接種年齢は中学1年生 ※平成9年4月2日～平成21年4月1日生の女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの期間に1回以上接種を受けている場合は、残りの回数について令和8年3月31日まで接種対象者に追加	3回 ※平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付けで勧奨が再開 ※9価ワクチンによる接種かつ1回目接種を15歳未満で受けた場合に限り、2回でも可能	個別接種

種 類	対象者	接種回数等	接種方法
高齢者インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの	年度に1回	個別接種
高齢者肺炎球菌	65歳の者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの	1回	個別接種
高齢者新型コロナウイルス	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの	年度に1回	個別接種
高齢者带状疱疹	年度内に65歳を迎える者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの ※経過措置：令和7年度から令和11年度までの期間に限り年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者も接種対象者に追加 ※令和7年度に限り年度内に100歳を超える者も接種対象者に追加	〔乾燥弱毒生水痘ワクチン〕 1回 〔乾燥組織換え带状疱疹ワクチン〕 2回	個別接種

VII 予防接種事業

2 年齢別定期予防接種者数（令和7年度）

乳幼児に対する予防接種

単位：件

年齢			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 （※1）	その他	計
予防接種種名												
ロ タ ウ イ ル ス	1 価	1回目	1,228									1,228
		2回目	1,220									1,220
		3回目	1									1
	5 価	1回目	591									591
		2回目	599									599
		3回目	594									594
B 型 肝 炎	1回目		1,829 ^{※2}	1								1,830
	2回目		1,826 ^{※2}	2								1,828
	3回目		1,841 ^{※2}	2								1,843
ヒ ブ	1回目		1									1
	2回目			1								1
	3回目				1							1
	4回目		0	71	20	10	2					103
小 児 用 肺 炎 球 菌	1回目		1,836	4								1,840
	2回目		1,828	6	1							1,835
	3回目		1,833	5								1,838
	4回目			1,793	40	19	6					1,858
五 種 混 合	初 回 第 1 期	1回目	1,836	5					1			1,842
		2回目	1,834	4	1							1,839
		3回目	1,839	4		1		1				1,845
	第1期追加			1,717	133	32	9	8	9	1		1,909
四 種 混 合	初 回 第 1 期	1回目										0
		2回目		1								1
		3回目		1								1
	第1期追加			407	110	27	5	6	5			560
三 種 混 合	初 回 第 1 期	1回目										0
		2回目							1			1
		3回目										0
	第1期追加			72	40	15	1	1	1	1		131
二 種 混 合	初 回 第 1 期	1回目										0
		2回目										0
	第1期追加											0
不 活 化 ポ リ オ	初 回 第 1 期	1回目										0
		2回目							1			1
		3回目										0
	第1期追加			71	41	17	2	1	1	1		134
麻しん風しん 混合		第1期		1,917 ^{※3}	6 ^{※3}	5 ^{※2}	1					1,929
		第2期						1,244	1,045 ^{※3}	7 ^{※2}	1	2,297
麻しん単抗原												0
風しん単抗原												0
水痘 （水ぼうそう）		1回目		1,843	27		※2 1					1,871
		2回目		1,193	434							1,627
日 本 脳 炎	初 回 第 1 期	1回目	6	9	3	1,740	161	83	79	4		2,085
		2回目	8	9	3	1,530	228	112	104	10		2,004
	第1期追加			3	7	10	1,081	515	291	90		1,997
B C G			1,842 ^{※2}	1								1,843
計			22,592	9,142	867	3,406	1,497	1,971	1,538	114	1	41,128

※1 ただし、7歳6か月未満に限る

※2 長期療養対象者

※3 特例措置対象者

Ⅶ 予防接種事業

児童・生徒に対する予防接種					単位：件
日本脳炎		特例による 第1期末接種分	1回目	7歳6か月から20歳未満	6
			2回目		9
			3回目		14
		第2期		9歳以上20歳未満	2,730
二種混合		第2期		11歳以上13歳未満	2,302
HPV (子宮頸がん予 防)	2価・4価		1回目	小学6年生から 高校1年生相当の女子	0
			2回目		1
			3回目		1
		キャッチアップ 接種対象者等	1回目	平成9年4月2日～ 平成21年4月1日生の女子	0
			2回目		2
			3回目		4
	9価		1回目	小学6年生から 高校1年生相当の女子	932
			2回目		1,003
			3回目		282
		キャッチアップ 接種対象者等	1回目	平成9年4月2日～ 平成21年4月1日生の女子	5
			2回目		801
			3回目		1,266

高齢者等に対する予防接種					単位：件
高齢者インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの				44,056
高齢者肺炎球菌	65歳の者及び60歳～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの				1,423
風しん第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性				21
高齢者新型コロナウイルス	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの				4,238
高齢者带状疱疹	年度内に65歳を迎える者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの ※経過措置：令和7年度から令和11年度までの期間に限り年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者も接種対象者に追加 ※令和7年度に限り年度内に100歳を超える者も接種対象者に追加			生ワクチン	3,302
				不活化ワクチン	1回目 2,647
					2回目 2,536

3 種類別定期予防接種者数

(1) ロタウイルス

1 価 単位：件

年 度	接 種 件 数			
	1回目	2回目	3回目	計
3	1,513	1,502	0	3,015
4	1,490	1,497	0	2,987
5	1,256	1,285	1	2,542
6	1,236	1,208	1	2,445
7	1,228	1,220	1	2,449

5 価 単位：件

年 度	接 種 件 数			
	1回目	2回目	3回目	計
3	647	652	634	1,933
4	618	597	587	1,802
5	757	763	721	2,241
6	616	635	656	1,907
7	591	599	594	1,784

VII 予防接種事業

(2) B型肝炎

単位：件

年 度	接 種 件 数			
	1回目	2回目	3回目	計
3	2,189	2,185	2,173	6,547
4	2,132	2,122	2,069	6,323
5	2,016	2,059	2,100	6,175
6	1,889	1,895	1,894	5,678
7	1,830	1,828	1,843	5,501

(3) ヒブ

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	1回目	2回目	3回目	4回目	計
3	2,202	2,195	2,183	2,302	8,882
4	2,134	2,126	2,112	2,073	8,445
5	2,030	2,064	2,082	2,072	8,248
6	5	152	349	1,822	2,328
7	1	1	1	103	106

(4) 小児用肺炎球菌

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	1回目	2回目	3回目	4回目	計
3	2,203	2,195	2,185	2,256	8,839
4	2,134	2,126	2,112	2,078	8,450
5	2,042	2,072	2,098	2,071	8,283
6	1,892	1,895	1,897	2,033	7,717
7	1,840	1,835	1,838	1,858	7,371

(5) 五種混合・四種混合・三種混合・二種混合

<第1期>

単位：件

年 度	区 分		接 種 件 数				
			五種混合（※1）	四種混合（※2）	三種混合（※3）	二種混合（※4）	計
3	初 回	1回目		2,188			2,188
		2回目		2,208			2,208
		3回目		2,240			2,240
	追 加			2,250			2,250
	計			8,886			8,886
4	初 回	1回目		2,134			2,134
		2回目		2,140			2,140
		3回目		2,100			2,100
	追 加			2,044			2,044
	計			8,418			8,418
5	初 回	1回目		2,200	1		2,201
		2回目		2,258			2,258
		3回目		2,294			2,294
	追 加			2,010			2,010
	計			8,762	1		8,763
6	初 回	1回目	1,893	9			1,902
		2回目	1,743	161	1		1,905
		3回目	1,552	368	1		1,921
	追 加		58	2,129	1		2,188
	計		5,246	2,667	3		7,916
7	初 回	1回目	1,842	0	0		1,842
		2回目	1,839	1	1		1,841
		3回目	1,845	1	0		1,846
	追 加		1,909	560	131		2,600
	計		7,435	562	132		8,129

※1 令和6年4月から定期予防接種となる

五種混合：ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ

※2 四種混合：ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ

※3 三種混合：ジフテリア、百日せき、破傷風

※4 二種混合：ジフテリア、破傷風

(6) 二種混合

<第2期>

単位：件

年度	接種件数
3	2,416
4	2,316
5	2,487
6	2,208
7	2,302

Ⅶ 予防接種事業

(7) 不活化ポリオ

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	初 回			追 加	計
	1回目	2回目	3回目		
3					0
4					0
5				1	1
6					0
7		1		134	135

(8) 麻しん風しん混合

単位：件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
3	2,254	2,702	4,956
4	2,121	2,544	4,665
5	2,099	2,551	4,650
6	1,916	2,444	4,360
7	1,929	2,297	4,226

(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原

麻しん 単位:件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0

風しん 単位:件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0

(10) 水痘（水ぼうそう）

単位:件

年 度	接 種 件 数		
	1回目	2回目	計
3	2,269	2,099	4,368
4	2,118	1,893	4,011
5	2,173	1,848	4,021
6	2,027	1,862	3,889
7	1,871	1,627	3,498

Ⅶ 予防接種事業

(11) 日本脳炎

単位:件

年 度	区 分			接種件数	計
3	第1期	初回	1回目	2,013	6,425
			2回目	2,118	
		追加		813	
	第1期末接種分(※)		1回目	72	
			2回目	76	
			3回目	144	
	第2期			1,189	
4	第1期	初回	1回目	2,579	13,285
			2回目	2,407	
		追加		3,410	
	第1期末接種分(※)		1回目	70	
			2回目	72	
			3回目	148	
	第2期			4,599	
5	第1期	初回	1回目	2,254	10,349
			2回目	2,188	
		追加		2,378	
	第1期末接種分(※)		1回目	31	
			2回目	34	
			3回目	58	
	第2期			3,406	
6	第1期	初回	1回目	2,174	9,544
			2回目	2,119	
		追加		2,166	
	第1期末接種分(※)		1回目	17	
			2回目	19	
			3回目	65	
	第2期			2,984	
7	第1期	初回	1回目	2,085	8,845
			2回目	2,004	
		追加		1,997	
	第1期末接種分(※)		1回目	6	
			2回目	9	
			3回目	14	
	第2期			2,730	

※ 平成28年4月1日から、平成7年4月2日～平成19年4月1日生の方に対し特例で接種
また、令和4年9月まで、平成19年4月2日～平成21年10月1日生の方に対し特例で接種

(12) BCG

単位：件

年度	接種件数
3	2, 220
4	2, 114
5	2, 098
6	1, 936
7	1, 843

Ⅶ 予防接種事業

(13) HPV（子宮頸がん予防）

単位：件

年度		区分		接種件数	計
3		小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	447	1, 199
			2回目	421	
			3回目	331	
4		小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	870	2, 235
			2回目	778	
			3回目	587	
		キャッチアップ 接種対象者	1回目	929	1, 873
			2回目	692	
			3回目	252	
5	2価・4価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	20	736
			2回目	68	
			3回目	127	
		キャッチアップ 接種対象者	1回目	41	
			2回目	142	
			3回目	338	
	9価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	1, 099	4, 720
			2回目	722	
			3回目	375	
		キャッチアップ 接種対象者	1回目	959	
2回目	822				
3回目	743				
6	2価・4価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	2	102
			2回目	3	
			3回目	10	
		キャッチアップ 接種対象者	1回目	15	
			2回目	27	
			3回目	45	
	9価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	1, 521	13, 530
			2回目	1, 117	
			3回目	462	
		キャッチアップ 接種対象者	1回目	4, 242	
2回目			3, 377		
3回目			2, 811		
7	2価・4価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	0	8
			2回目	1	
			3回目	1	
		キャッチアップ 接種対象者等	1回目	0	
			2回目	2	
			3回目	4	
	9価	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	932	4, 289
			2回目	1, 003	
			3回目	282	
		キャッチアップ 接種対象者等	1回目	5	
			2回目	801	
			3回目	1, 266	

※ 平成9年4月2日～平成21年4月1日生の女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間に1回以上接種を受けている場合は、残りの回数について令和8年3月31日まで接種対象者に追加（キャッチアップ接種等）

（平成25年6月14日から接種勧奨を見合せていたが、令和3年11月26日から順次再開した）

※ 令和5年4月1日から新たに9価ワクチンが定期接種として使用可能になった

(14) 高齢者インフルエンザ

単位：件

年 度	接種件数
3	47,162
4	49,397
5	46,630
6	42,845
7	44,056

(15) 高齢者肺炎球菌

単位：件

年 度	接種件数
3	2,983
4	2,850
5	3,467
6	643
7	1,423

(16) 風しん第5期

単位：件

年 度	接種件数
3	341
4	295
5	343
6	245
7	21

(17) 高齢者新型コロナウイルス

単位：件

年 度	接種件数
6	15,807
7	4,238

※令和6年度から定期予防接種となる

VII 予防接種事業

(18) 高齡者帶狀疱疹

生ワクチン 単位：件

年 度	接種件数
7	3,302

不活化ワクチン 単位：件

年 度	接 種 件 数		
	1回目	2回目	計
7	2,647	2,536	5,183

※令和7年度から定期予防接種となる

4 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境を提供する。

(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

平成 24 年 9 月から、75 歳以上の高齢者に対して接種費用の一部助成を開始した。なお、平成 26 年 10 月から定期予防接種の対象となった者は対象者から除外した。

令和 6 年 4 月から、定期予防接種の対象年齢が 65 歳のみとなったことを受け、66 歳以上に助成対象を拡大した。

単位：件

年 度	接種件数
3	168
4	158
5	186
6	192
7	144

(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種

単位：件

年 度	接種件数
3	423
4	384
5	389
6	239
7	351

VII 予防接種事業

5 風しん抗体検査事業

(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査

平成 26 年 4 月から妊娠を希望する女性とそのパートナーに対して検査費用を全額助成した。

単位：件

年 度	検 査 件 数		
	H I 法	E I A 法	計
3	181	43	224
4	222	43	265
5	243	27	270
6	225	33	258
7	417	18	435

(2) 風しん第 5 期定期接種に係る抗体検査

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象にした風しん第 5 期定期接種の対象者スクリーニングのための抗体検査を実施した。

単位：件

年 度	検 査 件 数		
	H I 法	E I A 法	計
3	999	611	1,610
4	1,086	481	1,567
5	1,515	678	2,193
6	892	377	1,269
7	0	4	4

※令和 6 年度で事業終了につき、令和 7 年度分は過年度支出分

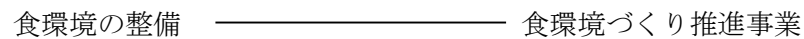
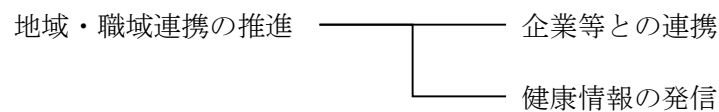
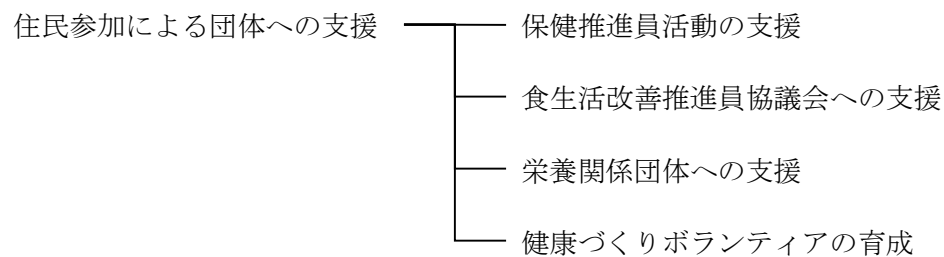
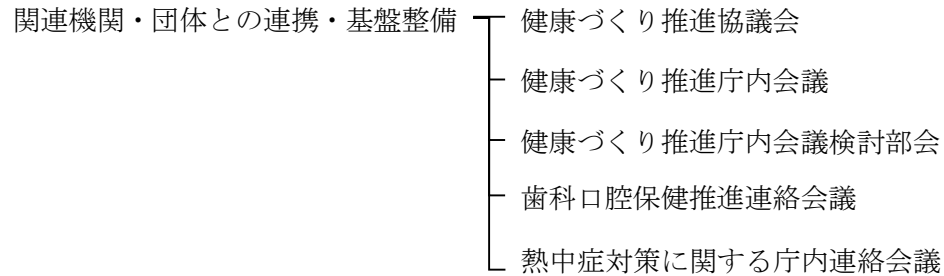
VIII 健康づくり支援事業

健康づくり支援課

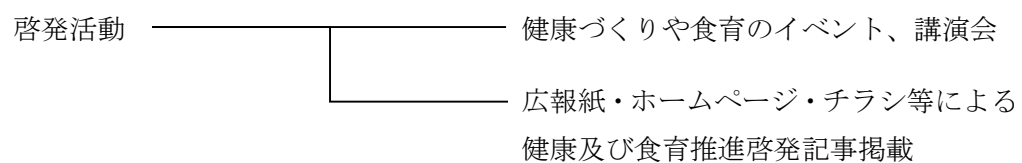
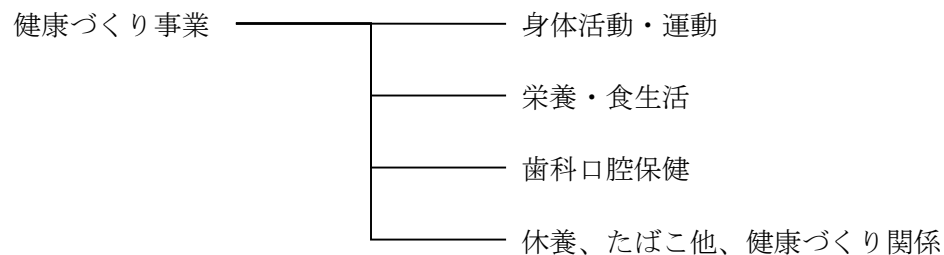
VIII 健康づくり支援事業

1 事業概要

《健康づくりの基盤整備》

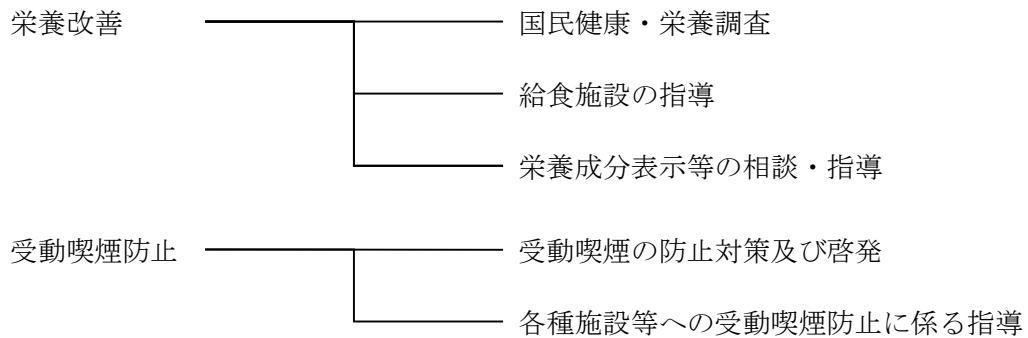


《保健サービス》



VIII 健康づくり支援事業

《その他》



2 運動指導事業

(1) 健康教室

	事業名	内容	回数	人数
成人保健事業	シェイプアップ運動教室	メタボリックシンドローム解消のための運動を体験し、日常生活において実践するための方法を指導する教室を実施する。	21	454
	親子でいっしょにわくわく運動教室	子育て世代を対象にメタボリックシンドローム予防のための運動実技や講話、また栄養に関する講話を実施する。	3	101
	つながる健康レッスン	PTAとの共催で運動をテーマにした健康教室を実施する。	7	114
	依頼事業	団体からの依頼を受けて、運動をテーマにした健康教室を実施する。	5	38
介護予防事業	体力アップ倶楽部（初級編）	高齢者を対象に介護予防を目的とした運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などについて学ぶ	20	319
	体力アップ倶楽部（中級編）	高齢者を対象に介護予防を目的とした運動機能向上を図るための方法を学ぶ	20	288

(2) 健康マイレージ事業（県との共同事業）

- ・ウォーキングを楽しく続けて、健康づくりが進められるように支援する。
登録者数 2,620 人（コバトン ALK00 マイレージ）（令和 8 年 4 月 1 日時点）
- ・ウォーキング講習会 1 回 82 人

(3) ラジオ体操

・ラジオ体操講習会

目 的 運動習慣をつくるきっかけづくりとして、ラジオ体操の正しい動きを学ぶ。

年度	3	4	5	6	7
実施回数	-	1	2	2	2
参加人数	-	47	243	223	245

※令和 4 年度は、親子向けの講習会として実施

3 栄養改善事業

(1) 栄養改善事業一覧

	事業名	主な内容	回数	人数
成人 保健 事業	からだうれしい食事教室	生活習慣病予防の食生活について	6	122
	シェイプアップ運動教室	健康づくりにおける運動と食事の重要性について	7	165
	特定健診・保健指導	個別による栄養相談	9	9
	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	—	—
	各種教室の相談、 電話相談、来所相談	病態別食事のポイントについて個別で相談	34	129
介護 予防 事業	体力アップ倶楽部（初級編）	高齢者の栄養改善についての講義	5	88
	体力アップ倶楽部（中級編）		5	84
	かわごえ体力測定会	高齢者の栄養改善についての講義	9	603
	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	4	188
	各種教室の相談、 電話相談、来所相談	介護予防の栄養のポイント等についての個別相談	65	316
団体 への 支援	川越市保健推進員協議会	会員対象の研修会開催、協議会活動への技術的支援	1	66
	川越市食生活改善推進員協議会		8	124
	共催の教室	団体、公民館等との共催による栄養教室、調理実習等	4	62
	川越市保健所管内栄養士研究会	役員会、施設見学、研修会等 研究会活動への支援	7	67
	地域活動栄養士PFCの会		5	40
	共催の教室（地域活動栄養士PFCの会）	団体、公民館等との共催による栄養教室	3	53
その 他	給食施設指導	巡回指導、研修会の開催、個別相談等	27	737
	食品製造者指導事業	栄養成分表示等の相談に応じる	5	5
	国民健康・栄養調査	調査の実施、集計等	1	13
	就学時健康診断	朝食の大切さについての啓発チラシの配布	32	2,515

(2) 給食施設指導

健康増進法に基づき、給食施設に対して巡回指導、研修会の開催、個別相談等を実施。

(3) 栄養関係団体育成

① 川越市食生活改善推進員協議会

a. 活動目的

協議会員の連携を密にして、食生活改善を普及し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

b. 活動内容

- ・資質向上のための研修会に参加（川越市主催）
- ・調理実習の開催（よい食生活をすすめるための調理実習等）
- ・公民館、社会福祉協議会等 他団体事業に協力（調理実習等）
- ・埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会活動への参加

VIII 健康づくり支援事業

c. 会員数 62 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

d. 設立 平成 10 年 7 月 6 日

② 地域活動栄養士 PFCの会

a. 活動目的

地域活動を通して食生活の向上等、地域の健康管理に寄与し、併せて会員の資質向上と親睦を図ることを目的とする。

b. 活動内容

- ・幼児へのエプロンシアター等を媒体とした栄養教育を主に、全ライフステージを対象として生活習慣病予防のための栄養指導を実施
- ・自主勉強会の開催
- ・埼玉県栄養士会 地域活動栄養士協議会活動への参加

c. 会員数 12 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

d. 設立 平成 8 年 4 月 1 日
（平成 15 年度 埼玉県川越保健所から川越市保健所に事務局移管）

③ 川越市保健所管内栄養士研究会

a. 活動目的

給食施設における衛生管理並びに栄養管理について研鑽にはげみ、これらの管理面の向上と改善に努め、併せて会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

b. 活動内容

- ・自主勉強会、研修会等の開催

c. 会員数 32 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(4) 食環境づくり推進事業

目 的 働き世代や子育て世代などの健康に関心の薄い層に対し、高血圧等を含む生活習慣病対策のため、自然に健康になれる食環境づくりを推進することを目的とする。

a. 尿ナトカリ比測定

年度	4	5	6	7
実施回数	5	7	12	8
参加人数	495	288	422	437

※事業やイベントで開催したものと企業における地域・職域事業で行われた簡易健康チェックとしての尿ナトカリ比測定を含む

b. 健康づくり協力店

健康づくり協力店では、健康情報の発信や栄養成分表示、健康メニューの提供などを行っています。

年度	4	5	6	7
新規店舗数	4	11	2	2
全体数	5	16	16	18

※指定内容の廃止に伴う指定取消を除外

c. 啓発 POP の配布

年度	4	5	6	7
店舗数		62	62	61

VIII 健康づくり支援事業

4 歯科保健事業

(1) 歯科保健事業一覧

	事業名	内 容	回数	人数
成人・介護予防事業	成人歯科健診	歯科検診及び個別の歯科保健指導	1	22
	ファミリー歯科健診	歯科検診及び個別の歯科保健指導、口腔機能検査等	3	88
	歯周病検診	歯科検診（委託医療機関で受診）	—	247
	体力アップ倶楽部（初級編）	高齢者の口腔機能向上についての講義と実技	5	80
	体力アップ倶楽部（中級編）		5	77
	かわごえ体力測定会	高齢者の口腔機能向上についての講義と実技	9	603
	依頼事業	自治会、老人会等からの依頼による歯科保健講座	6	132
	各種教室後、電話、来所相談等	歯や口に関することについて個別で相談	12	12
その他	健康づくり団体への支援	健康づくり団体への支援	1	70
	幼児のむし歯予防推進事業※	幼児のむし歯予防推進事業	—	—
	障害者（児）歯科保健事業※	障害者（児）歯科保健基盤整備事業	—	—
	依頼事業（学童期）	学校からの依頼による歯科保健講座	8	875

※は、別掲

(2) 歯科保健事業の主なもの

① 予防啓発事業

フッ化物応用事業

年度	3	4	5	6	7
実施回数	4	6	6	8	5
参加人数	101	120	101	531	636

※ 歯ッピーフェスティバル、健康まつり、ファミリー歯科健診で実施

※ 令和7年度から、2歳児親子歯科健診は除く

② 歯科健診事業

年度	7	
事業名	ファミリー歯科健診	成人歯科健診
実施回数	3	1
参加人数	88	22

※ 令和7年度より開始

③ 歯科保健基盤整備事業

a. 幼児のむし歯予防推進事業

目 的 市内私立保育園、幼稚園並びに市立保育園の希望する施設を対象としたフッ化物洗口事業や啓発事業を通して、母子歯科保健分野の基盤整備の推進を図る。

年度	会議・研修・関係機関との調整等（回）	保健指導（回）	フッ化物洗口事業	
			園児数（人）	実施園児数（人）
3	13	136	1,256	1,209
4	14	135	1,308	1,263
5	12	146	1,271	1,243
6	16	136	1,268	1,221
7	11	132	1,225	1,188

b. 障害者（児）の歯科保健事業

目 的 社会福祉施設等における歯科健診及び歯科保健指導を通して、障害者（児）歯科保健事業の基盤整備の推進を図る。

年度	会議・研修・関係機関との調整等（回）	歯科健診		保健指導		口腔ケア研修会等		歯科健診等未実施者フォロー事業（回）	関連施設との連携（カンファレンス等）（回）	個別相談	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数			電話相談	訪問（延べ）
3	18	28	227	28	227	7	38	11	28	70	33
4	11	34	233	34	233	11	121	14	34	77	48
5	10	31	186	31	186	12	169	12	31	81	40
6	15	28	199	28	199	12	152	13	28	88	26
7	22	28	219	28	219	17	202	15	28	73	23

5 団体組織・関係団体との連携・基盤整備

(1) 川越市健康づくり推進協議会

※ 平成26年7月、旧食育推進懇話会と統合し、新たに「川越市健康づくり推進協議会」を設置

① 目的

市民一人ひとりが健康・食育・歯科口腔保健への関心を高めて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市民・市・関係機関等が相互に連携し、協働して推進するための協議を行う。

② 委員の構成

- ・学識経験者 4名
- ・保健医療関係団体の代表者 5名
- ・社会福祉関係団体の代表者 2名
- ・健康づくり推進活動を行う団体の代表者 7名
- ・市民の代表者 1名

③ 活動状況

年度	3	4	5	6	7
会議回数（回）	1	2	2	5	2

※ 令和3年度は書面開催とした

④ 令和7年度活動内容

川越市健康まつり実行委員会 4回開催

(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議

※ 平成26年3月、「川越市歯の健康づくり推進検討委員会」を廃止し、平成26年7月、「歯科口腔保健推進連絡会議」を新たに設置

① 目的

川越市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年条例第31号）に規定する歯科口腔保健の推進に関する事項について関係機関等との連絡調整及び連携強化を図る。また、歯科保健サービスの推進及び歯科保健医療分野における保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育関係者等の連携に関し意見交換を行う。

② 委員の構成

地域歯科保健団体	6名
保健衛生団体	3名
社会福祉団体	1名
教育関係団体	1名
労働衛生に関する者	1名
学識経験者	2名
その他市長が認めた者	5名

③ 活動状況

年度	3	4	5	6	7
会議回数（回）	—	—	—	1	1

6 組織活動の支援

(1) 川越市保健推進員

① 設置目的

市民の自主的かつ継続的な健康づくりを地域と行政が協働で推進し、市民の健康寿命の延伸を図るため、川越市保健推進員を設置する。

② 選出基準と任期

選出基準 3,000 世帯まで 2 人、それ以上は概ね 1,500 世帯ごとに 1 人
 任期 2 年 (市長の委嘱)

③ 設立年月日

保健推進員 平成 2 年 4 月 1 日
 保健推進員協議会 平成 4 年 7 月 3 日

④ 支会別人数 106 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

支会	人数	支会	人数	支会	人数	支会	人数
第 1 支 会	2(2)	第 7 支 会	4(2)	古 谷 支 会	3(3)	霞ヶ関支会	9(5)
第 2 支 会	2(0)	第 8 支 会	3(3)	南 古 谷 支 会	7(7)	霞ヶ関北支会	5(4)
第 3 支 会	5(4)	第 9 支 会	4(1)	高 階 支 会	18(6)	名 細 支 会	9(7)
第 4 支 会	2(2)	第 10 支 会	3(2)	福 原 支 会	6(5)	川 鶴 支 会	2(2)
第 5 支 会	2(2)	第 11 支 会	3(4)	山 田 支 会	3(2)		
第 6 支 会	2(0)	芳 野 支 会	2(2)	大 東 支 会	10(6)		

()は委嘱実人数

⑤ 活動内容

市民の健康寿命を延伸するための推進役として、健康づくりに関する正しい知識を学び、地域へ情報の発信等を行う。

- ・市民が健康に関心を持てるようきっかけづくりをする。
- ・地域担当保健師等と連携を図り地区の健康づくりを推進する。
- ・保健推進員自身も健康に関心を持てるよう学習する。
- ・市からの依頼事業に協力する。
- ・資質の向上のための定例研修会、会議に参加する。

⑥ 保健推進員協議会活動

- ・協議会活動の円滑な実施のための、役員会議の開催
- ・委員会活動 (広報委員会、健幸いきいき委員会、健康づくり委員会、健幸生活委員会)
- ・地区の健康づくりの推進
- ・健康フェスタの開催

(2) 川越市保健推進員協力員

① 目的

川越市保健推進員を退任した者のうち、希望者が退任後も継続して自身や家族、地域における健康づくりを推進できるよう、川越市保健推進員協力員を設置する。

また、川越市保健推進員協議会が退任者に対し地区活動への協力を円滑に要請できる体制を整えることで、退任者の知識や技術を生かした地区活動の推進や、退任者による保健推進員の育成を目的とする。

② 対象と登録

対 象 退任者のうち推進員が行う地区活動への協力を希望する者

登 録 2年ごとの更新

③ 活動状況

- ・川越市保健推進員協議会からの協力要請による活動（地区活動、歯ッピーフェスティバル、川越市健康まつり等）
- ・川越市保健推進員協議会研修会等への参加
- ・市が案内した講演会、研修会等への参加

(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき 2 1

① 目的

「川越みんなの健康プラン」策定時のワーキンググループのうち「身体活動・運動」グループが中心となり、計画の普及活動と運動の推進を目的に立ち上げた。

学習や情報交換を行い、ボランティア活動を通して健康づくりの普及啓発及びその推進を図る。

② 活動状況

- ・月 1 回定例会開催
- ・健康ウォーキングの開催等

7 健康づくりの推進

(1) 地区担当保健師活動

平成 25 年度、市内 2 地区で試行した地区担当保健師活動を平成 27 年度から市民センター管内に拡大し、地区の特性を生かした保健活動を実施した。

令和 7 年度

実施内容	回数
地域で開催される会議	32
地域で開催されるイベント	5
健康情報の教室・啓発等	87
出張健康相談	5
計	129

(2) 啓発活動の推進

① 健康づくりイベント

a. 健康まつり

目 的 市民の健康意識の高揚と健康を自己管理する生活習慣の確立を目的とする。

年度	3	4	5	6	7
通算回数	第35回	第36回	第37回	第38回	第39回
参加人数	—	4,884	430	433	668

※令和 4 年度は Web 開催

b. 歯ッピーフェスティバル（歯と口の健康週間事業）

目 的 歯と口の健康に関する普及啓発を図るとともに、健康の保持増進に寄与することを目的とする。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	—	1,910	1,486	1,000	930

※令和 4 年、5 年度は Web 開催

② 健康づくり啓発

a. 健康啓発記事の掲載

広報川越、公民館だよりにおける健康記事掲載

広告付き番号案内表示システム、「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ

ホームページ、Facebook、X(旧 Twitter)、LINE、メールなどへの掲載

b. 疾病予防等に関するチラシ・ポスターの作成、配布

熱中症、世界禁煙デー、健康増進普及月間等

c. 啓発 DVD、CD-ROM の貸し出し

8 受動喫煙対策

改正健康増進法及び埼玉県受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を防止する為の啓発や指導等を実施した。

(1) 受動喫煙に関する通報及び相談等の件数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
通報及び相談等	17	16	24	22	27
勧告数	—	—	—	—	—

(2) 喫煙可能室設置に係る法律及び条例に基づく届出書等の提出状況

①法律に基づく喫煙可能室設置施設届出数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
新規	1	2	2	3	3
変更	1	—	—	—	—
廃止	2	1	—	—	1
喫煙可能室 設置施設数	243	244	246	249	251

※改正健康増進法が令和2年4月1日から施行。

②条例に基づく喫煙可能室設置届出書及び報告書数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
届出数	154	10	8	6	9
報告数	—	—	15	23	16

※埼玉県受動喫煙防止条例が令和3年4月1日から施行。

(3) 啓発について

- ・ 世界禁煙デー（5月31日）、世界 COPD デー（11月第3水曜）に合わせた受動喫煙防止に関する周知啓発
- ・ 健康まつり等の各種イベントで受動喫煙防止に関する周知啓発
- ・ 薬局での COPD 啓発資料の配布
- ・ 路上喫煙、受動喫煙防止のための駅（川越、川越市、本川越）周辺における巡回啓発（資源循環推進課と合同開催）

9 地域・職域推進事業

目 的 本市の健康課題である働き世代の健康づくりを推進するため、働き世代における健康づくりを推進する環境を整備し、健康寿命の延伸を図る。

対 象 市内企業

内 容 健康づくりの取組を検討・実践する企業に対し様々なサポートを実施する。

(1) 健康づくりサポートメニュー

①健康づくりアドバイザー派遣

年度	3	4	5	6	7
回数	1	1	1	1	—
参加人数	35	35	32	38	—

②健康情報の提供

年度	3	4	5	6	7
回数	12	13	13	13	13
延べ企業数	12	15	25	45	73

③簡易健康チェック

a. 尿ナトカリ比測定

年度	3	4	5	6	7
回数		1	1	1	1
参加人数		49	74	56	56

※健康づくりサポートメニューの名称としての実施は令和7年度より開始

※企業で行われた尿ナトカリ比測定のみを計上

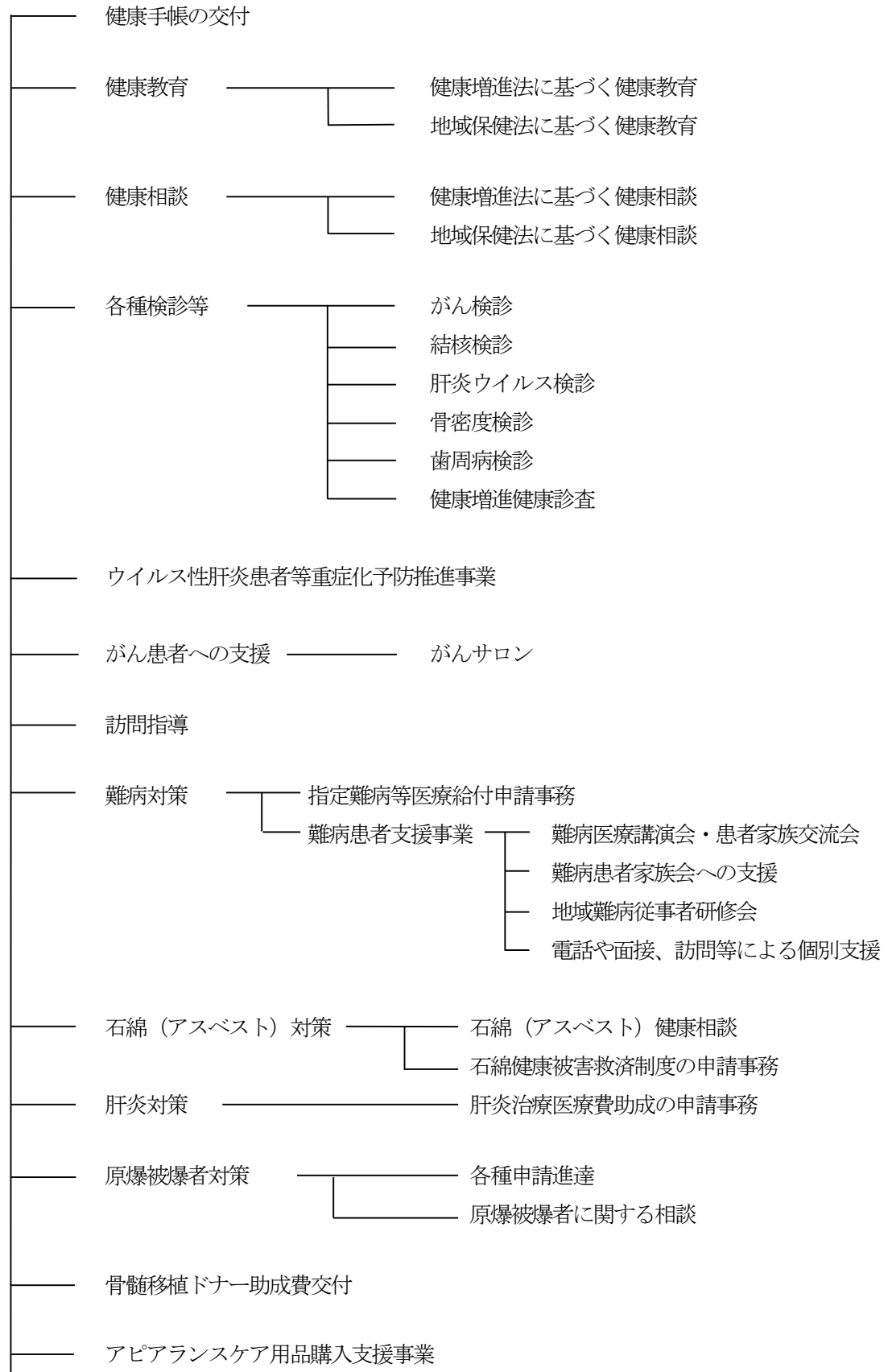
IX 成人保健事業

健康管理課

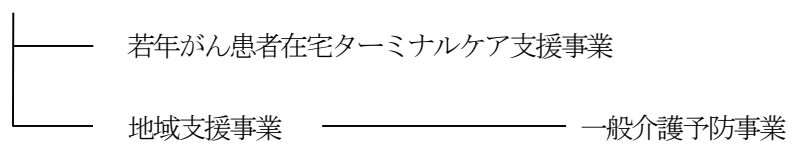
健康づくり支援課

IX 成人保健事業

1 事業の概要



IX 成人保健事業



2 健康手帳の交付者数

健康増進法に基づき主に健康診査・がん検診の受診者に交付。

単位：人

年度		3	4	5	6	7
区分						
新規	75歳～	579	639	552	610	458
	40歳～74歳	1,466	2,078	1,332	1,206	867
再交付	75歳～	404	355	459	382	354
	40歳～74歳	357	244	288	239	207
計		2,806	3,316	2,631	2,437	1,886

3 健康教育

○ 健康増進法に基づく健康教育

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

集団健康教育

年度		3	4	5	6	7
歯周疾患	回数（回）	—	—	5	13	22
	人員（人）	—	—	54	145	219
ロコモティブ シンдрーム	回数（回）	—	—	—	—	1
	人員（人）	—	—	—	—	3
病態別	回数（回）	7	5	6	7	9
	人員（人）	105	172	73	101	64
薬	回数（回）	—	—	—	—	—
	人員（人）	—	—	—	—	—
慢性閉塞性 肺疾患	回数（回）	—	—	—	1	—
	人員（人）	—	—	—	21	—
一般	回数（回）	28	53	70	76	90
	人員（人）	512	1,356	2,362	1,591	1,663
計	回数（回）	35	58	81	97	122
	人員（人）	617	1,528	2,489	1,858	1,949

IX 成人保健事業

○ 地域保健法に基づく健康教育

健康教育

年度		3	4	5	6	7
歯	回数（回）	—	—	—	55	50
	人員（人）	—	—	—	1,019	806
栄養	回数（回）	—	3	8	11	11
	人員（人）	—	18	39	728	74
運動	回数（回）	3	4	14	21	29
	人員（人）	19	7	78	284	250
精神	回数（回）	—	—	—	1	—
	人員（人）	—	—	—	3	—
休養	回数（回）	—	—	—	1	—
	人員（人）	—	—	—	3	—
禁煙	回数（回）	—	—	—	1	—
	人員（人）	—	—	—	59	—
その他	回数（回）	1	1	8	6	5
	人員（人）	10	10	177	183	174
計	回数（回）	4	8	30	96	95
	人員（人）	29	35	294	2,279	1,304

(1) 健康教室（講座等主なもの）

① 集団健康教育

a. 栄養改善教室「からだうれしい食事教室」

目 的 生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を促す。

対 象 成人

内 容 管理栄養士、保健師、歯科衛生士による講話

会 場 総合保健センター、公民館

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	5	5	6	6	6
延人数（人）	33	46	69	80	122

b. シェイプアップ運動教室

目 的 メタボリックシンドローム解消のための運動を身につけ、日常生活において実践できるよう支援する。

対 象 18 才以上

内 容 健康運動指導士による講話と実技、栄養士による講話

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	17 (3回×9ヶル)	18 (3回×6ヶル)	29 (3回×8ヶル) (1回×2会場) (3回×1ヶル)	21 (3回×6ヶル) (3回×1ヶル)	21 (3回×6ヶル) (3回×1ヶル)
延人員（人）	153	224	345	433	454

※ 令和3年度は3回×2会場を中止

・2回目、3回中止（水上公園、子育て安心施設すくすくかわごえ）。

既に申し込みがあった方に、資料提供及び栄養士からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

※ 令和4年度は3回×3会場を中止

令和4年度は夜間開催、オンライン健康講座を実施した

※ 令和5年度は夜間開催1回×2会場を実施。

※ 令和5年度より業務委託開催分も計上

c. 親子でいっしょにわくわく運動教室

目 的 子育て世代を対象にメタボリックシンドローム予防のための運動実技や講話、また栄養に関する講話を実施し、日常生活において実践できるよう支援する。

対 象 小学1～4年生とその保護者

内 容 健康運動指導士による講話と実技、栄養士による講話

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）				3	3
延人数（人）				147	101

d. つながる健康レッスン(PTA との共催事業)

目 的 働き世代・子育て世代を対象とした健康講座を実施し、既存事業への参加が少ない世代や健康に関心の薄い層の健康づくりに関する動機づけを行う。

対 象 市内小中学校の保護者

内 容 保護者が楽しみながら実施できる軽運動、学童期の栄養を含めた食生活についての講話、口腔内の健康についての講話

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）			7	6	8
延人数（人）			128	90	128

IX 成人保健事業

e. 自立の世代ヘルスアップ事業

目 的 市の健康課題である働き世代・子育て世代を対象とした健康講座を実施し、健康づくりに関心を持ち行動変容を促すための動機づけを行う。

対 象 市内小学校の児童と保護者

内 容 運動、栄養・食生活、歯と口の健康や生活習慣についての講義や実技を親子で学ぶ

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）			2	4	4
延人数（人）			70	217	244

f. 共催による健康教育

目 的 市民の健康づくりの一助とする

対 象 成人

年度	共催団体	テーマ	来所者数 （人）
3	—	—	—
4	医師会	①なったらどうする、糖尿病 ②COVID-19 5類への道 最新の予防・診断・治療	207
5	医師会	①糖尿病のお薬の話～どうしてこの薬は効くのだろうか～ ②健康長寿のための腎臓のお話し	191
6	医師会	睡眠の謎に挑む～基礎研究から睡眠ウェルネスへ～	513
7	医師会	気持ちがラクになるがんとの向き合い方	150

4 健康相談

○ 健康増進法に基づく健康相談

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

年度		3	4	5	6	7	
総合健康相談		回数（回）	45	36	75	54	44
		人員（人）	112	64	390	492	201
重点健康相談	高血圧	回数（回）	2	5	27	20	43
		人員（人）	2	19	87	198	685
	脂質異常症	回数（回）	4	4	1	4	2
		人員（人）	4	4	1	4	2
	糖尿病	回数（回）	5	6	3	1	—
		人員（人）	5	6	3	1	—
	歯周疾患	回数（回）	2	8	12	7	14
		人員（人）	2	8	12	7	22
	骨粗鬆症	回数（回）	1	1	—	3	2
		人員（人）	3	1	—	38	16
	女性の健康	回数（回）	11	24	12	6	3
		人員（人）	11	32	12	11	3
	病態別	回数（回）	10	19	8	8	19
		人員（人）	10	19	8	8	19
	合計	回数（回）	35	67	63	49	83
		人員（人）	37	89	123	267	747
合 計		回数（回）	80	103	138	103	127
		人員（人）	149	153	513	759	948

○ 地域保健法に基づく健康相談

年度		3	4	5	6	7
歯	回数（回）	3	—	4	4	2
	人員（人）	3	—	4	4	5
栄 養	回数（回）	6	3	9	6	10
	人員（人）	6	6	11	22	20
精 神	回数（回）	23	21	8	3	5
	人員（人）	23	21	8	3	5
運 動	回数（回）	1	3	4	7	16
	人員（人）	1	2	6	20	24
休 養	回数（回）	4	—	1	—	1
	人員（人）	4	—	1	—	1
禁 煙	回数（回）	2	—	—	—	—
	人員（人）	2	—	—	—	—
難 病	回数（回）	2	—	—	—	—
	人員（人）	2	—	—	—	—
その他	回数（回）	1	8	15	21	16
	人員（人）	1	8	34	64	83
計	回数（回）	42	35	41	41	50
	人員（人）	42	37	64	113	138

IX 成人保健事業

(1) 成人健康相談

目 的 健康に関しての不安を取り除き、日常生活の見直しを支援する。

対 象 成人

内 容 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	23	84	307	240	273
来所者数（人）	77(55)	246(217)	667(513)	1,237(953)	1,216(954)

※うち（ ）内は65歳以上

※ 総合保健センター主催の運動教室等における健康相談の実績。

(2) 特定保健指導

目 的 保健指導対象者が生活習慣を改善するための行動目標を設置し、その目標を自らが実践し健康に関するセルフケア（自己管理）ができるよう支援する。

対 象 川越市国民健康保険の被保険者で、内臓脂肪型肥満に着目した特定健診を受診し、特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）が必要と判断された者

内 容 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準じた内臓脂肪型肥満に着目した保健指導

○情報提供支援：すべての健診受診者に対して、結果返却と併せてリーフレットの配布

○動機づけ支援：3ヶ月間の支援（個別面接2回）

○積極的支援：3ヶ月間の支援（個別面接3回、電話支援2回）

※上記は基本的な支援回数であり、個々の状況に合わせて支援回数に増減あり

（動機付け支援）

年度		3	4	5	6	7
特定保健指導利用券発送数		1,484	1,355	1,540	1,434	1,417
参 加 者	動機づけ支援（実人員）	10(4)	8(2)	13(6)	15(6)	36(11)
	支 援					
	支援回数（延回数）	10	8	13	15	36
	（再掲）栄養相談（延回数）	1	1	1	1	12

（積極的支援）

年度		3	4	5	6	7
特定保健指導利用券発送数		438	435	534	482	523
参 加 者	積極的支援（実人員）	1(1)	-(-)	3(1)	9(3)	5(2)
	支 援					
	支援回数（延回数）	1	-	3	9	5
	（再掲）栄養相談（延回数）	-	-	-	1	-

※ 支援回数は、個別面接・グループ支援・電話支援・メール支援の支援方法をあわせた回数。

※ 一部の医療機関においても実施（実績数は川越市総合保健センター分のみ）。

※ シェイプアップ運動教室による支援者を含む。

※ 特定保健指導利用券発送数については、委託医療機関実施分を除く。

5 がん検診等

(1) 検診事業一覧

健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき事業を実施している。

各検診は一次検査として実施し、その結果により精密検査(二次検査)の受診や治療へ結びつける指導を行っている。

事業名称		検査項目	基本的な検査項目	胃エックス線検査	胃内視鏡検査	肺がん(結核)検査	子宮がん検査	乳がん検査	大腸がん検査	前立腺がん検査	骨密度測定	歯周病検査	肝炎ウイルス検査
総合保健センター施設検診	①がん検診		○		○				○	○	○		●
	②がん検診				○			○	○		○		
	③乳がん検診							○			○		
	④骨密度検診										○		
地区集団検診	⑤胃がん検診＋大腸がん検診		○						○				
	⑥肺がん(結核)検診＋大腸がん検診				○				○				
	⑦乳がん検診＋大腸がん検診							○	○				
個別検診	⑧大腸がん検診								○				
	⑨前立腺がん検診									○			
	⑩子宮がん検診						○						
	⑪乳がん検診							○					
	⑫胃がん検診(胃部エックス線検査)		○										
	⑬胃がん検診(胃内視鏡検査)			○									
	⑭歯周病検診											○	
	⑮健康増進健康診査	○											
	⑯肝炎ウイルス検診												●

●＝特定感染症検査等事業として実施

IX 成人保健事業

(2) 総合保健センター施設検診の実施状況

① がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、
予防意識の自覚を促す。

対 象 40 歳以上の市民

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 回 ）	97	109	108	107	105
受 診 人 数 （ 人 ）	1,792	2,338	2,273	2,182	1,858

② がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、
予防意識の自覚を促す。

対 象 40 歳以上の市民（女性）

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 回 ）	22	22	22	21	22
受 診 人 数 （ 人 ）	476	585	565	564	506

③ 乳がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、
予防意識の自覚を促す。

対 象 40 歳以上の市民（女性）

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 回 ）	20	19	18	18	19
受 診 人 数 （ 人 ）	477	544	524	555	442

④ 骨密度検診

目 的 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、
予防意識の自覚を促す。

対 象 40 歳以上の市民

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 回 ）	10	10	10	10	11
受 診 人 数 （ 人 ）	287	372	385	432	415

(3) 検診項目別実施状況

① 胃がん検診

目 的 胃がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

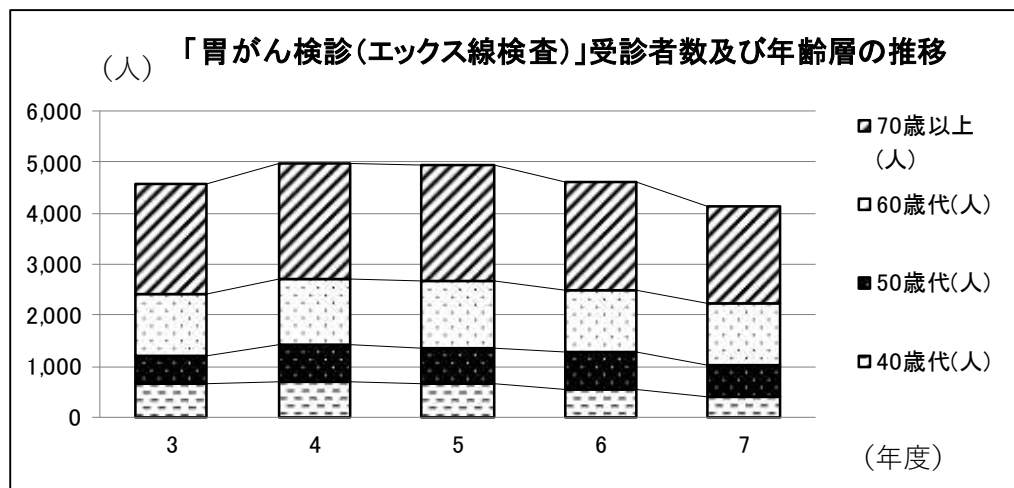
a. エックス線検査

会 場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対 象 40歳以上の市民

年度		3	4	5	6	7
区分	医療機関	14所	14所	13所	13所	13所
	及び実施回数	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回
		センター97回	センター109回	センター108回	センター107回	センター105回
対象人員（人）		215,729	216,888	217,954	218,802	219,444
受診人員（人）		4,575	4,962	4,943	4,595	4,148
受診率（％）		2.1	2.3	2.3	2.1	1.9
区一次判定	異常なし（人）	3,284	3,702	3,503	3,041	2,713
	要精検（人）	312	327	284	302	293
	上記以外の有所見者（人）	979	933	1,156	1,252	1,142
年代別受診者数	40歳代（人）	664	691	646	557	382
	50歳代（人）	528	716	704	713	636
	60歳代（人）	1,213	1,286	1,335	1,224	1,214
	70歳以上（人）	2,170	2,269	2,258	2,101	1,916
計		4,575	4,962	4,943	4,595	4,148

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



IX 成人保健事業

b. 胃内視鏡検査

会 場 委託医療機関

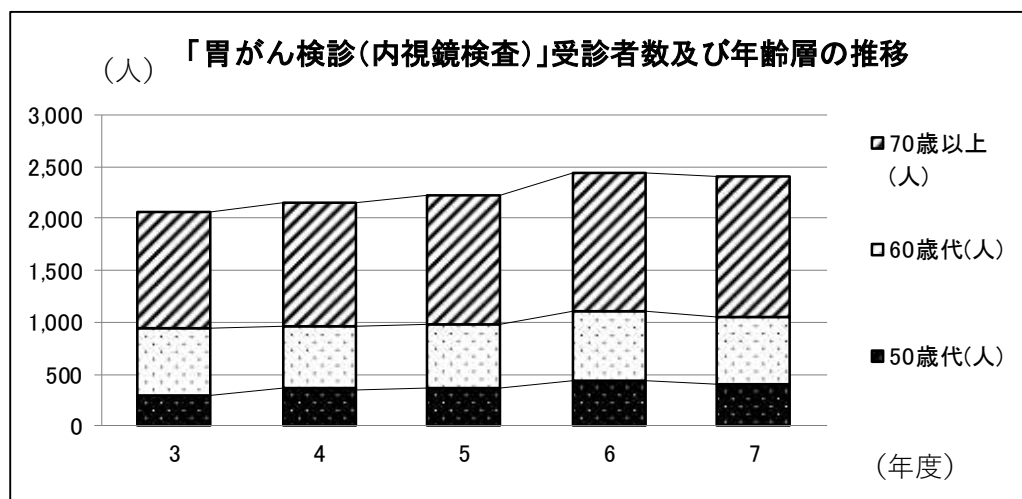
対 象 50歳以上の市民 ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
実施医療機関数		医療機関 22所	医療機関 22所	医療機関 21所	医療機関 23所	医療機関 23所
対象人員（人）		161,090	163,887	166,314	168,777	171,007
受診人員（人）		2,058	2,146	2,229	2,442	2,405
受診率（％）		2.0	2.6	2.6	2.8	2.8
区一次判定	異常なし（人）	1,918	2,079	2,155	2,357	2,349
	要精検（人）	106	27	16	37	26
	上記以外の 有所見者（人）	34	40	58	48	30
年代別受診者数	50歳代（人）	286	363	371	441	395
	60歳代（人）	664	604	608	658	652
	70歳以上（人）	1,108	1,179	1,250	1,343	1,358
計		2,058	2,146	2,229	2,442	2,405

※ 受診率の算出方法

$$\left[(\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数}) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}) \right] / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



② 肺がん（結核）検診

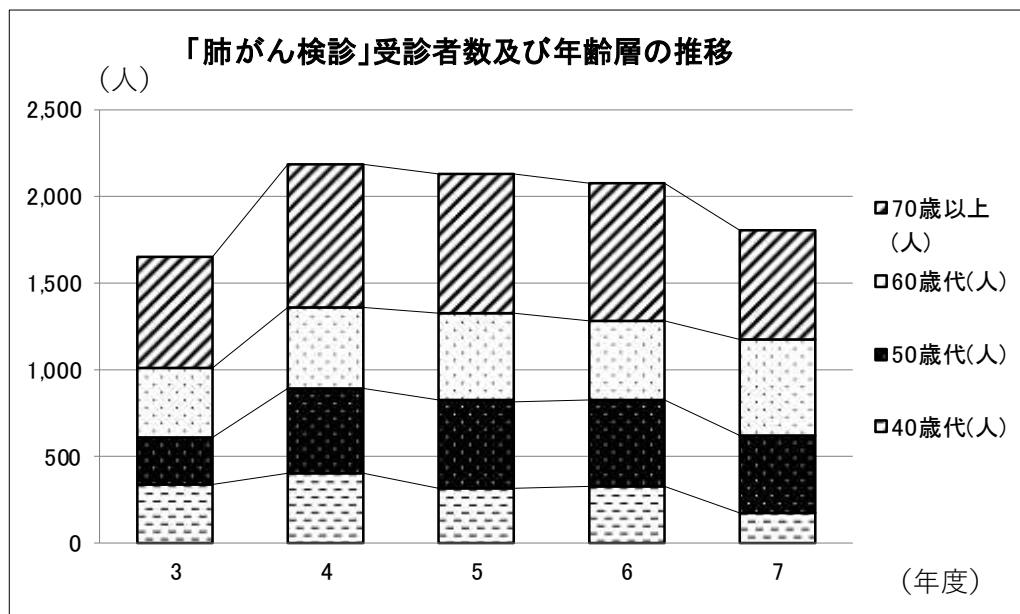
目 的 肺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

会 場 公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対 象 40歳以上の市民

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
実 施 回 数		集団5回	集団5回	集団5回	集団5回	集団5回
		センター119回	センター131回	センター130回	センター128回	センター127回
対 象 人 員 （ 人 ）		215,729	216,888	217,954	218,802	219,444
受 診 人 員 （ 人 ）		1,646	2,182	2,127	2,074	1,807
受 診 率 （ % ）		0.8	1.0	1.0	0.9	0.8
区 一 次 判 定	異 常 な し （ 人 ）	1,567	2,051	1,989	1,923	1,673
	要 精 検 （ 人 ）	52	101	120	117	104
	上 記 以 外 の 有 所 見 者 （ 人 ）	27	30	18	34	30
年 代 別 受 診 者 数	40 歳 代 （ 人 ）	335	401	321	332	181
	50 歳 代 （ 人 ）	277	488	501	496	439
	60 歳 代 （ 人 ）	404	466	501	459	553
	70 歳 以 上 （ 人 ）	630	827	804	787	634
計		1,646	2,182	2,127	2,074	1,807

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



IX 成人保健事業

③ 子宮がん検診（頸部）

目 的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関

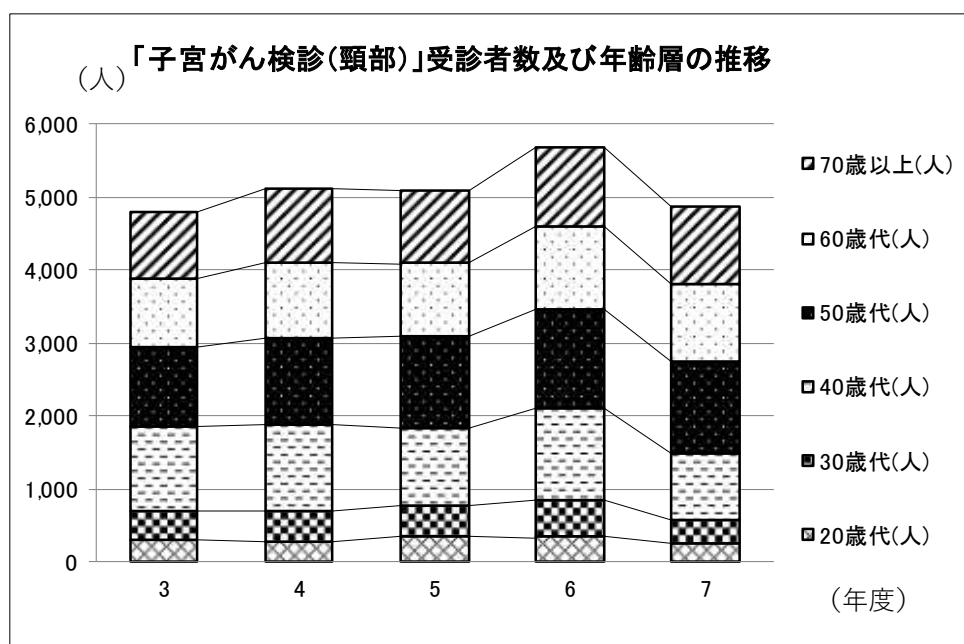
対 象 20歳以上の市民（女性） ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

年度		3	4	5	6	7
区分	実施医療機関数	医療機関 13所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 15所
	対象人員（人）	148,062	148,458	149,099	149,569	150,139
受診人員（人）		4,808	5,124	5,098	5,676	4,882
受診率（％）		6.0	6.7	6.9	7.2	7.0
区一次判定	異常なし（人）	4,680	4,989	4,995	5,574	4,817
	要精検（人）	128	135	103	102	65
	上記以外の 有所見者（人）	—	—	—	—	—
年代別受診者数	20歳代（人）	313	284	362	351	244
	30歳代（人）	397	426	414	486	340
	40歳代（人）	1,160	1,170	1,056	1,268	916
	50歳代（人）	1,086	1,197	1,267	1,367	1,256
	60歳代（人）	936	1,035	1,006	1,125	1,056
	70歳以上（人）	916	1,012	993	1,079	1,070
計		4,808	5,124	5,098	5,676	4,882

※ 受診率の算出方法

[（前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数）－（前年度及び当該年度における2年連続受診者数）]/（当該年度の対象者数）×100

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



④ 子宮がん検診（体部）

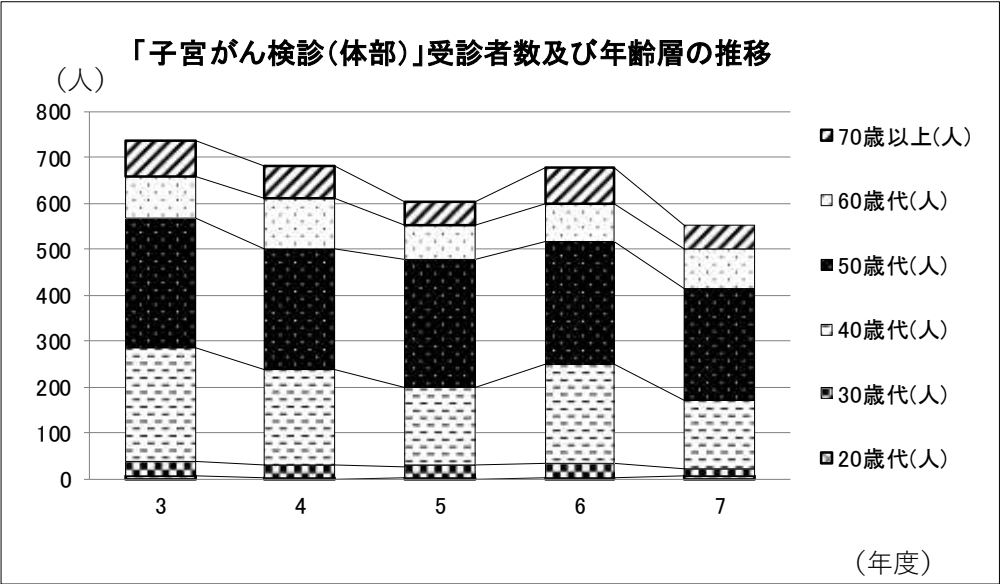
目 的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関

対 象 20 歳以上の市民（女性）（問診の結果、最近 6 か月以内に症状があった方）

※ 子宮がん検診（頸部）と併せて受診

年度		3	4	5	6	7
区分						
実 施 医 療 機 関 数		医療機関 13所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 15所
受 診 人 員 （人）		739	681	605	677	551
区一次判定	異 常 な し（人）	714	668	592	664	540
	要 精 検（人）	15	5	7	8	2
	上 記 以 外 の 有 所 見 者（人）	10	8	6	5	9
年代別受診者数	20 歳 代（人）	5	1	2	3	5
	30 歳 代（人）	32	31	28	30	18
	40 歳 代（人）	250	206	171	218	147
	50 歳 代（人）	282	264	276	265	246
	60 歳 代（人）	91	110	77	84	86
	70 歳 以 上（人）	79	69	51	77	49
計		739	681	605	677	551



IX 成人保健事業

⑤ 乳がん検診

目 的 乳がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

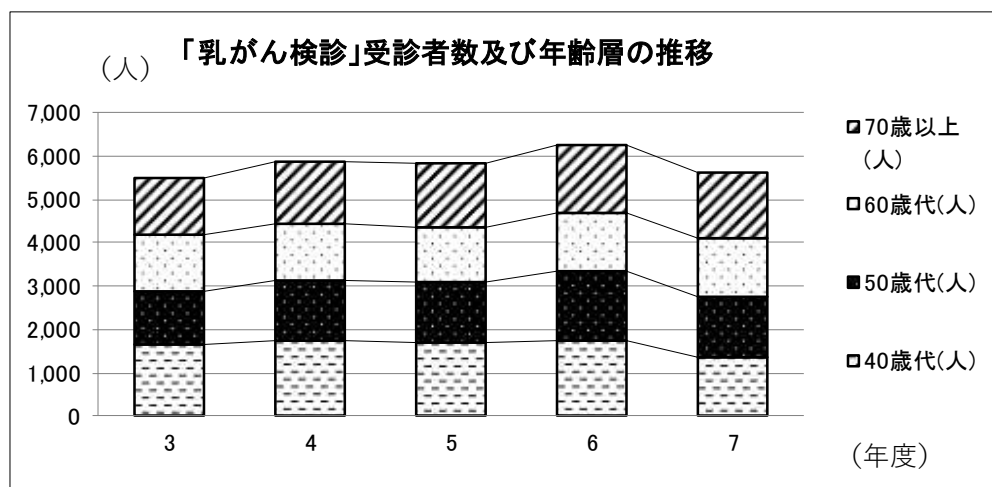
対 象 40歳以上の市民(女性) ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	11所	12所	12所	12所	12所
	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回
	センター42回	センター41回	センター40回	センター39回	センター41回	
対象人員（人）		110,346	110,943	111,680	112,269	112,768
受診人員（人）		5,497	5,857	5,821	6,238	5,606
受診率（％）		8.9	10.2	10.4	10.7	10.5
区一次判定	異常なし（人）	4,892	5,232	5,163	5,589	4,962
	要精検（人）	432	399	456	447	412
	上記以外の 有所見者（人）	173	226	202	202	232
年代別受診者数	40歳代（人）	1,670	1,724	1,677	1,723	1,355
	50歳代（人）	1,223	1,413	1,416	1,603	1,415
	60歳代（人）	1,270	1,285	1,240	1,355	1,343
	70歳以上（人）	1,334	1,435	1,488	1,557	1,493
計		5,497	5,857	5,821	6,238	5,606

※ 受診率の算出方法

[（前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数）－（前年度及び当該年度における2年連続受診者数）] / （当該年度の対象者数）×100

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



⑥ 大腸がん検診

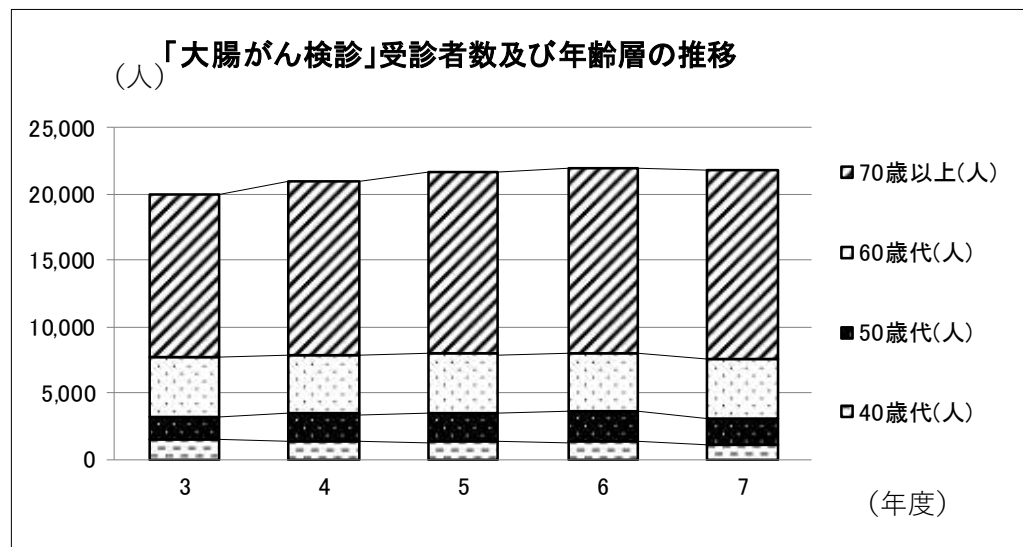
目 的 大腸がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対 象 40歳以上の市民

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	99所	101所	101所	101所	102所
	集団	23回	23回	23回	23回	23回
	センター	119回	131回	130回	128回	127回
対象人員（人）		215,729	216,888	217,954	218,802	219,444
受診人員（人）		20,019	20,929	21,649	21,981	21,730
受診率（％）		9.3	9.6	9.9	10.0	9.9
区一次判定	異常なし（人）	18,205	19,332	19,823	20,038	19,831
	要精検（人）	1,814	1,597	1,826	1,943	1,899
年代別受診者数	40歳代（人）	1,440	1,416	1,400	1,351	1,022
	50歳代（人）	1,755	2,022	2,107	2,199	2,081
	60歳代（人）	4,440	4,371	4,472	4,478	4,498
	70歳以上（人）	12,384	13,120	13,670	13,953	14,129
計		20,019	20,929	21,649	21,981	21,730

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による



IX 成人保健事業

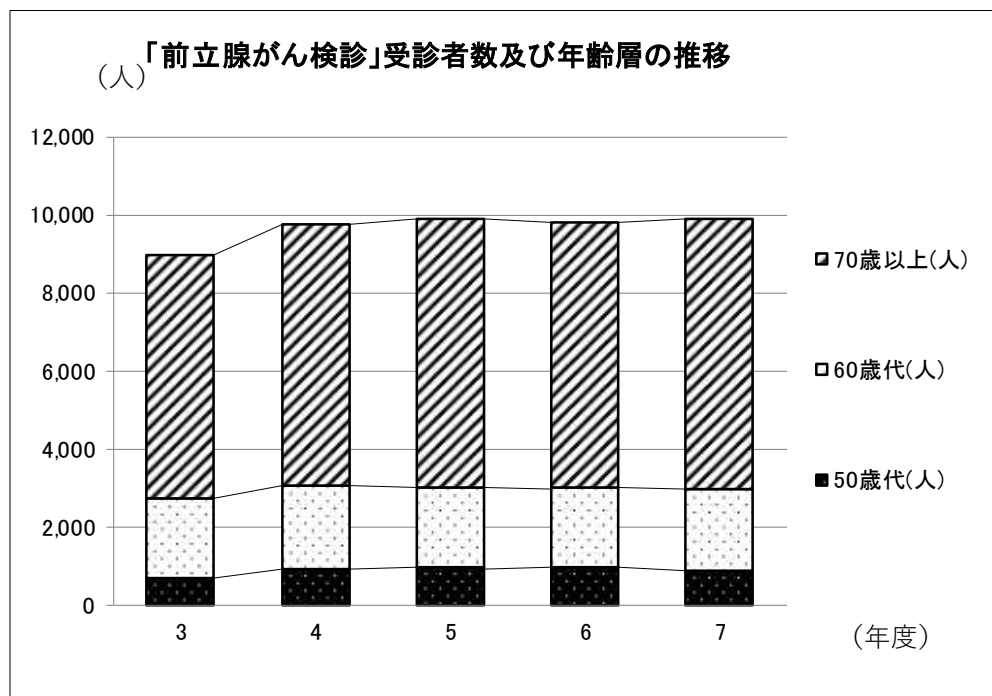
⑦ 前立腺がん検診

目 的 前立腺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関及び総合保健センター

対 象 50歳以上の市民(男性)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	100所	102所	102所	102所	100所
	センター	97回	109回	108回	107回	105回
受診人員(人)		8,958	9,745	9,895	9,813	9,880
一次判定区分	異常なし(人)	8,151	8,788	8,978	8,796	8,911
	要精検(人)	807	957	917	1,017	969
年代別受診者数	50歳代(人)	713	917	960	985	886
	60歳代(人)	2,041	2,132	2,074	2,035	2,104
	70歳以上(人)	6,204	6,696	6,861	6,793	6,890
計		8,958	9,745	9,895	9,813	9,880



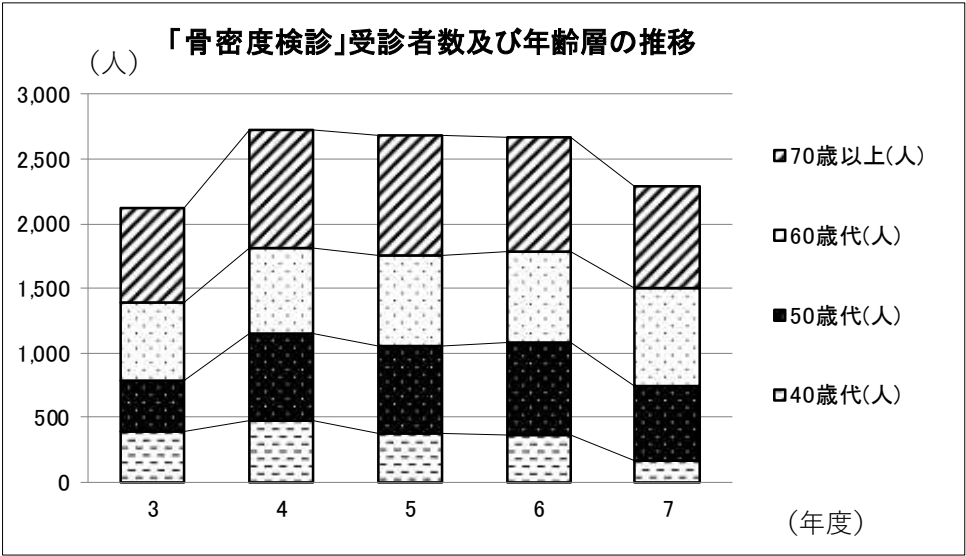
⑧ 骨密度検診

目 的 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

会 場 総合保健センター

対 象 40 歳以上の市民

年度 区分		3	4	5	6	7
実 施 回 数 （ 回 ）		149	160	158	156	157
検 査 方 法		X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法
測 定 人 員 （ 人 ）		2,118	2,720	2,679	2,666	2,286
区 一 次 判 分 定	異 常 な し （ 正 常 域 ）（ 人 ）	1,548	2,053	2,027	1,999	1,638
	要 指 導 （ 要 注 意 域 ）（ 人 ）	375	440	421	432	418
	要 精 検 （ 注 意 域 ）（ 人 ）	195	227	231	235	230
年 代 別 受 診 者 数	40 歳 代 （ 人 ）	394	475	379	370	176
	50 歳 代 （ 人 ）	396	673	674	715	568
	60 歳 代 （ 人 ）	598	670	703	698	764
	70 歳 以 上 （ 人 ）	730	902	923	883	778
計		2,118	2,720	2,679	2,666	2,286



IX 成人保健事業

⑨ 肝炎ウイルス検診

- 目 的 肝炎ウイルス感染の早期発見により、肝炎による健康障害を回避、軽減し、肝炎ウイルスの正しい知識や感染状況の自覚を促す。
- 会 場 委託医療機関及び総合保健センター
- 対 象 過去に市の検診を受診していない20歳以上の市民（ただし現在B・C型肝炎で治療中の方は除く）※ 特定感染症検査等事業として実施

年度 区分		3	4	5	6	7
実 施 医 療 機 関 数		医療機関 96所	医療機関 97所	医療機関 93所	医療機関 94所	医療機関 89所
及 び 実 施 回 数		センター97回	センター109回	センター108回	センター107回	センター105回
受 診 人 員 （ 人 ）		863	1,258	1,197	1,234	790
区 一 次 判 分 定	B 型 陰 性 （ 人 ）	858	1,247	1,192	1,230	780
	B 型 陽 性 （ 人 ）	5	9	3	4	4
	C 型 陰 性 （ 人 ）	862	1,253	1,196	1,231	785
	C 型 陽 性 （ 人 ）	1	3	1	2	3
年 代 別 受 診 者 数	20・30歳代（人）	25	49	32	25	30
	40歳代（人）	269	279	255	223	89
	50歳代（人）	118	287	301	303	156
	60歳代（人）	270	324	326	317	289
	70歳以上（人）	181	319	283	366	226
計		863	1,258	1,197	1,234	790

⑩ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- 目 的 肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療に繋げ、重症化予防を図る。

a. 陽性者フォローアップ事業

- 内 容 初回精密検査費用助成未申請者に対する精密検査受診状況の確認。検査費用助成申請者に対する治療状況等の確認。

年度	3	4	5	6	7
調査票送付者数					
初回精密検査費用助成未申請者	4	9	3	4	3
検査費用助成申請者	4	6	7	4	6

b. 検査費用助成申請事務

年度 区分	3	4	5	6	7
初 回 精 密 検 査	1	6	4	2	4
定 期 検 査	9	9	7	7	8

※埼玉県への進達事務

⑪ 健康増進健康診査

- 目 的 無保険者の生活習慣病予防のため、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。
- 会 場 委託医療機関
- 対 象 40 歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国
残留邦人等支援給付を受けている市民

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
実 施 医 療 機 関 数	58	57	57	55	51
受 診 人 数 (人)	51	52	78	81	64

⑫ 歯周病検診

- 目 的 歯周疾患の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善
等、予防意識の自覚を促す。
- 会 場 委託医療機関
- 対 象 該当年度の4月1日に20・30・40・45・50・55・60・65・70 歳の市民

年度 区分		3	4	5	6	7
実 施 医 療 機 関 数		114	106	103	104	100
受 診 人 員 （ 人 ）		266	428	405	345	247
区 一 次 判 分 定	異 常 な し （ 人 ）	35	64	68	54	34
	要 指 導 （ 人 ）	114	153	144	123	81
	要 精 検 （ 人 ）	117	211	193	168	132

※令和6年度までの対象者は該当年度の4月1日に40・45・50・55・60・65・70 歳の市民

IX 成人保健事業

(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分

単位：人（計はのべ人数）

年 度	3				4				5				6				7			
種別	胃	肺	大 子	前	胃	肺	大 子	前	胃	肺	大 子	前	胃	肺	大 子	前	胃	肺	大 子	前
年代	腸	宮	乳 立	腺	腸	宮	乳 立	腺	腸	宮	乳 立	腺	腸	宮	乳 立	腺	腸	宮	乳 立	腺
20歳代			—				—				—				—				—	
30歳代			—				—				—				—				—	
40歳代	—	—	1	1	7	—	—	—	—	2	—	—	2	—	5	—	—	1	—	7
50歳代	—	—	1	—	2	1	—	—	1	—	5	—	—	—	2	2	8	3	—	—
60歳代	1	—	9	—	10	7	1	—	6	1	5	3	2	—	8	—	5	8	—	—
70歳以上	16	1	36	—	13	53	14	1	33	—	5	64	11	1	46	—	10	39	11	1
小 計	17	1	47	1	32	61	15	1	40	1	17	67	13	1	58	2	28	50	11	1
計	159				141				152				167				139			

(5) がん患者への支援

がんサロン（リレー・フォー・ライフ・ジャパン川越実行委員会と共催）

目 的 がん患者や家族が集まり交流することで、療養生活の悩み等を分かち合う
場所を提供するとともに、治療や療養に関する情報提供を行う。

対 象 がん患者およびその家族、医療関係者等

内 容 患者および家族間の情報交換、医療関係者によるミニセミナーなど

会 場 南公民館

年度 区分	3	4	5	6	7
回 数 （ 回 ）	1	5	6	5	5
患 者 また は 家 族 （ 人 ）	1	51	78	77	91
医 療 関 係 者 等 （ 人 ）	8	49	54	56	43
参 加 者 計 （ 人 ）	9	100	132	133	134

6 難病対策

(1) 指定難病等医療給付申請事務

- 目 的 指定難病等の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
- 対 象 次の項目をすべて満たす方
- ・指定難病等にかかり、認定基準を満たしている方。
 - ・埼玉県内に住所がある方。
- 内 容 申請書類（新規・継続・変更届・療養費請求等）の受理、県への送付、受給者証の交付等

①指定難病等医療給付受給者数（複数疾患による重複あり）

単位：人

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
指定難病	2,624	2,690	2,810	2,856	2,996
特定疾患	3	2	1	2	3
県単独疾患	4	3	6	4	7
計	2,631	2,695	2,817	2,862	3,006

※受給者数については、各年度末に埼玉県より提供された集計資料による。

②先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

単位：人

年度	3	4	5	6	7
先天性血液凝固因子欠乏症等受給者数	18	17	18	19	18

IX 成人保健事業

(2) 難病患者支援事業

① 難病医療講演会

目 的 疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る。

対 象 難病患者・家族・関係者

内 容 医師等の講義、療養生活に関する情報提供等

年度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	-	-	1	1	1
延人数(人)			32	20	119

② 難病患者家族会への支援

目 的 同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図るとともに、療養生活の悩みや苦勞の分かち合い、情報交換など相互学習を通し、療養生活の充実を図る。

対 象 ・神経難病患者家族（あやめの会）

・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者家族（よつばの会）

内 容 ・川越市神経難病患者と家族の会（あやめの会）

第4月曜日 13:30～15:30 交流・情報交換・勉強会・コーラス・創作・レクリエーション等

・ALS患者家族交流会（よつばの会）

第3水曜日 14:00～16:00 情報交換・交流・勉強会等

年度		3	4	5	6	7
川越市神経難病患者と家族の会（あやめの会）	実施回数(回)	-	-	9	11	11
	延人数(人)			92	87	53
ALS患者家族交流会（よつばの会）	実施回数(回)	-	-	9	12	11
	延人数(人)			81	131	101

③ 地域難病従事者研修会

目 的 保健・医療・福祉関係者の資質の向上を図るとともに連携を強化し、地域ケアシステムの構築を図る。

対 象 医療機関・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・生活サポート支援事業所・市の保健福祉関係機関等

内 容 情報交換・研修・事例検討会等

年度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	-	-	1	3	1
延人数(人)			54	115	50

④ 電話や面接、訪問等による個別支援

目 的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。

対 象 難病患者及びその家族

内 容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの調整、精神面でのフォロー等

単位：人

年度		3	4	5	6	7
公費負担申請・相談	延人数	3,987	4,331	2,729	2,884	3,031
訪問指導	実人数	6	9	3	5	7
	延人数	10	9	3	11	9
電話相談	延人数	1,330	1,548	1,294	1,515	1,531

7 石綿（アスベスト）対策

(1) 石綿（アスベスト）健康相談

単位：件

年度	3	4	5	6	7
電話相談	7	4	1	1	3
来所相談	-	-	-	2	-

(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環境再生保全機構への進達事務

単位：件

申請内容 \ 年度	3	4	5	6	7
認定申請	1 (肺がん)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	-
医療費	-	-	-	-	-
療養手当	-	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	-
葬祭料	-	-	-	-	-
特別遺族弔慰金	1	-	-	-	-
特別葬祭料	1	-	-	-	-
救済給付調整金	-	-	-	-	-

＜指定疾病＞ アスベストによる①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

IX 成人保健事業

8 肝炎対策

肝炎治療医療費助成申請事務

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達事務

肝炎治療受給者証交付申請件数

単位：件

年度	3	4	5	6	7
申請件数	195	174	187	183	186

9 原爆被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への進達事務

(1) 各種申請進達

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
健康管理手当申請	-	-	1	2	-
交通手当申請	-	-	-	-	-
死亡届	1	4	2	3	1
葬祭料支給申請	-	3	2	3	1
記載事項変更届	1	-	1	1	2
一般医療費支給申請	1	12	13	12	15
被爆者二世手帳交付申請	1	3	1	1	-
健康診断受診者証交付申請	-	-	-	-	-
被爆者健康手帳再交付申請	1	-	-	-	-
介護保険利用被爆者助成金支給申請	-	1	-	-	-
その他	2	2	2	6	1
計	7	25	22	28	20

(2) 原爆被爆者に関する相談

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
電話相談	1	-	-	-	-

10 骨髓移植ドナー助成費交付

目 的 ドナーの経済的負担等を軽減し、骨髓等移植の推進及びドナー登録の推進を図る。

対 象 ・ 骨髓等の提供が完了した日に川越市内に住所を有している者
・ 他の助成金等の交付（ドナー休暇取得を含む）を受けていない者
・ 市税の滞納がない者

内 容 骨髓等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、
1回の骨髓等の提供につき14万円を限度

単位：人

年度	3	4	5	6	7
件数	3	5	5	2	2

11 アピアランスケア用品購入支援事業

目 的 がん治療に伴う外見の変化を補うためのアピアランスケア用品を購入した者に対し、購入費用の一部を助成することで、外見の変化による心理的負担を軽減するとともに、がん患者の治療と社会参加の両立を支援し、療養生活の質向上を図る。

対 象 ・申請時に川越市に住民登録のある方
 ・がんと診断され、がん治療を受けている又は受けていた方
 ・がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い、医療用補整具を購入した方
 ・川越市又は他の地方公共団体から同種の補助を受けていない方

内 容 ウィッグ、乳房補整具について、1万円を限度として助成を行う。
 （1人につきアピアランスケア用品ごとに1回限り）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
申請内容					
ウィッグ					100
乳房補整具					24

※令和7年度から事業開始

12 若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業

目 的 若年のがん患者が、住み慣れた自宅で安心してターミナル期を過ごせるよう、在宅療養に必要な生活支援費等の助成を行う。

対 象 ・20歳以上40歳未満の方で川越市に住民登録のある方
 （小児慢性特定疾病医療給付制度の対象ではない18歳以上の方も含む）
 ・末期がん患者（医師が医学的知見に基づき判断した方）で在宅療養への支援及び介護が必要な方
 ・他の制度において同等の補助又は給付を受けていない方

内 容 訪問介護（身体、生活援助及び通院等乗降介助）及び訪問入浴介護、福祉用品の貸与、福祉用具の購入、申請時に必要となる意見書の作成費用の助成を行う。

単位：件

年度	3	4	5	6	7
申請内容					
訪問介護・入浴介護・福祉用具貸与					-
福祉用具の購入					-
申請に必要となる意見書の作成料					-

※令和7年度から事業開始

13 地域支援事業

(1) 一般介護予防事業

目 的 要介護状態等になることを予防し、健康で生きがいのある生活や人生が送れるよう、健康教育・健康相談等の取組を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発を行う。また、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。

対 象 高齢者

① 介護予防普及啓発事業

a. 体力アップ倶楽部（初級編）

目 的 介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上などの学習の機会を提供することにより、要介護状態になることを予防し、健康でいきいきした生活が送れるよう支援する。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人員（人）	延人員（人）
3	19（3回×15会場×1クール）	66	134
4	48（4回×12会場×1クール）	178	616
5	48（4回×12会場×1クール）	211	729
6	16（4回×4会場×1クール）	85	286
7	20（4回×5会場×1クール）	94	319

※ 令和3年度以降体力アップ倶楽部（中級編）と統合し、体力アップ倶楽部として実施

※ 令和3年度は4回×7会場を中止

- ・3回目中止（総合保健センター）
 - ・2回目、3回目中止（ウェスタ川越、総合保健センター）
- 参加中の方や既に申し込みがあった方に資料の送付

※ 令和4年度は4回×3会場を中止（保健センター、ウェスタ川越、北部地域ふれあいセンター）

b. 体力アップ倶楽部（中級編）

目 的 介護予防のための運動器の機能向上に関する学習の機会を提供し、
要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活が送れるよう支援する。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人員（人）	延人員（人）
3	—	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—
6	16（4回×4会場×1クール）	78	246
7	20（4回×5会場×1クール）	89	288

※ 令和3年度からは体力アップ倶楽部（初級編）に統合して実施した

※ 令和6年度より体力アップ倶楽部（中級編）を再開

c. ときも体力測定会

目 的 体力測定を実施し、自身の体力を確認してもらうと同時に理学療法士よりロコモティブシンドロームやロコモーショントレーニングについて説明することで、介護予防の普及啓発をはかる。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人数（人）	延人数（人）
3	3	51	51
4	4	77	77
5	6	173	173
6			
7			

※ 令和3年度は2回×3会場のうち、2回目すべて中止（総合保健センター、高階公民館）

※ 令和4年度は2回中止（総合保健センター、ウェスタ川越）

※ 令和6年度よりかわごえ体力測定会に名称・内容を変更

IX 成人保健事業

d. かわごえ体力測定会

目 的 体力測定を実施し、自身の体力を知ることができる。さらにフレイルリスクに早くに気づき、理学療法士等の専門職の助言により、フレイル予防に早期に取り組むことができる。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人数（人）	延人数（人）
6	9	700	700
7	9	603	603

※ 令和6年度より事業開始

e. その他介護予防教室、相談会、パンフレット等配布

○その他介護予防教室、相談会

年度		3	4	5	6	7
その他介護 予防教室	回数（回）	5	20	40	34	37
	延人員（人）	108	816	1,262	1,024	1,243
相談会	回数（回）	15	170	235	204	242
	延人員（人）	61	424	1,469	1,821	1,881

※ 主催、共催、依頼事業を含む

※ 健康増進法に基づく健康教育、健康相談と同時開催も含む

※ 令和4年度から相談会への電話・来所相談を計上

令和7年度 その他介護予防教室内容の内訳(重複該当)

	運動	栄養	口腔	その他
回数（回）	31	18	9	28
延人員（人）	986	618	314	982

○パンフレット等配布

講演会・相談会・イベント等で、パンフレット及び啓発用グッズを配布。

② 地域介護予防活動支援事業

保健推進員への支援

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	8	60	79	67	83
参加者数（人）	66	1,005	1,875	2,034	2,235

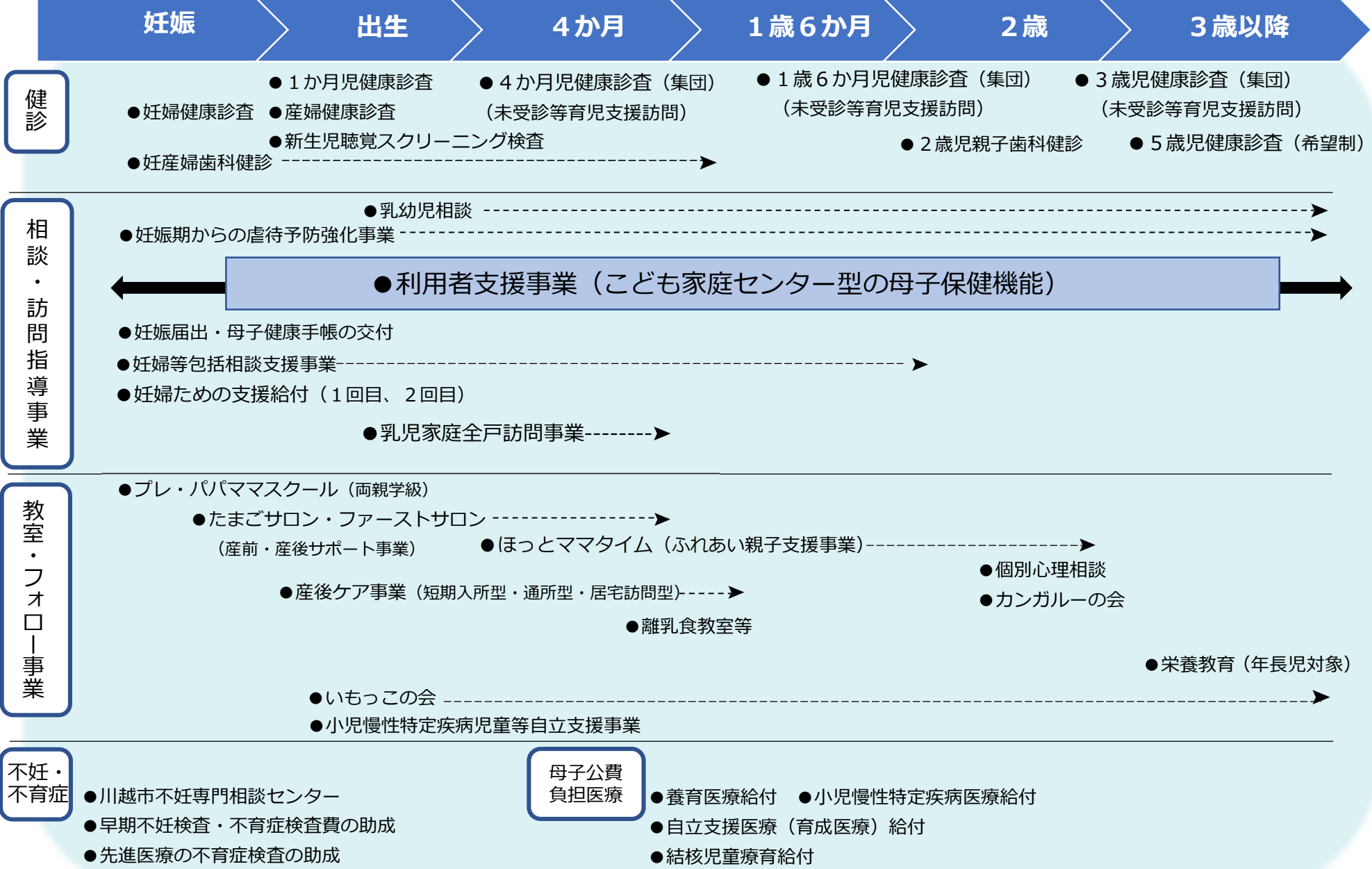
※ 保健推進員との共催事業を含む

X 母子保健事業

健康管理課
母子保健課

X 母子保健事業

1 母子保健事業の概要（令和7年度）



X 母子保健事業

2 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）

妊婦は妊娠の診断後、速やかに妊娠の届出をする。

届出窓口：総合保健センター、市民サービスステーション

(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
新規交付数	2,208	2,151	1,989	1,967	1,993
再・追加交付数	51	58	74	101	59
計	2,259	2,209	2,063	2,068	2,052

(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年度	計	妊 娠 週 数 (週)											出生 後	不明
		1か月 0～3 週	2か月 4～7 週	3か月 8～11 週	4か月 12～15 週	5か月 16～19 週	6か月 20～23 週	7か月 24～27 週	8か月 28～31 週	9か月 32～35 週	10か月 36～40 週			
3	2,208	11	199	1,879	78	6	4	5	—	—	1		25	
4	2,151	5	179	1,854	67	11	9	4	2	2	3		15	
5	1,989	—	219	1,671	48	10	7	4	3	1	2	9	15	
6	1,967	—	216	1,647	60	11	11	6	2	3	1	3	7	
7	1,993	—	190	1,704	65	15	4	6	5	2	—	1		

(3) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）

単位：人

年度	計	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	ブラジル	ペルー	タイ	パキスタン	台湾	その他
3	112	26	8	1	53	3	—	—	—	—	21
4	133	24	14	2	62	—	—	2	2	1	26
5	128	19	8	—	67	1	—	1	2	1	29
6	170	12	16	1	90	3	—	—	2	—	46
7	185	22	14	1	99	5	—	—	3	3	38

3 健康診査

(1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）

目 的 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持増進を図る。

内 容 妊婦一般健康診査 14 回、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV 抗体検査 等

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

単位：件

種 別	3	4	5	6	7
妊婦一般健康診査1回目	2,154 (5)	2,084 (5)	1,930 (9)	1,918 (4)	1,936 (4)
妊婦一般健康診査2回目	2,101 (4)	2,091 (3)	1,926 (9)	1,915 (2)	1,900 (4)
妊婦一般健康診査3回目	2,102 (12)	2,064 (11)	1,929 (9)	1,895 (7)	1,861 (8)
妊婦一般健康診査4回目	2,147 (6)	2,112 (3)	1,899 (7)	1,891 (5)	1,876 (8)
妊婦一般健康診査5回目	2,116 (9)	2,093 (8)	1,907 (13)	1,862 (6)	1,849 (7)
妊婦一般健康診査6回目	2,082 (28)	2,031 (24)	2,051 (28)	1,825 (9)	1,868 (11)
妊婦一般健康診査7回目	2,121 (17)	2,019 (15)	1,967 (20)	1,868 (14)	1,811 (13)
妊婦一般健康診査8回目	2,055 (52)	1,989 (54)	1,935 (55)	1,827 (29)	1,752 (29)
妊婦一般健康診査9回目	1,948 (79)	1,827 (75)	1,818 (68)	1,732 (54)	1,666 (65)
妊婦一般健康診査10回目	2,062 (100)	1,941 (92)	1,900 (92)	1,755 (74)	1,749 (91)
妊婦一般健康診査11回目	1,567 (99)	1,430 (94)	1,417 (97)	1,338 (62)	1,347 (69)
妊婦一般健康診査12回目	1,952 (85)	1,831 (85)	1,776 (87)	1,667 (72)	1,694 (84)
妊婦一般健康診査13回目	1,528 (65)	1,336 (56)	1,361 (65)	1,424 (68)	1,355 (69)
妊婦一般健康診査14回目	800 (38)	678 (39)	709 (42)	773 (54)	729 (45)
HBs 抗原検査	2,154 (5)	2,083 (5)	1,927 (9)	1,918 (4)	1,936 (4)
HCV 抗体検査	2,154 (5)	2,083 (5)	1,927 (9)	1,918 (4)	1,936 (4)
子宮頸がん	2,121 (3)	2,075 (5)	1,889 (5)	1,878 (3)	1,926 (3)
超音波検査	8,198 (225)	7,867 (212)	7,656 (216)	7,142 (162)	7,103 (136)
HIV 抗体検査	2,154 (5)	2,087 (4)	1,929 (8)	1,917 (3)	1,936 (4)
B群溶血性連鎖球菌検査	2,062 (100)	1,941 (92)	1,900 (92)	1,755 (74)	1,694 (75)
HTLV-1 抗体検査	2,167 (6)	2,089 (5)	1,930 (11)	1,910 (3)	1,946 (3)
クラミジア検査	2,162 (5)	2,090 (3)	1,919 (7)	1,934 (3)	1,940 (4)
風疹ウイルス抗体検査	2,152 (5)	2,085 (5)	1,929 (9)	1,919 (4)	1,936 (4)
計 (延)	52,059 (958)	49,926 (900)	47,531 (967)	45,981 (720)	45,746 (744)

※ () 内は償還払対象件数（再掲）

X 母子保健事業

(2) 産婦健康診査

- 目 的 産婦に対して、産婦健康診査を実施することにより、産後の母体の身体的機能の回復、授乳状況及びこころの健康状態の把握等を行い、産婦の健康保持増進を図る。
- 内 容 産婦健康診査、エジンバラ産後うつ病質問票：EPDS、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト
- 実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	3	4	5	6	7
実施件数（件）			1,775 (172)	1,754 (197)	1,727 (226)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

※ 令和5年度より事業開始

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

- 目 的 新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う。
- 内 容 自動ABR検査、OAE検査
- 実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	実施件数（件）		
	自動ABR検査	OAE検査	計
3	1,764 (70)	64 (14)	1,828 (84)
4	1,784 (109)	29 (16)	1,813 (125)
5	1,805 (158)	19 (13)	1,824 (171)
6	1,670 (146)	12 (7)	1,682 (153)
7	1,691 (186)	6 (5)	1,697 (191)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

(4) 1 か月児健康診査

- 目 的 1 か月児に対して、1 か月児健康診査を実施することにより、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図る。
- 内 容 身体発育状況、栄養状況、疾病及び異常の有無、先天性代謝異常及び新生児聴覚検査の実施状況の確認、ビタミンK₂投与状況の確認
- 実施方法 市内の委託医療機関で実施するほか、委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	3	4	5	6	7
実施件数（件）				658 (128)	1,408 (406)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

※ 令和6年10月より事業開始

(5) 4 か月児健康診査（母子保健法第13条）

- 目 的 疾病の予防措置として、身体の異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行う。
- 対 象 4 か月～6 か月未満の乳児
- 内 容 問診、計測、診察、集団指導（栄養）、個別相談
- 従事者 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士等
- 会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数 (回)	該当 児数	受診 児数	受診 (%)	健 診 結 果					事後 指導
					異常 なし	既医療	要観察	要精検	要治療	
3	48	2,200	2,121	96.4	1,681	270	146	14	10	170
4	48	2,151	2,014	93.6	1,574	254	133	48	5	186
5	36	2,095	2,020	96.4	1,470	295	202	45	8	255
6	36	1,960	1,871	95.5	1,344	312	161	50	4	215
7	36	1,945	1,849	95.1	1,395	257	158	34	5	197

身体発育状況

単位：人

年 度	身長		体重	
	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上
3	187	168	167	168
4	151	170	178	161
5	202	135	206	169
6	247	113	179	155
7	212	88	140	168

※ パーセンタイルとは、同月年齢児 100 人中何番目の大きさかを示す指標

X 母子保健事業

(6) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

目 的 歩行や言語発達の指標が明らかになってくる1歳6か月児について心身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養指導や育児指導などを行い、幼児の健康保持及び増進を図る。

対 象 1歳6か月～2歳未満の幼児

内 容 問診、計測、診察、歯科健診、はみがき指導、個別相談（栄養相談含む）

従事者 医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数(回)	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
3	48	2,397	2,265	94.5	1,563	198	467	26	11	504	147
4	48	2,266	2,209	97.5	1,543	225	400	35	6	441	83
5	48	2,216	2,160	97.5	1,411	251	453	41	4	498	
6	36	2,232	2,105	94.3	1,377	241	443	37	7	487	
7	36	2,034	1,980	97.3	1,243	247	451	28	11	490	

身体発育状況と歯科健康診査

年度	発 育 状 況				む し 歯			
	身 長		体 重		むし歯のある者(人)	むし歯の総数(本)	1人当たりの本数(本)	むし歯のない者(人)
	10パーセンタイル以下(人)	90パーセンタイル以上(人)	10パーセンタイル以下(人)	90パーセンタイル以上(人)				
3	193	240	148	351	8	20	0.01	2,257
4	226	201	137	363	7	16	0.01	2,202
5	225	168	149	299	8	22	0.01	2,152
6	236	155	145	284	9	25	0.01	2,096
7	251	136	127	281	6	14	0.01	1,967

※ パーセンタイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさかを示す指標

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

(7) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に対して医師、歯科医師等により総合的健康診査を実施して、適切な指導を行う。
対 象	3 歳 3 か月～4 歳未満の幼児
内 容	問診、尿検査、計測、屈折検査、視覚検査（該当児）、診察、歯科健診、個別相談
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員等
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数 (回)	該当 児数	受診 児数	受診率 (%)	健 診 結 果					事後 指導	心理 相談
					異常 なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
3	48	2,583	2,434	94.2	1,106	180	1,007	68	73	1,148	150
4	48	2,415	2,289	94.8	1,319	187	535	204	44	783	131
5	48	2,435	2,350	96.5	1,121	226	581	365	57	1,003	101
6	48	2,342	2,221	94.8	1,097	202	574	306	42	922	111
7	36	2,303	2,092	90.8	1,059	183	555	254	41	850	76

身体発育状況と歯科健康診査

年度	身 体 発 育 （ 肥 満 度 ）				む し 歯			
	-20%以下	-20%～ -15%	+15%～ +20%	+20%以上	むし歯の ある者 (人)	むし歯の 総数 (本)	1人当り の本数 (本)	むし歯の ない者 (人)
3	2	9	79	45	184	517	0.21	2,250
4	1	15	80	43	112	273	0.12	2,177
5	1	11	95	33	124	364	0.15	2,226
6	-	10	84	41	98	311	0.14	2,123
7	-	12	79	39	102	309	0.15	1,986

※ むし歯 1 人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

X 母子保健事業

3歳児精密健康診査事業結果

単位：人

年度	分類	受診児数	受診結果		
			正 常	要経過観察	要治療
3	心臓	7	7	－	－
	眼	21	13	6	2
	耳 鼻	2	1	1	－
	泌尿器	－	－	－	－
	その他	5	3	1	1
4	心臓	5	4	1	－
	眼	26	8	11	7
	耳 鼻	－	－	－	－
	泌尿器	85	65	16	4
	その他	3	2	1	－
5	心臓	3	3	－	－
	眼	102	18	61	23
	耳 鼻	－	－	－	－
	泌尿器	113	86	23	4
	その他	3	1	2	－
6	心臓	10	9	1	－
	眼	103	22	70	11
	耳 鼻	1	－	－	1
	泌尿器	93	62	29	2
	その他	6	4	－	2
7	心臓	12	10	2	－
	眼	79	7	58	14
	耳 鼻	1	－	－	1
	泌尿器	79	51	25	3
	その他	7	2	5	－

(8) 5歳児健康診査

目 的	こどもの個々の発達の特性を早期に発見し、保護者の気づきを深め、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行う。
対 象	4歳6か月～5歳6か月の幼児
内 容	集団行動観察、問診、計測、診察、個別相談(心理相談、栄養相談、療育相談、就学準備相談含む)
従 事 者	医師、保健師、看護師、心理相談員、栄養士、保育士、児童発達支援センター職員、教育センター職員、公立保育園保育士等
会 場	総合保健センター

単位：人

年度	実施回数 (回)	該当児数	受診児数	健診結果				
				異常なし	既医療	要紹介 (要精密 ・要治療)	既療育	要経過観察
6	6	1,235	66	46	5			15
7	24	2,347	315	147	5	2	41	120

※ 令和6年10月より事業開始。令和6年度の既医療の実績には既療育を含む。

(9) 妊産婦歯科健診

目 的	妊娠中に起きやすい歯科疾患の予防、歯科保健に関する意識の向上を図る。
対 象	妊娠5か月以上の経過が良好な妊婦及び産後1年未満の産婦
内 容	歯科検診、歯みがき指導
従 事 者	歯科医師、歯科衛生士、保健師等
会 場	総合保健センター

年度		3	4	5	6	7
実施回数(回)		4	7	8	8	8
受診者数(人)	妊婦	40	73	81	97	85
	産婦	21	34	35	40	23

X 母子保健事業

(10) 2歳児親子歯科健診

目 的	1歳6か月児健診から3歳児健診までの時期の口腔衛生への意識を高め、3歳児健診でのむし歯の減少を図る。
対 象	2歳～2歳6か月の幼児とその保護者
内 容	歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、おやつの話、個別相談
従 事 者	歯科医師、歯科衛生士、栄養士等
会 場	総合保健センター

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	4	6	6	6	6
受診児数（人）	101	120	101	112	124
受診保護者数（人）	68	74	69	74	86

4 健康教室（母子保健法第9条）

(1) 両親学級

プレ・パパママスクール

目 的	育児等について夫婦が共に学ぶことにより、積極的に親になる準備を行えるように支援する。
対 象	経過良好な妊婦、パートナー及びその家族
内 容	母子保健制度、育児について・演習、妊娠・分娩経過、産後の生活
従 事 者	保健師、助産師、栄養士
会 場	総合保健センター

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	6	9	25	21	55
延参加人数（人）	208	330	517	532	741

※ 令和6年度までは、妊娠5か月以上の第1子出産予定の夫婦を対象に実施

※ 令和7年度は、実習（赤ちゃんのお世話体験コース）と講話（妊婦体験・講話コース）の2つのコースに分けて実施

(2) 育児教室

① 離乳食教室等

目 的	月齢に応じた離乳食のすすめ方等について普及啓発し、離乳食に関する悩みや不安の解消を図る。	
対 象	(はじめてまして)	概ね 4～6 か月の乳児とその保護者
	(もぐもぐ)	概ね 7～11 か月の乳児とその保護者
	(外会場)	概ね 4 か月～3 歳までの乳幼児とその保護者
内 容	(はじめてまして)	離乳食のすすめ方
	(もぐもぐ・外会場)	離乳食のすすめ方、口腔内の手入れについて
従 事 者	(はじめてまして)	栄養士等
	(もぐもぐ・外会場)	栄養士、歯科衛生士等
会 場	総合保健センター、外会場（子育て支援施設他）	

年度		3	4	5	6	7
はじめてまして	実施回数（回）	8	5	6	10	12
	参加組数（組）	51	44	167	280	267
もぐもぐ	実施回数（回）	8	5	6	8	12
	参加組数（組）	48	43	116	189	197
外会場	実施回数（回）	3	4	13	12	10
	参加組数（組）	14	47	121	101	81

② 栄養教育（食べるの大好き！こどもの食育）

目 的	食の関心や健康づくりへの意識を高めるために栄養教育を行い、家庭での食育の推進を図る。				
対 象	私立幼稚園・保育園年長児等				
内 容	パネルシアターや食材カードを用いて、3 色食品群（赤・黄・緑）を楽しく学ぶ。				
従 事 者	栄養士、保健師				
会 場	各施設				

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）			29	40	32
延参加人数（人）			748	908	813

※ 令和 5 年度より事業開始

X 母子保健事業

③ おやつと歯みがき教室

目 的 おやつづくりを通し食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて体験しながら学ぶ。

対 象 未就学児とその保護者

内 容 おやつ調理実習、歯みがき指導

従 事 者 栄養士、歯科衛生士等

会 場 総合保健センター

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	1	3	4	2	
延参加人数（人）	21	35	28	15	

※令和6年度で本事業終了

(3) 依頼の教室（育児関連講座等への協力）

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	4	6	9	17	6
延参加人数（人）	27	108	105	275	122

5 こどもの食物アレルギー講演会

目 的 食物アレルギーに関する正しい情報を入手するとともに、アレルギー疾患罹患児等が適切な食生活が送れるよう支援する。

内 容 医師による食物アレルギーについての講演

対 象 食物アレルギーのあるこどもとその保護者、施設関係者

年度	3	4	5	6	7
実施日		3月16日		2月10日	
参加人数（人）		119		75	

6 健康相談（母子保健法第10条）

(1) 乳幼児相談

目 的	乳幼児の保護者からの相談に応じ、育児不安の解消と、乳幼児が健康に育つための支援をする。				
対 象	2 か月～就学前の乳幼児とその保護者				
内 容	身長・体重測定、個別相談				
従 事 者	保健師、栄養士、看護師等				
会 場	総合保健センター、南文化会館				

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	43	49	48	50	56
延来所者数（人）	364	283	348	237	236

※令和5年度から7年度までは、イベント（おおきくなったかな）を含む。

(2) 心理相談員による相談

① 個別相談

目 的	幼児に対してことば及び心理的な発達への支援を行うとともに、保護者に対して育児不安の軽減を図る。				
対 象	幼児健診等で相談を受け、その後も支援が必要と思われる幼児とその保護者				
内 容	相談指導				
従 事 者	心理相談員、保健師				
会 場	総合保健センター、南文化会館				

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	110	109	80	80	73
延相談人数（人）	204	187	117	155	142

X 母子保健事業

② 集団相談（カンガルーの会）

目 的	集団での心理相談の場として、遊びを通して幼児の様子、親子関係を観察し、今後の支援を検討し、保護者に対して育児不安の軽減を図る。				
対 象	支援が必要と思われる2歳～3歳までの幼児とその保護者				
内 容	集団相談指導				
従 事 者	心理相談員、保健師、保育士				
会 場	総合保健センター				

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	4	8	12	12	12
延参加組数（組）	18	100	136	80	102

(3) 発育発達に関する相談事業

目 的	成長発達を正しく評価しながら健やかな発育発達を促す。				
対 象	未熟児及び乳幼児健診、相談で発育発達に遅れが疑われる乳幼児				
内 容	発達検査、診察、相談				
従 事 者	小児科医師、心理相談員、保健師				
会 場	総合保健センター				

年度		3	4	5	6	7
発育発達クリニック	実施回数（回）	22	13	11	3	
	受診者数（人）	88	55	48	13	

※ 令和6年10月から、発育発達クリニックは5歳児健康診査の開始に伴い終了

7 訪問指導

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法・母子保健法）

目 的	子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援				
従 事 者	助産師、保健師				
対 象 者	生後4か月までの乳児のいる家庭				

年度	3	4	5	6	7
訪問児数(人)			2,089	1,914	1,733

(2) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問

目 的 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図る。

対 象 乳幼児健診未受診の家庭

従 事 者 保健師

年度	3	4	5	6	7
実施者数（人）	98	147	105	105	107

(3) その他の訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導が必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従 事 者 保健師、助産師、栄養士等

年度	3	4	5	6	7
実施者数(人)			161	118	195

※ 令和5年度から

①産婦・新生児訪問指導、②こんにちは赤ちゃん事業を(1)乳児家庭全戸訪問事業へ、③要指導者への訪問指導を(3)その他の訪問指導へ整理して計上

① 産婦・新生児訪問指導（母子保健法第11条）

目 的 乳児と産婦の健全な育成を図る。

従 事 者 助産師、保健師

対 象 者 概ね出産後2か月以内の産婦・新生児、里帰り出産で希望のあった母子

年度	3	4	5	6	7
新生児 （人）	1,157	1,126			
産婦 （人）	1,157	1,126			
計	2,314	2,252			

X 母子保健事業

②こんにちは赤ちゃん事業（児童福祉法）

目 的 子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援
 対 象 概ね生後2か月以降4か月までの乳児のいる家庭
 従事者 保健師、助産師等

単位：件

年 度		3	4	5	6	7
訪問対象家庭数		2,207	2,164			
こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)		835	803			
母子 確 認 数	こんにちは職員による訪問実件数	777	763			
	常勤・非常勤職員による訪問	224	269			
	助産師、保健師依頼による訪問	1,157	1,126			
	計	2,158	2,158			

③ 要指導者への訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導が必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従事者 保健師、助産師、栄養士等

年度	3	4	5	6	7
妊産婦（人）	252	277			
乳児（人）	247	285			
幼児（人）	53	68			
その他（人）	103	118			
計	655	748			

※ その他は、親、祖父母等

8 長期療養児等育児支援

(1) いもっこの会（ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会）

目 的 情報交換等を通じ、ダウン症等長期療養疾患児の親同士が助け合えるよう支援する。

内 容 情報交換、発達相談等

従 事 者 保健師等

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	5	10	11	11	12
延参加組数（組）	-	11	80	68	46
延参加人数（人）	-	27	160	136	97

(2) ほっとママタイム（ふれあい親子支援事業）

目 的 児童虐待の予防のため育児不安の強い保護者を支援し、育児機能の修復を図る。

内 容 グループミーティング

従 事 者 心理相談員、保健師、保育士等

会 場 総合保健センター

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	10	8	7	12	12
延参加組数（組）	22	15	29	89	81
延参加人数（人）	22	15	60	149	139

※ 令和3年度、4年度は個別に実施

※ 令和5年9月に「コアラの会」から「ほっとママタイム」に名称変更

X 母子保健事業

9 母子保健連絡調整会議

目 的 川越市内の母子保健関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立し、もって母子保健の向上に資する。

内 容 担当者連絡会議及び研修会

構 成 員 市内の母子保健関係機関等職員

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	-	1	2	2	2
延参加者数（人）		33	53	56	76

10 利用者支援事業（こども家庭センター型の母子保健機能）

目 的 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、相談に応じる。

従 事 者 保健師・助産師等

年度	3	4	5	6	7
妊娠届出後相談（人）	1,605	2,164			
出生連絡後相談（人）	775	1,404			
面談での相談（人）	1,655	1,806			

単位：件

年度	3	4	5	6	7
妊 娠 期 相 談（面 接）			2,160	2,251	2,559
妊 娠 期 相 談（電 話）			1,518	1,542	2,038
子 育 て 期 相 談（面 接）			245	93	153
子 育 て 期 相 談（電 話）			2,864	3,802	2,858

※令和5年2月から出産・子育て応援事業の開始に伴い、妊婦面談開始。区分を整理

1 1 産後ケア事業

(1) 短期入所型産後ケア事業

目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

※ 令和5年度まで産後4か月未満の母子が対象

(2) 通所型・居宅訪問型産後ケア事業

目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への通所もしくは、自宅への訪問により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
短期入所型	延利用者数（人）	14	11	8	24	23
	延利用日数（日）	27	22	20	78	78
通所型	ショート型 延利用者数（人）	28	85	118	173	286
	ロング型 延利用者数（人）					347
居宅訪問型 延利用者数（人）					148	153

※ 令和3年10月から通所型（ショート型）産後ケア事業、令和6年10月から居宅訪問型産後ケア事業、令和7年4月から通所型（ロング型）産後ケア事業を開始

1 2 産前・産後サポート事業

目 的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を行う。

対 象 妊産婦及びその家族

内 容 たまごサロンは、公共施設等を活用し、講座形式により出産や子育てについて学び、利用者が子育てのイメージを描きやすくなるよう支援する。

ファーストサロンは、公共施設等を活用し、交流形式により利用者同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

年度		3	4	5	6	7
たまごサロン	実施回数（回）	9	9	9	9	9
	延参加人数（人）	82	88	130	172	205
ファーストサロン	実施回数（回）	10	10	10	10	10
	延参加人数（人）	104	104	129	130	171

X 母子保健事業

13 出産・子育て応援事業

- 目 的 すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」及び経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体として実施する。
- 対 象 出産応援ギフトは妊娠の届出をした妊婦
子育て応援ギフトは出生した子を養育する者
- 内 容 出産応援ギフトは妊娠届出後に伴走型相談支援を受けた妊婦 1 人につき 5 万円を支給し、子育て応援ギフトは子の出生後に伴走型相談支援を受けた当該子を養育する者に対して、当該子 1 人につき 5 万円を支給する。

単位：件

年 度	交付件数	
	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
4	612	376
5	4,151	3,188
6	2,044	2,019
7	249	521

※ 令和 5 年 2 月 1 日より事業開始

※ 令和 7 年度は子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付が制度化されたことに伴う過渡期対応

14 妊婦のための支援給付事業

- 目 的 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊娠した者に対して妊婦支援給付金を給付する。
- 内 容 妊婦支援給付金 1 回目は妊娠の事実確認ができた妊婦 1 人につき 5 万円を支給し、妊婦支援給付金 2 回目は出産予定日の 8 週間以降に、届けた胎児 1 人につき 5 万円を支給する。

単位：件

年 度	交付件数	
	妊婦支援給付金 1 回目	妊婦支援給付金 2 回目
7	1,893	1,656

※ 令和 7 年度から、出産・子育て応援事業を子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付として制度化

15 母子公費負担医療

	受給者数（人）				
年度	3	4	5	6	7
養育医療給付	70	68	79	99	64
自立支援医療（育成医療）給付	64	46	50	56	31
結核児童療育給付	-	-	-	-	-
小児慢性特定疾病医療給付	386	374	372	381	390

小児慢性特定疾病受給者数 内訳

	受給者数（人）				
年度	3	4	5	6	7
1 悪性新生物	51	52	55	61	58
2 慢性腎疾患	22	24	21	21	21
3 慢性呼吸器疾患	23	21	22	23	29
4 慢性心疾患	77	62	69	66	74
5 内分泌疾患	60	57	56	52	46
6 膠原病	16	17	14	11	9
7 糖尿病	22	24	22	22	20
8 先天性代謝疾患	10	10	11	13	14
9 血液疾患	14	14	15	18	17
10 免疫疾患	4	4	3	4	6
11 神経・筋疾患	47	45	41	44	49
12 慢性消化器疾患	26	25	25	31	32
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	17	17	14	13	12
14 皮膚疾患	4	3	3	1	1
15 骨系統疾患	1	1	2	2	2
16 脈管系疾患	-	-	-	-	-

※ 複数疾病により認定されている場合、重複して計上。故に、公費負担医療受給者数とは齟齬が生じる。

X 母子保健事業

16 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

講演会及び交流会

年 度	3	4	5	6	7
実施回数(回)			1	1	1
延人数 (人)			6	8	9

※ 令和5年度より実施

17 不妊・不育症支援事業

(1) 川越市不妊専門相談センター

目 的 不妊、不育症に関する様々な悩みに適切に対応するため、総合相談体制を整備する。

対 象 不妊、不育症に悩む夫婦

内 容 専門医による個別相談

年 度	3	4	5	6	7
相談件数 (件)	17	8	17	6	8

(2) 川越市早期不妊検査費助成事業

目 的 不妊症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で、女性の年齢が43歳未満の男女共に不妊検査を受けた方

内 容 不妊症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	3	4	5	6	7
助成件数 (件)	114	94	95	160	204

(3) 川越市不育症検査費助成事業

- 目 的 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で 2 回以上の流産等の経験があり、女性の年齢が 43 歳未満の不育症検査を受けた方
- 内 容 不育症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	13	6	12	10	19

(4) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業

- 目 的 先進医療の不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 2 回以上の流産・死産の既往があり、先進医療の不育症検査を受けた方
- 内 容 指定医療機関で実施した、先進医療として告示されている不育症の検査

年 度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	-	1	-	-	-

保健所事業概要

(令和 8 年度)

令和 8 年 9 月発行

発 行 川越市保健所

編 集 保健総務課

電 話 049-227-5101

www.city.kawagoe.saitama.jp